矯正図書館

刑政

第四十六卷　第三號
三月號
昭和八年三月一日發行
昭和八年二月二十八日印刷納本　昭和八年三月一日發行
明治三十七年二月二十六日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）
財團法人　刑務協會發行

刑務所に於ける生活基準（卷頭言）	正木亮	2
現代犯罪生物學の展望（一）	吉益脩夫	4
刑務所の工場災害並に作業手當金に關する考察	福山福太郎	22
週間制度の行刑に及ぼす効果	金田榮三郎	35
保護觀察論	ジョール・アール・ムーア	49
イタリアノ行刑制度（一）	ヂオヴアンニ・ノヴエリ	59
海外時報		66
我が國に於ける尊王思想の發達（上）	中村孝也	73
雜報——讀者の頁——家庭の頁——海外異聞錄——刑政俳壇——錄任辭令		

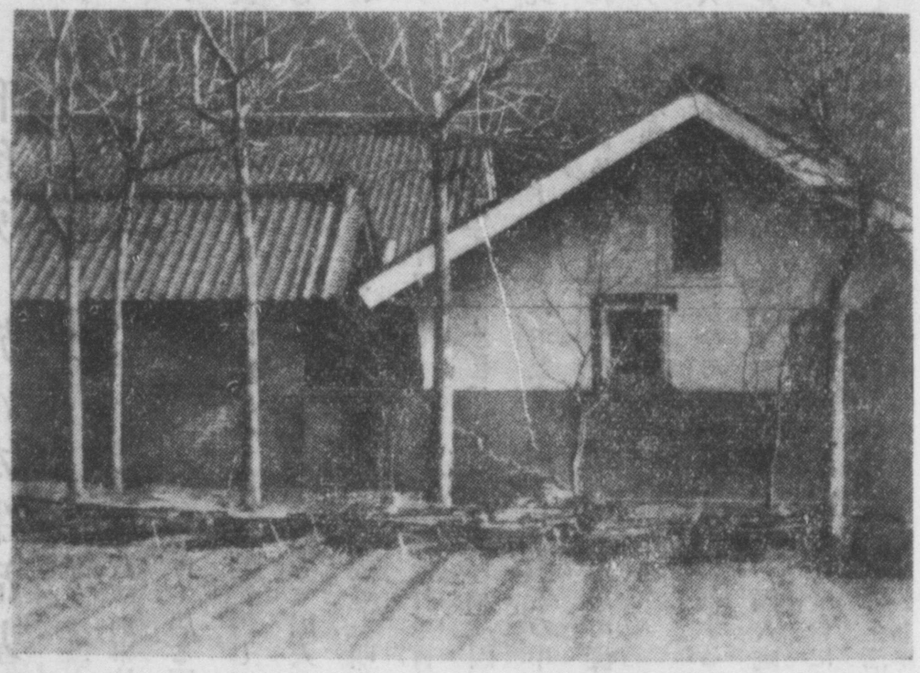

刑政

第四十六卷

第三號

岩波版

六法全書

附索引及參照條文

最新收錄昭和八年新版法令集

末川博 編著

京都帝大教授法學博士

▼參照條文一目瞭然　昨春改版以來、特別な活字を使用することによつて參照條文は極めて見易くなり、事項に從つて參照さるべき條文は區分された等、全然面目が一新されたが昭和八年版に於いては更に「手形法」について詳細な參照條文が附されてゐる。

▼事項索引整序　最も正確な而も檢索に便宜な事項索引を有することは本書の特色の一である。昨年の改版に當つて一層整序され、また本年度は「手形法」の索引を加へた。

▼內容益々豐富　新に多數の法令を追加約二百六十を收錄し、愈內容の豐富且つ完璧を期した。從て法令索引にも改訂を施した。

▼編輯竝に校正の嚴正　各部門專門學者が編輯を擔任萬遺漏なきを期しまた校正は版を重ねる毎に嚴正を加へ、印刷・製本其他の諸點に於ても新しき努力改善を悉して居る。

文官分限委員會 官制、高等試驗令 金錢債務臨時調停法、手形法其他

特價一圓八十錢　上製袖珍型模革裝定價二円

總頁一三六四頁　送料書留十五錢

特價二圓　特製總革裝定價二円三十錢

東京市神田區一ツ橋通町　岩波書店

振替東京二六二四〇番　電話九段一八七一・一八八八・一八九〇

刑務所に於ける生活基準

ハイデルベルグから發刊されて居る犯罪心理學及び刑事法改良月刊の昨年の十二月號にブランドステッターといふ人が表題の如き小論を掲げて、降下を續けて居る國民生活といつも變らぬ因人生活とが逆行して前者が後者よりもより惡しき場合に於ける一般の批判に對して吾人が如何なる見解を持つべきかといふことを示教して居る。換言すれば、一般社會狀態を考慮して因人生活をかかる場合には引き下げねばならぬかどうかといふ問題に對してブランドステッターは一の意見を明かにして居るのである。

ブランドステッターは今日よくドイツ社會で言はれる言葉の二、三を擧げて居る。曰く『刑務所は犯罪人のサナトリユウム Verbrechersanatorium だ』とか『因人の方がよすぎる』とかいはれるのがそれである。此の言葉はあにドイツのみでなく日本の法律學者の中にも亦法律と關係のない一般の人々の中でもよくいはれる言葉である。ひどいのになると因人をそんなに優待するより殺して了つた方がいいぢやないかといふやうな考へを持つて居る者も少くないやうである。

因人に對する處遇の向上はかやうに一般社會を刺戟する場合が多いし、又それはブランドステッターによつて見ると國の東西を問はないやうである。なぜ、因人處遇の向上はしかく世人を刺戟するのか、それに對してわたくしはその最大原因を世人がいつも標準を社會に於ける最下底の人々に取るからであると思ふ。しかし、社會に於ける最下底の人々の生活は標準以外の生活なのでそんな生活狀態をその儘放置して置くことは文化國としては許されないので、かやうな生活は實は明るみに出すことの出來ぬ生活狀態なのである。國家としてはそれらの人々の生活狀態を明るみに出し得るに至るまで向上せしめて然る後に批判の對象として貰ひたいのである。それが爲めに、國家は救貧事業だとか、欠食兒童の救濟だとか、いろいろと生活狀態の向上に努力を續けて居るのである。

その明るみに出し得られぬものを引き出して因人なるが故にそれ以上の生活を爲さしめてはならぬといふ理論はわたくしとしては到底是認することは出來ないのである。ブランドステッターも言つて居るが、因人はどんなときでもめいめいに布團を持つて居る。しかし、ルンペンはそれを持ち合せて居ないが、敍上の批判を下す人々は此の場合に於ても因人の布團を持つことはぜいたくだといはねばならなくなるのである。その理論をもつと押し通せば欠食兒童のある限り因人には飯を食はすことは不衡平だといふ議論も成り立たねばならなくなるのである。

靜かに考へるとそんな議論を立てることが無理だといふことは直ぐに分る。因人の布團を持ち飯を食ふ事が不當なのではなくて布團を持ち得ぬ生活狀態、飯を食ひ得ぬ小供のある社會狀態を續けて行くところに國家の無責任があるので、それをせめないで因人處遇の向上を氣に病むことの方がよほど無理でなくてはならないのだ。

抑も因人の生活基準を批判する根本は生活の內容を捕へる前に先づ國家の責任といふことを明かにせねばならないのである。而して、國家の責任は貧民に對する場合と、因人に對する場合乃至病者に對する場合とに各々區別は生ずるが、しかし何れに對しても健康を保持せしめ一定の知識を有せしめるべきであることに

付いては一に歸するものである。

ブランドステッターは國家は拘禁した人々を健康ならしめる義務があるといひ、囚人に對して社會教育を施すべき責任があるといつて居るが、その責任の程度は貧民に對しても全く仝一でなければならぬので、その責任の果されぬ場合は責任の果されたものを果されぬ者に對比すべきでなくて、果されない方を引き上げて行かねばならぬのである。

だから、未だ完全の域に達して居ない囚人生活を向上しつつあるわれわれの努力に對して之を悲慘な社會の下層生活に比べて云々することは國家責任といふことに盲目であるところの批判となるのである。又、その向上を引き止め乃至は引きさげよと叫ぶものは結局に於て今日の悲慘な下層生活の妥當性を認めようとする專斷思想のあらはれとなるのである。

わたくしは、かやうな批判に對して此の如くに答へて見たいと思ふ。卽ち、下層民の生活狀態と囚人生活とを對比し權衡を保たんと主張する者は先づその先に下層民の生活狀態の向上に專念し囚人生活をリードせしめることに意を用ふべきであるといふことを。

昭和八年二月十九日夜

正木亮

現代犯罪生物學の展望【一】

吉益脩夫

目次

一　緒言
二　犯罪生物學の概念決定
三　リューデイン、ランゲの遺傳研究
四　リーブマン對ヘプラーの問題
五　マックス・シュラップの內分泌萬能說（以下次號）

一　緒言

我國の行刑に於ける指導原理は既に歐米諸國に比して何等遜色なき域に達して居る。私は今更行刑に於ける犯罪生物學的基礎づけの必要を說かうとするものではない。

寧ろ此論文の主眼とするところは、新興科學としての現代の犯罪生物學が辿つて來た道を反省することによつて、此科學の將來進むべき正しい針路を發見することにある。

テーゼのあつてアンチテーゼのないところには正しい科學の進步は望めない。嘗て獨逸に於て、醫者や精神病學者は裁判官の非生物學的な考へ方を非難したものであつた。然るに、今漸

く裁判官や刑法學者の興味が盛に此問題に向けられるやうになつた時、突如として最も權威ある刑事精神病學者グルーレ (H. Gruhle) ウイルマンス (K. Wilmanns) アシャッフエンブルグ (G. Aschaffenburg) 等諸氏の側から、人格考察を法廷に於て用ふることに對して懷疑の聲が叫ばれた。

メツガー (E. Mezger)[1] をして奇異の感を抱かしめた此現象は獨逸に於ける犯罪生物學が眞正な發達の路を辿りつつあることの證左に他ならない。私は此等最も尊敬すべき眞摯なる學者の中から叫ばれた悲壯な懷疑の聲は現代の犯罪生物學界に今尙低迷する曖昧な獨斷の雲を驅逐するための警笛を意味するものであると考へる。そして此懷疑の裏には眞正にして有力な犯罪生物學の發達に對する熱烈な憧憬と希望の光が隱されて居ることを疑ふことが出來ない。

之に反して恐るべきは科學の濫用である。その最も、極端な一例として我國に於て演ぜられた次の如き悲喜劇 (トラギコメディー) を擧げることが出來る。某地に於て或る職業採用試驗に當つて應募者が總[2]て血液型を檢べられ、其結果或る血液型に屬する人人は劣等なる性格者なりとのドグマに從つて不採用の憂き目を見たと噂されて居る。若し万一にも我刑務所に於て斯かる似而非科學的判定によつて一人の受刑者たりとも、その假釋放のための豫後が決定されるやうなことがあつたならば、我行刑史上に拭ふことの出來ない汚點を殘すことになるであらう。

實に恐るべきは一知半解の學問と無批判的な盲信的行爲である。

一 Mezger E., Die Bedeutung der Kriminalbiologie, Monatsschr. f. Krim. u. Str. 22. S43. 1931.

二 血液型と性格との關係は未だ學界に於て承認されない獨斷說である。之に關する批判は後に述べるところを參照せられたし。

二 犯罪生物學の概念決定

現代の犯罪生物學は一方昔の狹義の犯罪生物學から區別せらるべきであると同時に他方所謂狹義の犯罪人類學即ちロンブローゾのそれから區別せられなければならない。

前世紀の後半から今世紀の始めにかけて、唯物論的機械論的な世界觀が世界を風靡して居たときには、有機體の統一 (Einheit) とか、意味ある全體 (sinnvolle Ganzheit) だとか、合目的性 (Einzigartigkeit) だとか、人格存在 (Personsein) だとか云ふことは禁ぜられた觀念であつた。

然るに此唯物論的世界觀が衰へ始めるやうになつて、漸次廣い意味の醫學的人類學の建設が努力[3]される樣になつた。クラウス (F. Kraus)[1] ブルグッシュ (Brugsch)[2] オスワルド・シュワルツ (Oswald Schwarz)[3] クローンフェルド (A. Kronfeld)[4] 等は此方向を代表する學者である。終には腦解剖學者さへも唯物論的な機械觀を棄てるやうになつた。就中その批判的態度で有名な人はチューリッヒのモナコフ教授 (v. Monakow)[5] である。

此等の傾向に最も大きな影響を與へたものはベルグソン (H. Bergson)[6] ドリーシュ (H. Driesch)[7] プロイレル (E. Bleuler)[8] などの哲學思想であると見ることが出來よう。

レンツ (A. Lenz)[9] によれば、犯罪生物學は犯人の人格とその個性體驗としての彼の犯罪に就いての論理的に秩序立てられた (系統的な) 科學である。人格は先づ獨自性を有するものでなければならない。而もそれは統一體でなければならない。故に斯くの如くして取り出された處の統一的にして持續的な人格は一つの身體的＝精神

刑政第46巻第3号
矯正図書館

的全體(eine körperlich-seelische Ganzheit)を形成する。之が卽ち犯罪生物學の對象たる生物學的な意味に於ける人格である。

犯罪生物學は換言すれば個性犯罪生物學と云ふことが出來る。身體が身體的機能の一つの組織された全體であると同樣に、精神生活も精神的な生活表示の一つの組織された全體である。精神的表示と精神的內容は總てそれ自體に於て存立するものではなく、一つの意味ある聯關の部分として存立するものである。全體は部分に對して常に論理的優先權(logische Priorität)を與へられて居る。茲に於て現代心理學の重要な傾向であるところの全體性心理學、[10]人格主義の心理學、[11]形態心理學との[12]提携が見られる。人格は構造を持つた(strukturient)ものであつて、個々の部分のモザイックな集合ではない。此構造を分節(ausgliedern)して人格の本性を把捉することは犯罪生物學の重要な任務である。

バイエルンの犯罪生物學的研究法は[14]今述べたグラーツ派のやうな哲學的な基礎は持つて居ないやうに思はれるけれども、それは決して狹義の犯罪生物學の如く身體的生理學的研究に限られたものでなく、心理學及び社會學的[15]研究をも包含するものである。

現今に於てもリッテンブルーフ(W. Rittenbruch)のやうに犯罪生物學なるものを專ら自然科學的因果的な研究に制限し、心理學的、社會學的なものを放棄するやうに要求する人も稀にはあるけれども、之は時代の進展を解せない偏狹な主張として余り顧られない。

次にロンブローゾの所謂犯罪人類學との區別を述べなければならない。レンツの犯罪生物學が犯罪人類學と呼ばれる事を欲しない所以は犯罪人類學と云ふ名稱によつて所謂ロンブロ

ーゾ學派の犯罪人類學と混同される虞があるからである。尤も犯罪人類學と云つても必ずしもロンブローゾ學派のそれを指すものでなく、斯のロンブローゾ說に對する猛烈な反對者であつたベール(A. Baer)[16]の犯罪人類學[17]だとか、尙ベルベック(L. Vervaeck)によつて指導されて居る現代に於ける廣い意味の犯罪人類學が意味せられることもある。然し、やはり誤謬を避けるために犯罪生物學と呼んだ方が適當であらうと思ふ。

然らば何故に又如何にしてロンブローゾの犯罪人類學の代りに現代の犯罪生物學が起つたかと云ふことを考察する必要がある。

天才精神病學者[18]チェザレ・ロンブローゾ(C. Lombroso)が南國的な情熱と直觀とによつて築き上げた犯罪學說の華かな殿堂は反對者の攻擊に意を用ひられて居なかつたために、意外に早く崩壞しなければならなかつた。然し、幸にその廢墟には一つの永遠不滅の眞理が殘されて居た。現代に於て "back to Lombroso!"(ロンブローゾに歸れ)と叫ぶ人のあるのは此廢墟に殘された眞理への憧れの聲である。

ロンブローゾの生來犯人の說は反對者の說を幾分容れて幾度か改善されたが氏は最後まで全犯罪者の三分の一は生來犯人なりと主張して居た。その內容は大體次の如きものである。

「總ての眞の犯罪者は或る一定の人類學的に證明し得る身體的表徵と精神生理學的に證明し得る精神的表徵を有して居る。之は彼を人類の一つの特別な趣異卽ち一つの特有な人類學的類型として特徵づけるものであつて、其所有者はあらゆる社會的、個人的生活條件に全く無關係に、不可抗的な必然性を以て犯罪者とならなければならない。」

更に氏はダーウイニズムの影響を受けて生來性犯人を隔世遺傳的な類型であると主張し、その身體構造や精神的性質が野蠻人や未開人に似て居ることを指摘し、それのみならず、生來性犯人には小兒的性質や癲癇樣性質が現はれて居ると云ふ補助假定を建てた。

此說を檢討するに、我々は犯罪者に特有な身體的表徵や精神的表徵を見出すことは出來ない。ロンブローゾが犯罪者に特有なりとして擧げて居る幾多の身體的特質は犯罪者ならざる人にも屢々存在し、眞の犯罪者に存在しないことがある。又輕卒、殘酷、遲鈍、虛榮、迷信、痛覺の鈍麻、從つて文身への傾向、それから犯罪者の言語（Gaunersprache）なども犯罪者のみに限られたものと見ることは出來ない。殊に言語や文身は外部的な影響たることが多い。

然し、一方我々は犯罪者の中に幾度も犯罪を繰り返し、外部的影響や普通の刑罰手段によつては余り影響されない犯罪者、換言すれば實際的意味に於て改善不能な慣習性犯人の存在することを認めなければならない。而してロンブローゾ說の反對者達も犯罪者中に意志の薄弱な人間、感情の鈍い人間、智能の低い人間が多いことは認めて居る。卽ち、犯罪者のみに限つた性質ではないけれども、斯かる精神物理學的性質によつて一般社會人と異る犯人の集群がある。それは無論一義的な性質ではなく雜多な性質の混合であり、前に述べた如く犯罪者のみに限られたものでないから、之を人類學的な一類型と見做すことは出來ない。又此等の實際的意味に於てロンブローゾが考へた樣にあらゆる社會的條件に無關係に不可抗的な必然性を以て犯罪に陷るべきものと考へることは不可能である。彼等とても彼等の欲求を無制限に滿足するやうな（普道の社會に於ては望めないけれども）環境に置

かれたならば、犯罪を遂行しないことはあり得る。犯罪は社會的現象である。それだからグルーレの云つて居る如く生來性犯人はプロレタリアートの層に於ては不可抗的に犯罪に陷る人間であると云ひ換へた方がよい。性格學的に見て多種多樣な今述べた樣な犯罪者の集群を如何に解釋すべきかを考へなければならない。隔世遺傳の證據として擧げられて居る身體的表徵は尋常解剖學的範圍に於ける偏倚か或は胎生期の病的過程によつて生じたものと見るのが妥當である。ロンブローゾの主張する未開人との相似もその根據の薄弱なことが分る。何となれば、原始人の行爲は文化人の風俗習慣によつて判斷さるべきものでないからである。未開人には屢々無節制な犯人の暴力、殘忍、利己心とは遙かに違ふところが見られる。尙、小兒との比較も極めて皮相的なものと云はなければならない。子供は始め全く衝動的利己的に振舞ふけれども、それは他人の權利を認識することの出來ない間だけである。ロンブローゾは更に之を病理學的に說明しようとして、犯罪傾向の基礎は總て癲癇性であると說いた。然し、之も誤であつて、犯罪者は癲癇に罹つたときだけ癲癇性の特性を示すものである。癲癇と犯罪とは只 Minderwertigkeit 病的體質と云ふ同じ基礎の上に生ずるに過ぎない。尙犯罪者を悖德狂(Moral Insanity)と見る解釋も我々の立場から見れば狹過ぎる。悖德狂なるものは現代の精神病學から見れば、病的人格の一つの型、換言すれば極く稀な一種の變質者である。故に私の前に述べた樣な多數の犯罪者の集群と一致せしめることは出來ない。其他ロンブローゾやクレラ (Kurella) は之を生物病理學的學說 (biopathologische Theorie) によつて說明しようとし、犯罪者を變質型 (Entartungstyp) と主張する。

然し之を一つ特別な變質型と見る事は出來ず、一般變質性現象に過ぎない。而して之は病的素因から自然に現はれるものでなく、社會的環境の影響を俟たなければならない。斯くして犯罪人類學派はロンブローゾの偏つた解釋を社會的因子の考慮によつて補足しなければならなかつた。特にフェリー(E. Ferri)[10]は犯罪者を生物學的心理學的な因子の產物であると考へた。之をビルンバウム(K. Birnbaum)[11]は社會學的生物心理學的犯罪學說(soziologisch-biopsychologische Verbrechertheorie)と呼んで居る。現代の犯罪生物學殊にバイエルン派のそれは結局此立場にあるものと見て差支へなからう。尙改善不能な眞の犯罪者は病理學的對象であると云ふ點から社會學的—精神病理學的犯罪學說と云ふものが成立することになる。リスト(von Liszt)[12]は犯罪は社會病理學的現象卽ち素因と環境の產物であると云ふ立場を主張した。

一 Kraus F., Allgemeine und spezielle Pathologie der Person. Bd. I. 1919. Tiefenperson Bd. II. 1926.
二 Brugsch-Lewy, Handbuch der Biologie der Person 1926.
三 Schwarz O., Mediginische Anthropologie 1929.
四 Kronfeld A., Perspektiven der Seelenheilkunde S. 28. 1930.
五 v. Monakow-Mourgue, Biologische Einführung in das Studium der Neurologie und Psychopathologie. 1930.
六 Bergson H., L'évolution creatrice 1907.
七 Driesch H., Philosophie des Organischen 1921.
八 Bleuler E., Die Psychoide als Prinzip der organischen Entwicklung 1925.
九 Lenz A., Grundriss der Kriminalbiologie S. 20 1927.

一一 Krüger F., Ueber psychische Ganzheit. Neue Psychol. Studien I. (Komplexqualitäten, Gestalten und Gefühle) 1926.
一二 Stern W., Die menschliche Persönlichkeit. 1923.
一三 Werdeimer M., Ueber Gestalttheorie. 1925.
一四 Viernstein T., Der Stufenstrafvollzug und die Kriminalbiologische Untersuchung der Gefangenen in den Bayerischen Strafanstalten. 3 Binde, besonders B. III. S. 33. 1929.
Klare H., Das Kriminalbiologische Gutachten im Strafprozess. S. 19 u. 27. 1930.
一五 Rittenbruch W., Die Erforschung der Persönlichkeit des Gefangenen. Monatschr. f. Krim. u. Str. B.22 S.32 1931.
一六 Baer A., Der Verbrecher in anthropologischer Beziehung 1893.
一七 Petrzilka W., Persönlichkeitsforschung und Differenzierung im Strafvollzug S. 62. 1930.
一八 拙著「犯罪病理學」一六頁 敎育科學講座第十五卷昭和七年十一月
一九 變質問題は複雜な理論に亙るから玆で述べることは出來ない。拙著「社會防衛としての斷種の問題」八頁參照。
二〇 Ferri E., Das Verbrechen als soziale Erscheing. S. 67. 1896.
二一 Birnbaum K., Kriminalpsychologie und psychobiologische Verbrecherkunde S. 185. 1931.
二二 Michel R., Lehrbuch der forensichen Psychiatrie S. 3. 1931.

三 リユーデイン、ランゲの遺傳研究

犯罪の遺傳に關する研究は昔から幾多の人々によつてなされたが、それは大抵極めて幼稚なものであつた。

犯罪は社會的現象である。犯罪が遺傳すると考へるのは法律家や醫者が遺傳すると考へると同じやうに不合理である。それは或る社會的影響の下に犯罪に陷るやうな傾向素質を遺傳

するだけである。犯罪者の家系を調査して其家系に犯罪者が多いとき之を Verbrecher familie と呼ぶけれども、此際遺傳と環境との影響を分離する事は困難である。尙犯罪者の遺傳の研究に於て常になされることは犯罪者の家系に於ける異常者の調査である。その理由は異常者は犯罪に陷り易いから、その人間が病的な負因 (Belastung) を持つて居ないかどうかを調査するのである。然し此際注意しなければならないことがある。例へば親が精神病だから當人も異常者だと考へることは出來ない。又家系に精神病者があつても、その精神病が遺傳性即ち內因性の精神病であるか或は黴毒によつて起る場合のやうな外因性の精神病であるかによつて其意義は全く異つて來る。其他遠緣にあるのと近親にあるのとでは重要性が違ふ。それだから素人が無差別に異常者の遺傳を研究するのでは學問上の効果は少い。遺傳生物學が無差別主義 (Polymorphismus) の迷霧から醒めて、メンデリズムに從つて細密な研究を始めたのは最近の事である。それだから未解決の問題が多い。カイゼル・ウイルヘルム研究所のリューデイン (E. Rüdin)[1] の指導の下に多數の受刑者に就いて嚴密な遺傳の研究が始められて居るから、恐らく數十年の後には幾多の有益な結果が得られることであらう。ルクセンブルゲル (H. Luxenburger)[2] もリューデインと同じ系統の批判的な學者であつて熱心な共研究の結果は大いに期待されて居る。

尙最近の遺傳生物學的研究に於て特筆すべきものがある。それはランゲ教授 (J. Lange)[3] の雙生兒犯罪者の研究である。此研究に於ては環境の影響を在來の研究に比して可なり分離する事が出來た。即ち氏は三十對の雙生兒犯罪者を集めた。そしてその中十三對は一卵性であり、

十七對は二卵性であることを知つた。調査の結果一卵性の方は十三對の中十對が兩方共に犯罪に陷り、二卵性の方は十七對の中僅かに二對が兩方共に犯罪に陷つたことを知り得た。之によつて犯罪に素因の重要なことが今までより鮮明に知ることが出來るやうになつた。

生來性犯人と云ふのはロンブローゾの考へたやうな社會的條件に無關係に必然的に犯罪に陷るものではなく、或る社會的條件の下に成立せしめ易いやうな傾向を遺傳された人間である。そして此傾向は多種多樣な素因によつて示されるものであるから、現代の精神病學で云ふ生來性犯人なるものは種々な類型を包含して居るものと見なければならない。

1 Rüdin E., Wege und Ziele der biologischen Forschung der Rechtsbrecher mit besonderer Berücksichtigung der Erbbiologie. Monatschr. f. Krim. u. Str. 22. S. 129. 1931.

2 Luxenburger H., Übersichtsreferat. Allgemeine Zeitschr. f. Psychiatrie 92. 1930.

3 Lange J., Verbrechen als Schicksal 1929.

拙著「運命と犯罪」ランゲ教授の雙生兒犯罪者の研究とその犯罪學上の意義に就いて「腦」第五卷第六號昭和六年五月

四　リープマン對ヘブラーの問題

世界大戰時及び戰後の犯罪は「素因か環境か?」の昔からなる論爭に就いての說明の材料として盛に用ひられた。リープマン (M. Liepmann)[1] はカーネギー財團の命を受けて獨逸に於ける戰爭と犯罪に就いての統計的研究を行つた。氏はその出版を見ずに急逝したけれども、その草稿は其後出版された。此研究には統計的研究に起る誤謬の源泉は充分考慮されて居る。實際戰

時には特に多數の輕罪が發見されずに濟むに相違ない。其他此統計は戰地や兵站に居る人間を含まない。そして最後に戰時の犯罪は可なり當時の特別な立法、特に戰時經濟法(之が無數の違反を生んだ)によつて影響された。リープマンは戰爭に參加して居る人々や戰時經濟法の違反者を除外して只普通の犯罪だけを研究した。然し、研究は戰後(一九二六年の一部まで)まで延長されて居る。その結果の主なるものは次の如き事であつた。戰爭中は非社會者、乞食、浮浪者、勞働厭忌者等の大群が減少した。一部分は兵役に採られ、一部は工場に傭はれた。重い狀態犯罪(Zustandskriminalität)(職業犯罪)は戰時中變化しなかつた。個々の犯罪の範疇に對して大體次のことが云へる。戰時(始めの)には平均數が下降し、戰後には昇騰した。(從軍者の不在、輕罪の看過、戰爭の影響が大きな理由と見られなければならぬ)それだから戰時の犯罪の特徴は平和時のそれとの量的差異と云ふよりは質的な差異と見なければならない。戰時の犯罪は當時の經濟的困窮から起つた經濟的犯罪である。婦人と青少年とが特殊な戰時犯罪の指數をなして居る。それは一九一八年に頂點に達してそれから下降して居る。之に反して一般犯罪は戰後增加した。婦人に於ては男子の代りに職業や金儲けに就いたことが、青少年に於ては飢餓と教育の不足が主として原因をなして居る。

インフレーション時代の犯罪は原因と形式に於て戰時の犯罪に似て居る。そして二つの頂點を有する曲線を見る。その曲線の低い方の頂點はインフレーションの頂上に當つて居る。リープマンによれば戰時の犯罪の特徴はこれまで無垢であつた國民の部分が犯罪に益々多く陷ると云ふ事實にある。それだから「道」德的な憤激や應報の

叫は此認識に對してその意味を失つてしまふ」と云つて居る。素因か環境かの問題は現代の刑法學派に於ては環境の方へ決定されることになつた。

然るに、リープマンに對する反對者が法律家の中から現はれた。それはヘプラー(Hopler)(二)である。「往々にして經濟的危機は犯罪に對して決定的な意義があるやうに考へられて居るが、犯罪の誘因として斯くの如き大きな意義のあるものではない。寧ろ教育や倫理學的陶冶に大きな制止力があるものであつて、之が經濟的困窮から生じた誘惑を大いに抑壓し、時には之に打勝つことが出來る」と、嘗て主張したことがあつた。其後氏はオーストリヤの戰前、戰時、戰後(一九二八年まで)の愼重に集めた新材料によつて此昔述べた主張を證明することが出來たと信じて居る。戰爭の始めには犯罪は戰前に比して三六%だけ降つた。一九一七年と共に竊盜の數は可なり急に昇つたが、他の犯罪は(他の財產罪も)未だ歩が遲かつた(一九一八年までは)。全體の犯罪は一九一九年から俄に膨大し、一九二〇年に頂上に達し、それから靜に降つたが、一九二八年には未だ戰前時の最後の段階には達して居ない。此際失業曲線を作り犯罪曲線と竝行しない事を示して居る。戰爭直後の犯罪者と云ふのは可なりよい支拂を受けて居た無學の勞働者、臨時勞働者、手傳人などからなつて居た。教養ある中產階級の人々は政治的經濟的破滅の最も痛手を受けたにも拘らず滅多に犯罪に陷らなかつた。それだから犯罪者の型は戰前と戰後に於て變らなかつた。

之を如何に說明したらよいであらうか？年金分配や失業救濟によつて戰前のやうに經濟的安泰を得ることが出來たためだらうか？ヘプラーは年金の支拂などと云ふものは僅かなもの

であると云ふ理由で之を否定して居る。氏は云つて居る「オーストリヤに於ては五年來國民の廣い層に亙つて極度の貧困と、愈々增大する經濟的危機にも拘らず、犯罪は此危機に隨伴しない、否それのみならず財產罪は反對に下降の路を採つたと云ふ動かす事の出來ない事實の前に我我は立つて居る。而も此時は種々な主觀的な罪因性因子の增加した時であつた。」ヘブラーの解釋に從へば下降は一九二二年を以て始まつて居る。此年は丁度オーストリヤにとつては轉向期であつて、外ー、內ー、及び經濟政策的領域に於て健康化の過程の始つた年である。內部的崩壞、國家の權威の缺如、思想、道德も總て新しい國家に於ては變らなければならない。これまでは將來の不安、無力な國家に從屬して居ると云ふ意識が國家及び社會感情を總て窒息さしてしまひ、先づ下から上へ國家の權威を破壞し、個人に鄕里も法律もない浮浪者の心性を作つて居た。今や玆に持續的な價値の創造と國家の權威國家思想の確保を以て急變が起り、それが道德の向上と犯罪の消退を齎らした。然し健康化過程は無節制な黨派政策の增大によつて一時中斷された。(之は一九二七年のウィーンの騷動の例と一九二八年の犯罪の增加によつて示される。)

斯くの如くして環境說の經濟萬能說の基礎は搖ぎ始めた。近頃シンプソンもやはり犯罪曲線と經濟的困窮と竝行しないことを說いて居る。

一 Liepmann M., Krieg und Kriminalität in Deutschland. 1930.

二 Hæpler, Wirtschaftskrise und Kriminalität. Archiv f. Krim. 87. 1930

五 マックス・シュラップの內分泌萬能說

內分泌學の進步と共にホルモンの作用が漸次明かになつて來た。最早や內分泌腺と情意作用との關係は疑ふことの出來ない事實である。それは種々な內分泌腺の障害のときに見られる精神的變化によつて證明せられる。例へば甲狀腺肥大のときに情緒の不安定が見られ、又逆に戰場で所謂 shell-shock に罹つた兵士には屢々甲狀腺肥大が見られた。又キヤノンやワトソンが實驗した如く情緒の興奮したときには血中へ副腎からアドレナリンが出て、從つて血糖が增加することが證明された。內分泌腺の役目を一々玆で述べる余裕はない。

バーマン(1) (Berman) は無謀にも內分泌腺によつて人間の氣質を分類した。之が有名な內分泌性人格 (Endocrine Personality) である。卽ち、それは 一、副腎型人格 (Adrenal Personality) 二、腦下垂體型人格 (Pituitary P.)、三、甲狀腺型人格 (Thyroid P.)、四、胸腺中心性人格 (Thymo-centric P.)、五、生殖腺中心性人格 (Gonado-centric P.)、六、副甲狀腺中心性人格に分けた。而も各々その過剩と缺乏との相反する二つの亞群があるわけである。然し、現在の內分泌學は斯くの如き明かに氣質を分類し得るまでに發達して居らない。それだからそこには滑稽な空想が織り込まれて興味はあるけれども到底批判に堪へ得ないものとなつた。此書物にも犯罪と內分泌腺の關係は相當述べられて居るが、一々之を承認することは出來ない。然し、犯罪者に解剖等の機會に內分泌腺の異常の證明されることは稀ではない。將來此の方面の研究は有望である。

マックス シュラップ(2) (Max Schlapp) とスミス (F. Smith) との共著「新刑事學」は內分泌萬能說とも

云ふべき興味ある書物である。第一部はイデオロギーであつて、「ロンブローゾに歸れ！」と云ふことを云つて居る。實際 Criminal Imperative と云ふものがあると云ふ。それは禁ぜられた異常な人間の行動を强制するところの內部的衝動であつて此衝動は完全に物理化學的な法則によつて說明する事が出來る。多くの犯罪は犯罪者の內分泌腺の障礙によつて起るか、或は犯罪者の母の內分泌腺の障礙によつて惹起された精神的缺陷によつて起るものである。犯罪者の行動と云ふものは實際身體の障礙された身體內部の化學によつて惹起されたものであると云ふことを示されるであらう。その例外と見るべきものは外傷(殊に神經系統の)によつて起つた犯罪、精神病によつて起つた犯罪、中毒によつて起つた犯罪、傳染病によつて起つた犯罪、癲癇による犯罪、眞の遺傳型の犯罪であると云つて居る。

著者は殊に母親の持續的な心痛の影響を强調し、幾多の例によつてクレチンやモンゴリスムスなどの精神薄弱者の生れることを說いて居る。之にも多少反駁の余地はあるが、一層物足りなく感ぜさせられるところは、余り犯罪と關係ない樣な(內分泌學的にクレチンが甲狀腺不全であることは旣に以前からよく知られて居るところである)ものばかりを殊更に寫眞を幾枚も入れて說明し、眞の犯罪者の說明に至つては極めて不完全である。結局之も專門家に余り新しい事實を敎へる書物ではない。斯の亞米利加へ移住した家族の第二世に犯罪者が多いと云ふ事實を解釋して之は移住當時經濟的に母親が心痛するために內分泌腺の障礙を生じ、其結果異常者、犯罪者が生れるのであると說いて居るが、之は必ずしも內分泌腺の障礙と見なくとも社會學的にも說明の附くことである。卽ち、アメリカの環境に適應して居ない家族から生れた子供には

特別な不利益がある。第一に家族は其子供の人格を彼等の觀念や見解に調和させるやうに作つて行かうとする。子供が漸く家族生活に適應したとき、學校へ登る。茲で全く違つた觀念や見解と接觸することになる。學校で一つの葛籐(Gonflict)が起り、家庭に於て又他の葛籐が起る。斯くして移住民の第二世には社會的適應障礙として犯罪者の多く出づることが說明される。

之を要するに內分泌腺は情意作用に重大な關係あり、又犯罪者には情意方面の異常者が多いから犯罪者に內分泌障礙を有するものあることは肯定し得るも、一一の犯罪者と內分泌腺との明瞭な關係を示すことや總ての犯罪を內分泌腺の障礙だけで說かうとすることは無理である。

尙其他グリンバーグ(三)(L. Grimberg)も同樣に犯罪者の內分泌學的說明を强調して居るが、シュラップよりは穩當である。

1 Bermaw, The glands regulating personality. Second revised edition 1928.
拙著「古典性格學と內分泌的性格學」(一)—(三)「犯罪」第五卷第八—九號
11 Max Schlapp and Edward Smith, The new criminology, A consideration of the chemical causation of abnormal behavior. 1927.
111 Grinberg L., Emotion and Delinquency. p. 102. 1928.

刑政第46巻第3号
矯正図書館

刑務所の工場災害並に作業手當金に關する考察

福山福太郎

目次

(一) 緒論
(二) 作業の性質と勞働契約
(三) 刑務作業の現況
(四) 工場災害と手當金（以上本號）
(五) 災害防止と救護
(六) 災害の原因と豫防方策
(七) 結論

一 緒論

歐洲大戰を樞機として世界の、政治、經濟、思想に著しき變革を來した事は言ふ迄もない。就中物質主義、主我主義が擡頭風靡し、其の結果、產業勞働者は、此處に勞資の爭鬪を激成した。從て勞働者の權利が要請せられ爲めに、權利の是認と共に、彼等の位置が擴大尊重せらるるに至つた。

而して刑事制度に於ても、客觀的罪刑法定主義の排斥拷問の撤廢、未決勾留の短縮、無辜の被告人に對する國家の賠償、或は社會問題として勞働者の救護、工場災害の防止等が考慮せられ、既に工場法並に健康保險法が制定實施せられた。此等の制度は逐年著しき成果を擧げ得るに至つたのである。

行刑方面に於ても、行刑の人道化、敎化的個別處遇、或は行刑の社會化等時代の要求に應じて、諸國の立法に採用せらるるに至つた。蓋し、勞働者の救護が舊來の制度に比し、著しく進步發達を遂げ來りし事も爭はれぬ事實である。

此の意味に於て、刑務作業に於ける工場災害救護は、普國司法省刑務職務規程及び其執行規則第百十條となり又吾が國に於ても牧野博士は行刑の諸問題の序文中（正木書記官著）に刑務作業組織の改善を主張せられ、其結論として工場法が總ての監獄作業に關しても認められねばならぬと主張せられた。

而して我國現行監獄法は明治四十一年の制定にかかり如何に廣義に自由に解釋するも、所謂時代の進運に副はぬ恨が尠くない。殊に現下の行刑は敎化改善の基調の下に受刑者の社會復歸を標榜しながら、刑務作業に於ける災害の豫防救護に付ては十全なる施設なく聊か不徹底を免かれ得ぬ。

而して災害救護に付ては單に申譯的に監獄法二十八條手當金の規定を設けあるが、之れとても立法技術の裝飾に留まり、固より勞働立法の精神に副はぬと共に社會勞働者に比し著しき懸隔を生じ、聊か隔靴搔痒の感なきを得ぬ。

今吾々は行刑實務に携はる者の立場より勞働法規の精神に鑑み、時代思潮に照し現實を檢討し、刑務作業に災害防止救護制度を實現することの如何に必要でありそれが受刑者の社會應化に對して如何なる影響を與ふるや、而して再犯防止に對して如何なる效果ありやを考察し度い。

二 作業の性質と勞働契約

刑務作業の淵源は、刑法第十二條の規程する處で、其の目的たるや、二三にして留まらざると雖も、其重要なる使命は敎化改善の手段たる事は現時行刑を論ずる者の齊しく認むるところである。而して、正木書記官は、受刑者をして、刑罰の奴隸を作る勿れ、且つ普通勞働者と同じく、權利と位置等を與へなくてはならぬ、因て以て勞働法規が、監獄工場にも應用されねばならぬと、主張せられた。（行刑の諸問題一一七頁）

卽ち、勞働法規は、社會の勞働問題を規律する法規である。而して其機構は、勞働契約と救護法規である。卽ち勞働契約は或者が他の者に對し勞働給付の義務を負ふ所の各般の契約である。卽ち其傭主と被傭人との双務契約である。而して財產關係と身分關係、卽ち人格保護が常に强制確保せられねばならぬ。

所謂刑務作業の受刑者は、國家權力の一方行爲にして片務的の勞働條件に從はねばならぬ。然れ共以上契約條項中の人格保護は刑の本質よりも、勞働大衆と相違する

ものではないのである。

從來受刑者の人格は刑務官吏等の專恣的解釋は自由刑執行に於ける自由裁量の領域なりと斷じ獨斷的越權行爲に陷る事無しとせず、受刑者の人權も概ね輕視せられし憾がある。卽ち自由刑の執行に於ける自由制限は、最小限度の自由制限に留むべきである。然らば受刑者は彼の社會勞働階級と比較して敢て人格的差別を苛酷にする必要は無いと考へられる。

社會に於ける被傭者の義務は左の通りである。

(イ) 勞働の義務
(ロ) 忠實の義務
(ハ) 附隨の義務

勞働の義務とは勞働契約により約せられたる勞働給付の義務である。

勞働者は被傭者でありて、原則として、契約者其者が勞働する事である。而して勞働の請求權は、勞働契約の權利として、被傭人より請求し得らるるが、受刑者の勞働は義務に屬する事は上述せし如くである。卽ち刑法第十二條の桎梏の下に從ふ者で給付を條件としない。斯かる特異性を有するが故に、勞働の請求權は受刑者と雖も當然請求し得るものと言はねばならぬ。現時の如き刑務作業經營困難なる時代に於ては、到底彼等の要請に應じ難き狀態であつて勞働の興味薄き而も空役に等しき作業を賦課するの已むなき現狀の處も少くない。國家爲政者たる者、宜しく受刑者の勞働請求に滿足を與へる樣立法施設を講ずべきである。

忠實の義務は傭主の保護義務と相對する、而して勞働義務、對給與義務は、傭者被傭者に相離るべからざる一對の義務である。此の義務は契約の骨子と言はねばならぬ。受刑者は叙上の如く片務的の義務を負ふ者であるから國家が傭主の如く勞働報酬を爲すべき義務を負ふ者でないが衣食に付ては、保健保持する丈の給養を爲すべき義務がある。

忠實の義務中に服從の義務、默秘の義務、促進の義務がある。

默秘の義務は忠實の義務と共に傭主と業務上秘密を嚴守せねばならぬ。秘密とは、傭主の技術上、商業上、其他第三者の知らざる事により利益となるべき事項を謂ふのである。

之れは當時者の特約によるべき場合もあるが、斯る法規又は特約として勞働契約の本質より當然とせらるべきである。促進の義務は被傭者は更に第三の義務として出來得る限り誠實に傭主の業務の爲めに盡して促進に留意するの義務を負ふ者である。

附隨の義務として右の外損害賠償又は解傭する事も可能である。

以上勞働契約の必須事項として服從、默秘、促進、附隨の義務を說明した。而して受刑者は、一般勞働契約を履行し得べきか、少くとも其の大部分を享受すべきは彼等受刑者の人權なりと考へらるる。

卽ち一般の自由勞働者は營利を目的とするも、刑務作業は刑罰の執行であり、其內容中國家經濟的考慮を拂ふべき事勿論である。而て其主とする處は敎化の手段でなからねばならぬ。因て受刑者に職業訓練を施し居る事は上述の意味に外ならぬ。其の訓練業務を以て釋放後社會生活を爲す場合、刑務作業の秘密商業等を暴露するにあらざれば、自己の生活を營み得ざる場合と雖も尙秘密を嚴守すべき義務ありや、又以上の秘密を發表する場合特許法、軍器保護法の如き制限外に於て如何に取扱ふやの問題を生ずるが、斯の如きは、作業敎化の本質より觀察し敢て問題とすべきにあらずである。

社會生活上個人の利益と社會の利害とは一致するものでない。社會通念に照して此等の場合自己の生活の必要限度に默秘を守るべきである。

服從の義務は自由刑の本質より當然の義務にして、法治國の民として越權に涉らざる限り服從すべきは論を俟たず此處に論究の必要はない。

促進の義務も同じく受刑者も負擔すべく監獄法二十四條同施行規則第六十一條乃至六十二條の規定も明に之れを證明してゐる。蓋し普通勞働者は促進の義務に違背した場合には、給與の停止、損害の賠償、解傭等が行はれるが、受刑者には斯る義務違背には懲罰に附する事も出來る。又促進障害を招來せし場合作業賞與金計算高の控除も爲し得る（監獄施行規則第七三條）

今日刑務作業の問題として賃金問題が論議せられてゐる。現行法上賃金を認めないが、實體的に賃金の變態たる作業賞與金制度が認められてゐる。卽ち學者、實際家の中にも勞働報酬としての賃金問題を適當すべく主張せらるる者も少くない。（行刑の諸問題一四八頁）又主義として賃金內容の調整と最低賃金の確立を主張せらるゝ說（行刑論集二九八頁森山敎授）

三　刑務作業の現況

我が內地に於ける昭和五年度末在監受刑者總數は四萬

一千百八十八人である。内禁錮が七十四人、拘留囚が二百十五人で、即ち強制作業を賦課すべき者が四萬八百九十九人（行刑統計）なるが故に、就業人員と比較すれば一日二千二百三十九人の不就業が存する譯である。右の内禁錮と拘留と疾病による不就業が含まれて居る。工場災害による不就業は幾何の數であるかは後に讓る。而して作業に關する收支表は左記の通りである。

左表添付

刑務所作業收支成績表（昭和五年度）

| 就業人員 | | |

右表に示すが如く、作業の總支出額は、金三百三十六萬千五十二圓にして、收入調定額は五百六十三萬八千十二圓であるから、收支の差は金二百二十七萬七千六百九十六圓が作業の賃金と益金である。右の内益金は百萬二千二百四十一圓だから、賃金は百二十七萬五千四百五十五圓となる。故に右の金額を就業延人員前述の數で除する場合、一人一日平均賃金は僅に十錢五厘强となる。以上の成績は作業敎化と言ふもの丶如何に能率の低下と賃金の小額に驚かされるのである。今後勞働法規の全部を適用する事前に、合理的の作業經營と能率の向上、收入增加を計らされば、徒に權利のみ主張し、責任、義務を果さされば社會の同情を失し、災害救護の如き實現が遲延するであらう。而て其責任の大半は國家爲政者が負ふべきである。其理由とする處勞働請求權に對し、國家が是を容認し得ざる作業經營を爲し得る爲めであると考へらるる。

勞働法規は、賃金の額には直接干與して居らない（工場法）が唯府縣により、工場法施行細則又は勞働者募集取締規則等に於て、或は就業案內又は傭雇契約書案中に最底賃金を記載せしめてゐる。昭和五年埼玉縣工場課長の通牒は左記の如くである。該通牒中婦女子の見習の一日最低賃金さへ十五錢以上と規定せられて居る、吾々刑務實務當局者として誠に慙愧の到りではあるまいか。

各製絲工場主殿　　埼玉縣　工場課長

賃金其他ニ關スル件

製絲工場ノ賃金ニ關シ別紙ノ如ク方針決定致候條此段及通知候也

左　記

一、最低賃金竝ニ平均賃金ニ關スル件

最低賃金竝ニ平均賃金ニ關シ左記ノ通リ決定相成リタルヲ以テ就業案內或ハ就業規則變更屆提出セラレタシ

最低賃金ハ從來ノ通リ熟成工二十五錢以上普通工ハ三十五錢以上維持スルコト

平均賃金ハ明年ニ限リ四十六錢以上トスルコト（食費工場負擔）尙從來ノ平均賃金規定ナキ工場ハ此際制定スルコト

（內務省社會局勞働部工場監督年報十五回五五頁）

刑務作業に於ける作業の業種は七十三種に及んでゐる。其內刑の本質に適し釋放後の營世の業として適否調は左の通りであらう。

a　生業トシテ疑問ノ作業　一、九五六人58%五厘八毛
b　仝上　適當ナルモノ　六、三一八人18%一割八分
c　仝上　不適ノモノ　一九、〇二七人58%五割八分
d　仝上　不明ノモノ　六、六七七人2%二割

計　三、三九七八人

a　採炭、麥稈工、帽子工、楊子工、刷毛工、角細工、提灯工、抄紙工、伐木
b　裁縫工、耕耘、木工、革工、竹工、經師工、印刷工、塗工、綿打工、木挽左官、金物工、疊工、鍛冶工、桶工
c　機織工、廐工、網透工、藁工、洗濯工、紡績工、撚糸工、莫大小工、草履工、紐工、莞蓆工
d　炊夫、看病夫、補綴夫、運搬夫、水扱夫、土方、東子、薪割、炭團工、ィンキ工、石鹼工、其他

按ずるに刑務作業の現況は、以上述べし如く、收支に於て賃金に能率に經營に釋放後、營世業務に於て、吾人の理想を距つる事、先途程遠く日暮るるの感なしとせず、吾々は倦ずたゆまず、理想の彼岸に到達せん事を期するのみである。

四　工場災害と手當金

（一）勞働法規と工場法及健康保健法

所謂工場法は、明治四十三年四月法律第四十六號を以て發布せられ、同施行令は大正五年八月三日勅令第一九三號にて公布せられ、同年九月一日より施行せられた。而して本法の姉妹法たる健康保健法は、大正十一年四月法律第七〇號、同施行規則は大正十五年六月勅令第二四三號にて公布同年七月一日より施行せられた。爾來前者は十七年後者は七星霜を經過した。又昭和六年四月法律第五四號勞働者災害扶助法、同年十一月勅令二七六號、仝上施行令。同月內務省令にて、仝施行規則及昭和四年六月、內務省令二四號、工場危害豫防及衞生規則が實施せられ勞働者の災害扶助救護に著しく、成績を擧ぐるに至つた。

而して、工場法の本質は、社會政策的の立法であつて共目的とする處、工業の健全なる發達を遂げしめ且つ勞働者の品性の向上を計り、過當の勞働を抑制し、工場經營に伴ふ危害、原因を除去し、進んで病災を扶助し、救護するは勿論間接に勞資の協調を計り延て國富の增進を計る爲めに設けられた制度である。

營利會社に於ては、熟練職工を必要とする、而も熟練職工も過度の勞働により、氣力が衰へ健康を損し職に堪へざらしめ、又工場設備の不完全なる操業上の不注意より不慮の災害を蒙り廢疾不具者となる者も尠くない。又トラホーム結核的の疾患等に罹り、病菌を社會に流布し國民保健を害する、又工業經營者は利益の競爭等により大量生產、安價販賣の戰法は互に爭鬪を續け、從て業務

の經營上差支なき限り苛酷の勞働を強制し、又低廉なる婦女子幼少年者を歡迎するに至り、勢い職工等も競爭心理に狩られ或は能率奬勵法の餌に釣られ、恐るべき心神の疲勞身體の損傷に顧慮する遑なく、益〻深淵に陷る者も少くない。

以上の弊害の赴く處、我國工業の發達を阻害するのみならず、秩序を亂す等是が救治の方策を講ずる必要上勞働法規の制定の理由が存するのである。

蓋し工場經營より生ずる弊害は主として工場設備の不完全と職工を不當に使役するに基くものとである。災害防備に付ては後段詳論すべきも災害の大體に付研究を進めて見る。

(1) 工場設備不完全に付ては、工場の崩壞避難場の設備不完全より生ずる遭難或は機械裝置より生ずる災害の如き其他有害品の取扱より生ずる危害。

(2) 塵埃粉末の飛散の防止行屆かざる事、氣容不足、換氣、採光の設備不良等の原因より危害を蒙る。

前者は危害急速なるより注意を施すも、後者は直に發現する事稀なるにより、自然等閑に附する事頗る多い、因て其の害の及す處は前者よりも後者が更に大なりと言ふべきである。

又婦女子幼年者の深夜業又は過當の使役等も社會問題であるが、最近是が矯正取締が勵行せられる事は喜ばしき現象である。（工業勞働者最低年齡法大正十二年法律三四號）

工場法は危害豫防の消極的目的の外、熟練職工をして永く健康を保たしめ工場生活の安泰を計り、家族も又安全に扶助し旺盛なる精力を以て工業に精進せしめ、相當の報酬と人格尊重により其幸福を保全せしむるの勞働法規の目的である。

而して、斯る法規の恩惠に浴する者、昭和五年中民間工場法適用工場數は、七萬三千百九十九工場にして其職工數は七十一萬百八十九人である。又官營工場は三百九十八工場、其職工數十二萬九千五百八十四人であるが、行刑作業場は右の數に含まれて居らぬ。

官營工場は原則として、工場法の適用が無い事になつて居る、其理由とする處、國家統制の下に其長官は一切の責任を負ひ、施設經營の十全と災害防止の完備、職工の救護を爲し福利を增進し得べき職責を有するにより、工場法により監督するの必要なく系統的監督官廳が指導し得べきからである。然らば工場法規の圈外にある監獄工場は、果して施設が完備せしや所謂受刑勞働者の權利

が如何に認められ如何に救護され居るか、現實に則し聊か心細き次第である。

近代の刑務所の建築には、衞生保健檢束上に重點を置き、氣積、採光、換氣、保溫、排便等が考慮せられて居る。即ち昭和三年六月行甲九七八號刑務所建築準則がそれである。右は監獄建築の規範を示されたが、最近の建築は兎も角大多數の監獄は勞働法規の精神より現實を觀察する場合一顧の、價値なきものと言はねばならぬ。其理由とする處、工場の設備勞働者の災害救護等に何等の實施が考慮を拂はれて無いからである。卽ち昭和七年十一月末日受刑者は四萬五千四百八十三人であるが、此の內舍房に起臥する者は、獨居拘禁と病者である。此等の收容者が假に一割と見て、月末現在受刑者は四萬一千人は工場出業作業者となる譯である。而して現行法の作業時間を一年を通して十二時間三十分である。之れに出業晝食、夕食、午前、午後の休憩時、還房等に要する時間は、大概三時二十分乃至三時四十分であらう。因て室外の動作時間は十五六時間を要する。

建築準則に示す如く完備せし採光、換氣、氣積等も全收容者の一割にも當らざる爲めに全力が注がれ、九割は單に臥寢に約八時間、而も夜間に供する寢室に、貴重の理想も瓦餅に歸する有樣である。工場設備は後述する處なるが、十中九割が工場に動作する處に、建築準則の考慮が徹底を欠くのは勞働問題の見地より物の足らざる憾があると考へられる。私は舍房より一層工場方面に衞生的、災害豫防の施設を望む次第である。

昭和七年には、行甲五四二號で激毒藥の取締規定が制定せられた、兎角酒精飲料を禁じたる刑務所に於ては、往々人命、損傷、盲目となる者も少なくない。斯る取締規程は大に效果あるものと信ぜられる。

工場設備中、小菅刑務所の容積、氣積、使用、現況等後述する處なるが、該工場就業者と工場容積の飽和狀態は決して悲觀の要は無い。又工場法の規律する如き危險は更に無い事を斷言する。大多數の刑務作業の工場は一坪に一人を收容するとせば、甚だしき餘裕を存する刑務所であらう。

防塵設備の不完全と、保溫設備無く、長時間操業により窓をメ切り換氣せざるにより、空氣汚毒し一種臭氣さへ催す處も少くないであらう。

刑務所病たる結核の傳播も、大概工場より傳染するものであるまいか、保健衞生設備として炭酸定量器も各所に備付けてあるが、未だ一ケ所からも工場內炭酸瓦斯の

濃度とか、作業關係とか報告された事を耳にしない。如何に、工場災害に關心が欠けて居るかが窺はれるであらう。

現在全國に理想的の鋸型工場の數の幾何かは知る由も無いが、多くは採光、換氣、防塵、氣積等が不充分であらう。斯る刑務所に於ても熱心なる醫務當局と、主腦者は室外に於て日光浴、深呼吸を爲さしめ安息を圖るべく力めて午前、午後の休憩時間を有効に利用される處もあるが、是は各刑務所施政方針により區々であらう。

刑務所に於ても民間營利會社と同じく、熟練職工を必要とする、職工受刑者が假に社會復歸の條件に適合するに至りたる場合、如何に必要なる熟練職工と雖も滿期又は假出獄の擧に出でねばならぬ。因て短期收容の刑務所より長期の刑務所が作業經營上有利の立場にある事は勿論である。或る刑務所にては自動車修繕作業を施業し、大に刑務作業の聲價を博せし處、俄に熟練職工數人を釋放したるにより、休業狀態の由である。刑務作業に於て大資本の官司業は、企業資金の回收等は餘程困難なるのみならず、大規模の經營も眞に難事とされて居る。

今日〇〇品製造に統制が敷かれ好成績を擧げ居るが、右は注文品の簡單なるに基因するも、當局の努力に負ふ處が大である。綴密にして分業の作業に於ても、果して右の如き樂觀が許され得るであらうか。

工場法の定めた徒弟の敎育は、技術を練磨せしむる事職工としての氣風、卽ち品性が重要なる訓練事項である。刑務所も作業の訓練概則が制定せられた。右は單に技術の習熟のみである樣である。卽ち採算とか、經營とか、職人氣風品性の如きは考慮せられて居らぬ樣である。所謂職人の師匠と徒弟との義理は、我が日本帝國の美風であるに不拘毫も考慮され居らぬ樣である。斯る訓練により職工となりたる者、社會の職人仲間に伍し果して自活し得るか、今日訓練出身の釋放者果して其業に就き善良の民として暮し居るや、聊か疑問を有する者である。吾人は作業敎化の上より一考を要するものと考へる。

民間工場に於ける工場災害調

職工死亡數	二四三人
職工負傷數	四三、〇二七人（休業三十日以上ニ及ヒタルノ見込）
火災 六六三件	工場發火 五九〇件
	類燒 七三件
損壞 二一九件	破壞爆發其他 三四件
	風水害雪害 一八五件

民間工場扶助件數及扶助金額

工場別	件數	扶助金額
民間工場	一三、九一五件	八九二、六五二円
官設工場	二二、二九三件	五八五、八〇四

右表により一人當り扶助金額は二十六圓餘に相當する。

昭和五年行刑統計表中、外因による疾病數は僅かに一千九百九十七人であるが、此の外に病者として計上せられざる負傷者も幾分は存するに離くないが、以上の疾病を作業別にし百人以上の負傷者を出したる作業名は左の通りである。

木工	一六九人	機織工	一三〇人
鍛冶工	一〇六人	土工	三四五人
大工	二〇四人	採炭	一一七人

以上の疾患は作業に基因したる事疑を容れずと雖も、災害以外幾何の人員なりしやは調査資料なく從て研究を差控ゆる。

蓋し勞働法規に準據せし所謂手當金監獄法二十八條により給與を受けたる、昭和五年度は前述作業收支表記載の如く僅に六百六十圓、誠に驚くべき小額の救護なりと斷ずべく、不具廢疾者、果して現下の經濟狀態に則し救護し得られたりと斷ずる勇氣ありや。而して右の內、外因死亡者は十二人である、今同年度の懲罰事犯より考察して、同年度傷害致死一件、殺人事件一件にして右死亡者を差引く時は、確に十名は作業上死亡したりと推斷し得べく、果して然らば災害死亡者のみの手當金を受けたりと假定するも一人當僅に五十五圓に相當せず。

卽ち大正十一年司法省訓令第六號傷病者に對する手當金給與規程第三條、別表によれば死亡手當金最低額一人に付金百圓、最高百八十圓、平均百四十圓と規定せられて居る。而して外因死亡十二名にして、工場災害の死亡者前述の如く十名なりとせば、訓令死亡手當金平均額一人百四十圓とする場合は同年度死亡災害救助額のみにて一千四百圓となる。此の外不具廢疾に陷り、業務を營み難き者も是又相當の數に達すべし。此等の者の救助手當金を給するとせば是又相當額に達すべし。死傷手當金に前述の如く現實給與は僅に六百六十圓にして、如何に計算するも符合する結論を摑み得ず、何れに矛盾の伏在するや、明かならずと雖も行刑當局の怠慢に因らざれば幸である。

社會に於ける理論と實際に矛盾を生ずる例は乏しくない。殊に法律を論ずる者が形式論に捉はれ、事實不合理を看過する嫌がある。其の例として往年三池刑務所に於ては、受刑者をして採炭に就かしめ、一ケ年少なきは三人、多きは三四十人の壓死者を出し、約半世期の間坑内採炭の犧牲者は一千人を下らざる筈である。

自由勞働者に於ては鑛業法、坑夫勞役規則（大正五年八月、農商務省令二一號）等により災害死傷の救助を受け、負傷せし場合鑛業權者より無料治療を施すの外、休養日と雖も賃金の幾割を負擔し、尚災害救助を爲すべく又之れが實行を强制せられて居る。鑛業法八條は本法に於て鑛夫と稱するは鑛業に從事する勞働者を謂ふと規定し受刑者を否定せず然るに强制作業の受刑者は事實坑夫として働くも、受刑者は法律論の上より坑夫にあらずとし、斯る救護を受けざりし事例も存する。（鑛業法八十條、勞役規則十八條）

要するに敎化は愛であり、同情であらねばならない。受刑者中作業上死傷を受け、廢疾業務を營む事を得ざる場合、充分なる同情を以て勞働法規精神に立脚し救護を努むべきではあるまいか。

スペインの刑法改正

スペイン共和國では、一九三二年十一月五日の法律案の可決と共に、新しい刑法が公にせられたのである。施行期日は同年十二月一日である。この新しい刑法では、以前より計畫せられてゐた改正は尚ほ未だ全く遂行せらるゝには至つてゐないのである。スペインの刑法の近代化は主として次の諸點即ち、(一)國家政體との調和、(二)裁判官の自由裁量の擴張、(三)刑罰の寬和等に存するのである。

Strafvollzug, Januar 1933

フインランドの常習犯人の保安拘留

フインランド共和國では、一九三二年五月二十七日付の危險なる累犯者に關する法律で、常習犯人の豫防拘禁制が採用されたのである。この法律は、一九三二年六月一日以來實施されてゐるのである。

Strafvollzug, Januar 1933

週間制度の行刑に及ぼす効果

金田榮三郎

目次

一、週間制度の意義
二、週間制度の種類及施行項目
三、週間制度施行中の事故と施行中にあらざる場合の事故との對比
四、週間制度に對する收容者の感想
五、週間制度は收容者の日常生活に如何なる影響を及ぼしたるか
六、週間制度施行時期
七、週間制度を持續することの可否

一、週間制度の意義

行刑の効果は其の制度と施設の完備に竢つところ多きは言ふ迄もないことであるが、如何に制度と施設とが完備したればとて之を運用するに當を得なければ到底所期の効果を擧げることは出來ないのである。現今の行刑施設に付てに既に本制度の施行の當初に發せられた通牒にもある通、尚改善を要すべきものは種々あるであらう、併しそれ等のものは適當に之を補ひ亦之を巧に運用し努力を拂ふに於ては必ずしも十分なる制度や施設の完備を竢つまでもなく、相當の效果を擧げ得らるゝに相違ないものであることを私は深く信ずるものである。

しかし、物事は何に限らず日々同樣の方法態度を以て之に臨むときは、人情の常として幾分の倦惰も生じ又沈滯した氣分も釀成され易い。その弊を矯めるため、殊に又敎養の程度の低い、意志の弱い、向上心に乏しい收容者等に對しては之を刺戟して自ら啓發向上せしむる爲、時々或る强い刺戟性と振肅性のある適當な方法を試み、さうして治者被治者共に大に啓發振肅せしむる樣にすることは現在の行刑上の立場から見て喫緊な事である。

週間制度はかやうな見地に於て創設せられたものであつて、其の聯員に關する方面と收容者に關する方面とを問はず共に其の施行期間中各施行項目に隨て最大の努力と最善の注意を傾注し只管向上の一路に邁進するの決心を以て之が實行に當り其の間に職員　收容者共に自ら啓發し振肅するこころあらしめ、隨て若し陋習の存するものは此の機會に於て速かに、之を改善し沈滯せる氣分を一掃して人心を新ならしめ、又一面に於ては自ら啓發するこころによつて新機軸の發見に努め、さうして新規に發見したる適當なる施行事項等にして實行し得るものは速かに之を實行に移す等職員と收容者相協力して極力行刑成績の向上に努むべきである。斯様にして此の間に於て實地に訓練せられ習慣付けられたるところを週間施行後の平素に迄及ぼし以て制度の不備も施設の不十分も之に依つて補ひ現在及將來の行刑成績を大に向上せしめんとする目的を有するのである。

二、週間制度の種類の施行項目

週間制度は之を四種に分つ即ち左の通り

(一)　安全週間

緊張シタル精神ヲ以テ逃走、災害其ノ他ノ事故ヲ防止シ戒護ノ充實ヲ期スルト共ニ書類等ノ處理ノ整齊ヲ圖リ且物品ニ對スル愛護觀念ノ扶植ニ資セントスルニアリ

(二)　力行週間

勤勉力行ノ美風ヲ養成シ作業能率ノ增進ヲ圖ラントスルニアリ

(三)　修養週間

報恩感謝ノ念ヲ誘起シ非違ヲ悛ラシメ健全ナル精神ヲ養成スルト共ニ教育的效果ノ完成ニ資セントスルニアリ

(四)　衞生週間

衞生思想ヲ涵養シ身體ノ健全向上ニ資セントスルニアリ

二、施行期間及度數

(一)　各週間ノ施行期日及施行期間ハ適宜刑務所ニ於テ之ヲ定メ其ノ度數ハ各種ヲ通シテ年二回以上トス

(二)　各週間ハ本支所ヲ通シ同期間同時ニ施行スルヲ原則トス

三、施行項目

左記ノ通但シ實行方法ニ付テハ各所ニ於テ適宜計畫ノ上

處理スルモノトス

（施行項目甲ハ職員、乙ハ收容者ニ關スルモノトス）

第一　安全週間

甲

イ　保安ニ關スル事項

(一)　戒護ノ充實
(二)　姿勢禮儀ノ肅正
(三)　規律命令ノ嚴守
(四)　各機關ノ連絡統制
(五)　設備上ノ不備缺陷ノ除去
(六)　犯則其ノ他ノ事故ノ敏活處理
(七)　其ノ他保安ニ關スル事項

ロ　整頓ニ關スル事項

(一)　舍房、工場ノ內外及倉庫內ニ於ケル物品ノ整理
(二)　帳簿其ノ他ノ書類ノ整理
(三)　器具機械類ノ手入使用方ノ適正
(四)　不用物品ノ處理
(五)　經理合理化ニ關スル理論竝實際的智識ノ普及

乙

(一)　原動機動力傳導裝置其ノ他ノ工作物、機械器具等ノ取扱又ハ危險部分ニ關スル注意
(二)　被服臥具類ノ整備
(三)　製素品其ノ他ノ物品ニ對スル愛護觀念ノ普及

第二　力行週間

甲

(一)　精神ノ緊張
(二)　時間ノ勵行
(三)　就業者ニ對スル指導訓練ノ適正
(四)　作業場及執務場所ニ於ケル採光換氣溫度等ノ適正
(五)　作業器具機械類ノ完備
(六)　其ノ他作業經營ノ合理化ニ關スル事項

乙

(一)　作業施行ノ合理化ニ關スル智識普及
(二)　作業成績ノ向上
(三)　作業精勵ニ對スル表彰及慰安

第三　修養週間

甲

(一)(二)(三)(四) 教誨教育施行ノ適正
看讀書籍ノ貸與竝讀書ノ奬勵
假釋放事務ノ適正
其ノ他修養ニ關スル事項

乙

(一)(二)(三) 德望アル士ヲ招聘シ精神修養ニ關スル講話ノ施行
工場揭示ノ標語募集
其ノ他修養ニ關スル事項

第四、衛生週間

甲

(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八) 献立表ノ適正
工場、房舍、廁舍竝其ノ附屬建物内外ノ清潔
炊事場、洗面所、浴場、食堂、便所、湯呑場及運動場ノ清潔
下水、塵溜、及排水ノ處置
投藥、診察竝治療事務ノ適正
工場、舍房及事務所ノ採光、換氣、照明、除塵竝被服臥具類ノ澁濕ノ可適

乙

(一)(二)(三)(四) 運動ノ勵行
飲食、睡眠ノ可適
其ノ他衛生ニ關スル事項

以上の通週間制度は之を安全週間、力行週間、修養週間、衛生週間の四種類に分つも之が施行に付ては時宜により數種を同時に併せて施行し得るものとす。

三、週間制度施行中の事故と施行中にあらざる場合事故の對比

(一) 職員の懲戒事故を%に於て表示すれば左の通である。而して昭和六年安全週間の際に於ける前後三週間内に發生した事故件數は三十八件であつて、昭和七年力行修養週間の同期間内に發生した事故件數は二十七件（少數刑務所に於ては力行、修養週間であるが爲め報告に事故件數表を省略せしものあり之を除外す）である。

	昭和六年安全週間に於けるもの	昭和七年力行修養週間に於けるもの
週間前一週間中	三七%	四八%
週間中	二一%	二六%
週間後一週間中	四二%	二六%

本表に就て考察するに週間中は週間前に比し著しく好成績を示せること一見明かである、而して昭和六年に於ては週間後の成績が週間行に比して五%の增加を示して居る、之は果して何に原因せるか其の理由の判斷に苦しむものであるが併し其の實數に於ては週間前の十四件に對し週間後は十六件であつて僅かに二件を增加せるに過ぎないのである。又昭和七年に於ては表示の如く順調の成績にある、尤も外に報告のなかつた爲に除外した少數の刑務所があるのではあるが之等を纏めて加へても蓋し此の標準に大した動きはないものと信ずる。

(二) 收容者の懲罰事故を%に於て表示すれば左の通である而して昭和六年安全週間の際に於ける前後三週間内に發生した事故件數は三百十一件であつて、昭和七年力行修養週間の同期間内に發生した事故件數は百九十四件である（少年刑務所に於ける分省略せしこと前號に同じ）

	昭和六年安全週間に於けるもの	昭和七年力行修養週間に於けるもの
週間前一週間中	四五%	四五%
週間中	二〇%	一三%
週間後一週間中	三五%	四二%

四　週間制度に對する收容者の感想

（原文のまゝ）

(一) 渺茫として涯しなき大洋を航行する艦船と雖或は二十世紀科學文明の表徵たる大空の征服者飛行機飛行船と雖其の安全を期せむが爲巧妙なるラシンバン又はプロペラを以て其の目的を達成せんが爲不斷の努力を拂つて居る精巧完備殆ど人力を盡し總て遺憾なきを誇る文明の利器に於てすら折ふしの故障は免れ得ないのである。況や利慾と自我擴張の闘爭の巷たる地上人間生活に於て其の安全を希ふ心は有らゆる人々の必然的の要求ではあるまいか、斯る見地に立脚してか、今回司法省行刑局に於て試みられた「安全週間」なるものは或る意味に於て假に刑務所を社會の縮圖として施行せられたものではあるまいか。其

の主義目的……何れも我々不幸なる同胞を中心としての人間愛の表現であり、正しい意味に於ける保護精神の發露と考へられ私は衷心から感謝の眞心を捧げた。いや恐らくは私のみではあるまい收容者諸君定めし御同感であらう。

「先づ緊張」何と云ふ氣持の好い言葉であらう、緊張の二字特に深長なる意味あると知る、御互に胸に着けた「安全」のマーク如何にも平和な世界、双手を擧げて軍縮を議し、不戰條約を締結せむとする今日「安全」の二字、千万の國際法書より、條約文より尊重に價ひするものにあらずして何ぞや。それにつけても私は思ふ、今日當局竝所長殿戒護主任殿より御訓示のあつた際心から我々を反省せしめた、社會にある間良心が目醒たなら人生のどん底生活をせざりしとの感深うして幾度か俯仰悔恨の涙を覺へた。而し私はこの涙を永遠に意義ある涙として先づ緊張し常に精神の安全を期しつゝ、惱み多き人生の行路を歩かんとの念を一層切實に誓つた。曾て教誨の席上に於て所長殿は仰せられた「人は心の奥底に梅花の如き高潔なるサムシングを得られよ」とさうして今日安全週間施行の劈頭の訓話に曰く「絶へず緊張して事に當り人に接するには溫顏を以て即ちニコニコ主義なれ」と一言簡潔なりと雖處世の要道を適切に教へられた戒護主任殿云ふ「飽くまでも總ての方面に注意し常に緊張せる心持を以て其の日其の日ニコニコと愉快に送られよ」と、上所、長戒護主任殿の熱誠指導さるゝあり受持擔當看守殿の細心にして懇切に誘導下さる、我等今日の境遇に在りと雖も

して週間中の片影を記させて戴き散漫ながらも衛生週間の感想を終ることに致します。

朝から曇つてゐた鉛色の空からシト〳〵と雨が降つて來たのは午後のことであるが、然し、それも直ぐにやんで相變らず空はどんかりと鉛色に覆はれてゐる、餘り晴れやかでもない初日でもあつたが、工場の内部は清い空氣が漲つてゐた。それは機械の隅か隅、机の下ケースの臺の蔭、植字の臺の下、蔭と云ふ蔭は綺麗に掃き清められたからである。殊に工場の擔當さんが眞先になり、みんなをリードして行かれるその努力には息づまるやうな感激を覺へました。磨かれた窓硝子にはいさゝかの斑點ももなく、人目のつき易い柱や壁には「病は口から」「衛生は身のため人のため」「明るい前途は健康から」「健康に勝る寶なし」等々の小ポスター標語が貼りつけられて衛生週間に相應しい狀景である。斯くも工場内の空氣がピックリと融け合ひし滑らかなこの雰圍氣の中に、私の身も魂もぐん〳〵と引き込まれて行く、みんなの顏を見ると日頃の無表情なのに反し、今日は無性に笑つて見たいほどに表情と動作が變化に富んで居た。それは見逃せない事實であつた。まのあたり斯うしたシーンに直面した私は不意に私の心に鋭い反省のメスが突き刺された。それは前科者の悲哀でした。人生のどん底である重苦しい刑務所の生活に喘でゐる私自身のみすぼらしい姿を見つめたとき、寂しき悔恨の涙の滲み出るをの止むることが出來なかつた。流れ出る涙私は永遠に意義あらしめ「強く明るく健かに」の言葉をモツトーとして身體の保健に心掛け精神を安靜に保ち微笑を湛えて惱ましき現實の生路を歩まんことを秘そかに誓つた。「強く明るく健かに」の精神を以てやがて來るべき活社會に即ち再生への第一歩を踏み出さうと決心した。そしてこの決心は必ず實行へ現はれることを信じて疑ひません、否當然の歸結であります。斯くして週間制度の第二回目の衛生週間の試みに對し收容者の一人として無事に此の週間を完ふし得ることの出來た健康なりし我が身を喜ぶと共にあざやかに印象を刻み込んだことを感謝する次第であります。

（以上N生）

（四）

嚴冬二月「安全」のマークを掲げし胸にまたもや「衛生」のマークを掲げてその週間を迎へた、非衛生なことのないやうに、病に罹らぬやうにと親も及ばぬ當局の御心遣ひの現れ、あゝ何と云ふ有難いことであらう、ポスターに映畫に將又講話に衛生思想は鼓吹され宣傳される、感覺の鈍い我等の頭にも相當に得るところがあつた、殊に當週間劈頭に於て醫務主任殿の訓話された「精神が爽快であれば四肢は快活に動く」との一節には心から共鳴するを覺へた、明るい顏！　快活な手足！　潑溂たる元氣！　を以て日夜己が業務にいそしむ豈人生に於てこれほど幸福なことがあらうぞ、しかもそれは健康に依つてのみ得らるゝ幸福であり、またそれが健康を生み出す母ともなるのである、健康!!　それは人生の暗黑界を照破する大光明であり

力強く活くる無二の資本であり、また寶でもある、これあつて始めて暗い前途も明るくなり而して最後の勝利も得られるのである、その日〳〵を「強く明るく健かに」暮すそれが一生涯を「強く明るく健かに」暮す道程となるのである。如何に高遠の希望に燃ゆるとも過去や現在未來の及ばぬことに精神を過勞して病魔に襲はれては如何とも出來得ないではないか！　我が心の奥底にわだかまつてゐた一抹の暗雲が、この衛生週間に依つて跡方もなく吹き飛ばされてしまつた、私は我を忘れて「有難いつ」と叫んだ。

以上は昭和六年施行の衛生週間に就てのもの

（五）

刑務所と言へば嚴めしい聞くだにも恐ろしい所でありまず、否全く恐ろしいには違いない、國家の法規に觸れた私達を收容するのであるから決して歡樂境ではない、娯樂場でもない然り精神修養の學校ではあるまいか。良藥は口に苦しと申します通り全快して初めてつらい苦い藥の有難味が解るのであります時は今寒むからず暑からず春彼岸の前週、修養力行兩週間の行はせられた事は非常に意味深い事と考へます。彼岸と云ふ佛事は永遠にあります、其の春彼岸の前週に於て修養力行の兩週間の行はせられたと言ふ事は生涯決して忘れる事は出來ません、彼岸の來る度にきつときつと胸新しいものがありませう、週間の前日所長殿始め教務戒護兩主任より色々と週間中の注意事項遵守事等々の御話しのありました時に國家多難の折何うあつても週間中は〃否々後の後の後迄も修養に力行に精勵せなければならぬと堅く心に誓つたのであります「此の働きも國の爲め」をモットウとして進むへく決心しました、修養力行兩週間に關して標語を收容者より募集されました、不肖私が第一等に入選した事は生涯記念とすべき一つの歷史を得た事と心から感謝せずには居られません、標語「身を修め感謝で作業を勵みませう」と言ふのであります、私が何處にヒントを得たものか少し具體的に申し上げます、卑近な例でありますがそれは學校の先生が修身の時間に（獨山人の歌かと思ひます）「世の中はげにかるわざの綱渡り落ちぬ人こそ上手なりけれ」と言ふ事を教へられました、今私は世上のカルワザ師なつて綱より落ちました事をマザマザと體驗しました、世の中の中の落伍者となりました敗慘者となりました、其落伍者に敗慘者に、手を變へ品を變へ機關を設け、設備を施して一時も早く一人前のカルワザ師となつて押も押されもされぬ樣御盡力御指導下される所長樣始め職員の方々に對しても感謝せずには居られません。次に私の母親は川へ水泳に行く事をいつもこばむのです何うしてゞせう他の人達は日課の樣に川へ行きます、其を見ると友達の事が羨しく母の言ふ事が無理に又私を虐める樣にしか思はれませんでした、ある時丁度十一時頃やつとの事で川へ行く事を許され條件として工場の汽笛が鳴つたら歸る樣に申渡されました、嬉しく水泳ぎをして居ると丁度汽笛の鳴る頃川は益々暖ふばかりで歸

ることを忘れてしまひました、人も少くなつて歸る氣になつた時は日は西山に沒する頃、もう家へは歸れない、子供心に心配しました、それどころか家内の者は總出となつて私を探しさうであります、時も時姉さんに見付けられ今家ではお前を心配して探して居ると言はれた時に兩親に申譯ない、母に叱られはしないかと思ひ急にかなしくなつてワット泣いてしまひました、泣き泣き歸ると母親は今日は駄目です駄目ですと言ひながら私を高手小手に縛り上げて物置に入れてしまひました、其時泣いた泣いた隨分と泣いて救ひを求めました、暫く經つて近所の婦人に助けて貰らひました時はホットしました、今だにその婦人は忘れません恩人ですもの。今私は大人となつても子供の時の様に親兄弟並に世間様の言ふ事も聞けずかうしたフガイない生活をして居るのであります。誰よりも自身が悪いのです、誰が我が子がにくからう何で我が子を虐めたからう、子を持つて知る親心、知る人ぞ知る、親は子供に對しては絶對でありまず、爪ほどのイツハリもありません、一言一句が皆骨となり血となり、肉となるものと思ひます。恐れ多い事ではありますが天子様は臣民に對して父母の如くに絶對であらせられます、少しのかざりけもなく御愛撫下さるのであります、其の大御心＝親の恩を悟つた時に私達の第一の不足とも言ふべき修養に努力し、報恩感謝の念を以て日々仕事に勵まねばなりません「身を修め感謝で作業を勵みませう」ではありませんかと申したいのです。右週間中の感想標語のヒント等々を述べさせて戴いた事を深く感謝し且又之を第一歩として清く明るく後半生を辿るべく重ね重ね心に誓つた次第であります。（以上I生）

（六）人間の生活上最も重要な問題は修養と力行との兩者である、今更言ふ迄もないが人間の弱點として充分承知して居りながらさて實踐躬行する事の出來ない爲に動もすれば邪道に落ち貧困に泣く破目となるのである。若しこの兩者が徹底して居たならば何等の不安もない圓滿な生活が出來得るのである。誰しも人としての理想は常に正しい清い明るい、そうして強く活きて行きたいと希望を持つ者である、然しこの理想の幾分でも到達し得られない悲境に落ち込むのはこの修養と力行との兩者が充分に徹底して居ない爲である事は何人も否む事は出來ない、孟子は性善なりと說いて居られるけれども、性は善であるからと言つて放任して置いたなれば白紙も終に永い間には色々な汚點が生じて來ると同樣に修養の點に於て充分でなかつたなれば善なる者も終りには不善となるものである、されば孔子ほどの聖人も不善改むる不能是れ我が憂なりと言ひ曾子も我れ日に三省すと言はれて居る、是等は皆修養の大切である事を說かれて居るのである。此修養によつて圓滿な人格を築き不斷の力行にて生活の安定を得る事の出來る理由をよく承知して居ながら放逸に流れて結局自分自身苦境に落ち込む事は眞に痛嘆に堪へない事實であるか、人間がこの理想を常に胸中に抱いて居ながら

實行に至らないのは此所に動機とするものがない爲めである、此所に或るショッツを與へさいすれば必然的に理想の芽生を見るべきである、此の意味に於て今度刑務當局より週間制度の最後として修養と力行との兩者を同時に實施せられることになつたのであると思ふ。この期間は僅かに一週間の短い時であるけれ共、此の意味は深い貴重な催に就て我々現在の囹圄に在る境遇より、是を視れば重ねて得がたき絶好のチヤンスであつて、誠に感謝に堪へない當局の慈悲である、此の催に就て吾々囹圄にある者は自らの胸奥に潛在する自己本然の本心を力强く呼び起す大切な動機を與へられたのである、吾々が他日自由の社會に一步を踏み出す時この兩者を充分徹底してゆくなれば再び失敗の破目に落入る様な事はなくなる筈である、吾等囹圄にある者の何が一番缺點であるかを省察して見れば性格上の諸點に於ていろ〳〵の缺陷があり、又すべての事に於て怠惰であつた事實は見逃す事の出來ない最重の缺點である。而も此の缺點は本來百も承知して居るのであるにも不拘是れを如何とも改善出來ないのは之を要するに機會と動機が與へられない爲である、機會はあつても順境の場合には是を捉へる事が至難である、今日この逆境に處して日々自己を省察しつつ將來に向つて新なる希望に活きんとする其準備の時に於て修養と力行の兩者を合せて奬勵實行せられるこの主意の存せる所を充分體得して、僅かに一週間ばかりでなく永くこれを習慣として更生の道を辿つたならば、必ずや吾等の前途には光明の赫々として輝く如く社會の善良なる一員として、又平和なる家庭の幸福裡に人生を享樂しつゝ過去の暗影から逃れ出て、人間としての職分と生活とを滿足せしめる事が出來得ると信ずるのである。要は唯この絶好のチヤンスに於て我等の最大なる缺陷を矯正して當局の主意に悖らぬ様、自己の爲、社會の爲、將又大にしては國家の爲に正しき人となるべき素質を充分培養しなければならないと此所に堅く決心する次第である。（以上N生）

以上は昭和七年施行の修養力行週間に就てのもの

五　週間制度は收容者の日常生活の如何なる影響を及ぼしたるか

週間制度は之を施行する間各收容者共何れも其の施行項目に於て指示せらるゝところに隨つて其の最善を盡して居るものであるここは別項掲ぐるところの「三の二號」に於ける事故對比表及「四」の感想に於て之を窺ふことを得るのであるが、私は尙ほ此の外に力行修養週間中に於ける作業成績に依て更に彼等が如何に眞劍に其の施行に付て努めたかこと言ふことを左表に依て之を立證せんこと思ふのである。

刑務所	作業成績向上ノ狀況
市谷	豫期以上の能率を擧げ得たり
小菅	能率向上平素の二倍に達す
豐多摩	科程了者の割合前一週四六%、週間中五〇% 後一週四七%
巢鴨	一般を通じて一割向上尙來同一狀態を繼續中
横濱	前一週成績平均 •九四 週間中一•一六 後一週 •九六八
千葉	前一週一•一四 週間中一•二六
宇都宮	作業種類により平均〇•八六乃至〇•五の增加を爲す
前橋	前一週に比し科程外二割以上のもの一% 了のもの八%を增加す
京都	一人當平均歩合に於て前月のそれに比し〇•四八を增加せり
神戸	絣織の製品優良となりしもの三%にして後も繼續す
奈良	前一週に比し二割四分七厘乃至四分七厘を增し後に於ても前に比して概して良好
德島	前一週一•一八、週間中一•二〇、後一週一•一八
高松	前六日間平均一•〇九、週間中一•四〇、後六日間平均一•二五
高知	前一週に比し一割一七九の增加
名古屋	前一週一•二〇、週間中一•三三、後一週一•一九（後一週は機織工多數新柄に變更せし爲め能率を減せり

廣島	前一週に比し •〇二九乃至 •〇三を增加す
山口	前一週一•〇一八、週間中一•二七六、後一週一•一一四
岡山	前一週一•二三一、週間中一•四二七、後一週一•二八八
松江	前一週 一•一八九乃至 週間中 一•二九九乃至
	後一週 一•一四五 一•一六乃至 一•〇六〇
松山	前一週科程外十五割以上のもの十四名なりしが週間中二十三名となり又十割以上のもの三十名なりしが三十七名となる週間後に於ても良好の成績を示せり
長崎	前一週 一•八一乃至 週間中 一•九一乃至 一•一五 一•二〇
	後一週 二•六一乃至 二•六二
鹿兒島	機織工に於て前一週 一•四五乃至 •九〇
	週間中 一•五四乃至 後一週 一•五二乃至 一•〇〇 一•〇〇
秋田	前一週 •八九、週間中 •八九
札幌	前一週一•一一、週間中一•二四
釧路	前一週に比し〇•四一を增加し後一週は週間中に對し •〇三九を減ず
岡崎	前一週一•三〇 週間中一•八〇 後一週一•六〇
盛岡	前一週科程了者一七二、同未了者一一七、週間中同了者二二二、未了者八四、後一週同了者二二一未了者七四、
北海	前一週に比し五割一分を增加す

右の通であつて之等は主として週間中と週間前後の間に於ける極めて短かき間の狀況に就て比較して示したるに過ぎないものではあるが、それにしても「三の二條」と相俟つて其數字に現はれたるところに於て的確に向上の事實を認め得らるゝ譯である。私共は其の向上の眞價に付てはモット〳〵大なるものの此の數字に現はれたる以外のところにあることを忘れてはならぬ、それは卽ち感想錄にも現はれて居る如く「意味深くして且つ意義深ありし安全週間を記念に自己の生活の上にも革命を齎らさうと思ふ」と言ひ又「生涯の安全を圖るべく決心して凡てを解決しました」と言ひ更に又「清く明るく健かにの精神を以てやがて來るべき活社會に、卽ち再生への第一歩を踏み出さうと決心した此の決心は必ず實行へ現はれることを信じて疑ひません」と言ひ或は又「之を第一歩として淸く明るく後半者を迎るべく重ね重ね心に誓つた」或は「此の催に就て吾々は囹圄にある者は自らの胸奥に潜在する自己本然の本心を力強く呼び起す大切な動機を與へられたのである」と言ひ洵に彼等の胸中に尊ぶべき喜ぶべき心境を開拓せしめたのである、私は信ず此の心境の開拓は必ずや彼等其の後の日常に於ける生活の上に最良最大なる影響を及ぼしたるに相違ないものであることを、而して之に對する各刑務所の報告に就て見るも私共の信ずる如く週間後も尙ほ週間中の狀態を保ちて良好に經過しつゝありと報ずるもの、甚だ多いのである。

六　週間制度施行時期

行ふに時を以てすると云ふことは古聖も敎へて居る通であつて何事にしても其の時を得ない企てが成功しないことは何人も熟知するところである、例へば春に播くべき種を冬に播いても決して芽を出さない、又秋に播くべき種を春に播いても完全な花實を擧げ得ない如く私共が意志を練り亦知と力を磨くにも其時を得なければ其効果を收むること至難なのである、人事百般其の成敗は機會を以て決すると云ふこと館く人口に膾炙するところであるが、多衆を相手として、治者も被治者も相合體して而かも其の一人一人が眞劍になつて進んで行かねばならぬ精神的作用に竢つこと多い刑務所週間制度の如きに於ては此の時期を選ぶことの忽がせにすべからざるは言ふ迄もないことである、其の時期を得て適當に之を施行する場合其の成果の大に見るべきものあるに反し若し時期を

刑政第46巻第3号
矯正図書館

過たんか、曾に其の擧の不成功に終るのみならず、之に隨伴して如何なる禍害の發生せんも計り知り難いのである。爲政者は玆に十分の明を以て之が施行に臨み苟めにも其の時期に付て過つことなく、又決して無理をして患を後に遺す樣なことがあつてはならぬのである、而して其の時期の選擇に付ては施行項目に應じ又當時の世相や地方の狀況季節の關係等諸般の事項を考慮に入れて、極めて妥當なる根據に於て適當に之を施行し十分其の成果を擧ぐることに注意しなければならぬ。と思ふのである。

七　週間制度を持續することの可否

人は其の身體に於て常に新陳代謝が行はれて居ると同樣に精神的方面に於ても常に何か新しいものを逐ふて止まないものである、隨て私共は何事に付ても同一の作用を永く繰返されてそこに一向何等新味を帶ぶるものゝない場合一種の倦情を生じ、更に之が永引くに於ては嫌忌の念さへ生ずるに至るものである、之は人情自然の然らしむるところであつて致方ないものである。週間制度の意義に就ては既に述べたるが如く之が施行に當つては相當刺戟性のあることを必要とするのであつて此の制度施行の目的が達成せらるゝと否とは懸つて此の刺戟性の强弱有無にあると云ひ得るのである、故に幾度か之が施行を繰返して既に夜衆の感覺に對して刺戟性を有せざるに至つた後尙ほ之を續けるが如きは勿論不可であつて斯樣な點に付ての情勢は當局者に於て最も愼重に觀察して考慮せねばならぬところである、要するに今日迄の情勢に於ては別に何等懸念すべき不都合の廉もなく其の施行の都度何れに於ても甚大の効果を擧げて來て居ることは別項に記載するが如く各刑務所よりの報告に基いて之が事實を十分に確認し得らるゝのであるが今後其の情勢の如何によりては之が趣向を變改し或は他に更に良策を立てなければならぬ日の必然來るであらうことを今日私共は深く考へさせらるゝのである。（終）

保護觀察論 The United States Probation System

ジョール・アール・ムーア　Joel R. Moore

本文は北米合衆國司法省行刑局、保護觀察監督官 Supervisor, U. S. Probation System たるジョール・アール・ムーア氏がアメリカ司法家協會 American Bar Association の判事部會 Judges' Section の席上に於て爲されたる演說の飜譯である。刑事政策上より聯邦保護觀察制度の運用について說かるゝ氏の言葉の中には學問的示唆に富むものが少くないので、興味を以て譯述を試みた次第である。昨年一月公にせられた刑法改正委員會草案に依り、我國に於ても刑法改正と共に本制度が實現する豫定になつたので、我々は玆に保護觀察に關する刑事政策的見解を見つめて置く必要に迫られて來た。しかし不幸にしてわが學界に於ては見るべき文獻がない。先づさし當りの問題として本譯述が讀者に何等かの參考ともならば幸甚である。（平野宗一郎）

〔1〕

一九三一年八月三十一日現在の調査に依りますと、聯邦裁判所から各種刑務所に送致された受刑者の總數は二萬五千百三十六名であります。次ぎに、保護觀察制度を採用してをります五十五の區裁判所からの右と同日付の報告を見ますと、保護觀察中の者の總數が一萬四千百四十八名となつてゐるのであります。すなはち、十四ケ月間に聯邦保護司の監督に屬する被觀察者數は四千二百二十二名より一萬四千百四十八名に增加してゐるのでありますが、同期間內に、刑務所收容者の方は二萬六千七百七名より二萬五千百三十六名に減少してゐるのであります。

右の事實は敢て異とするに足りません。聯邦裁判所がかく、犯罪人に保護觀察處分を科するやうになつたからといつて、何か革命的な事でもしてゐるやうに心配する必要はないのであります。それは、既に州裁判所に於ける試驗時代を經て、今や特殊犯罪人處分上確立された手段となつてゐる處の保護觀察運動に向つて好きスタートを切つたものに過ぎないのであります。

〔2〕

嘗ては妖術師を焚殺し、足枷や笞杖を用ひ、又は債務者を牢獄に繋ぎ、數々の犯罪に對して死刑を科した處の、かの舊弊なるマツサチューセツツ州に於て、この保護觀察運動は五十年以上も以前に法の認許を得たとでありました。爾來過去三十年の間に於て其他の州も續々同州に倣ひ、大人の爲にも少年の爲にも保護觀察制度を採用するようになつたのであります。州營制度が發達しました。强力な郡營制度がこの事業を完成させました。又ニューヨーク、ボストン、デトロイト、ニューアーク、バツフアロー、プロヴイデンス、フイラデルフイア、バルチモーア、セント・ルイス、ミネアポリス、セント・ポール、デンヴアー、サン・フランシスコ、ロスアンゼルス、ポートランドの如き市營制度が保護觀察事業の高い標準を立てました。一州（*）だけを除いて、すべての州に少年保護觀察制度がありますし、四十八州の內三十三州には大人の爲の保護觀察制度があり、殘り十五州の內の數州では有罪宣告猶豫制度を一時的便法として採用してをります。一九二五年に通過した我が聯邦保護觀察令は保護觀察運動に入ること丁度二十年を遲れたるものであります。

（*）一州といふのはワイオミング州のことである——譯者

我が聯邦政府は、刑務所收容者の過剩を救ひ、之に適當なる行刑處遇を與ふべく、目下新しき刑務所、感化院行刑農場等のばう大なる建築計畫の眞盛中なのであります。人口の增加、多種多樣の行爲を刑事犯罪たらしむる處の刑事法令の增加、多くの奢侈禁止法や取引制度を拘束する諸法律の嚴格なる施行に對する、より多數者ならずとするも、大なる少數者の反對、人口稠密郡市に於ける警察力の破壞、自動車や飛行機の時代である今日に於て、たとへ自動車は設備してゐるにしろ、今尙ほ輕便馬車型の組織を維持してゐる農村地方諸機關の時代遲れ、といつたやうな諸々の條件がより多くの、より大きな刑務所の建設を余儀なくさせてゐるのであります。從て聯邦政府が保護觀察運動に眼を向けるやうになつたのは至つて最近のことなのであります。

すなはち、之れ迄は、保護觀察制度によつて充分よく處分されたであらうと思はれる數千の男女子供が、聯邦裁判所によつて刑務所に送致されてゐたのであります。

マツサチューセツツ州では二十五年以上もの間一の刑務所も造つてをりません、一八七八年以來（非公式には

もつと前からですが）保護觀察制度を採用してゐる同州には、現在、各種の刑務所に六千三十二名の收容者がをりますが、同州の判事は二萬二千四百四十四名の男女子供を裁判所職員の巧みなる監督の下に保護觀察に付してゐるのであります。

ニューヨーク州におきましては一萬八千四百十八名の刑務所收容者に對し二萬二千三百七十名の被觀察者がをります。ルーズヴエルト知事は最近次のやうなことを語つてをります。

「我が州に於ては過去二十四年間に二十五萬人の犯罪者を保護觀察に付した。しかも今やわれわれは、我が裁判所や判事が保護觀察制度の犯罪防壓上價値あるものなることを自覺して來たので、毎年二萬五千人以上の者を同處分に付しつゝあるのである」と。

カリフオルニヤ州のサン・クエンチンその他の刑務所にも七千五百二十名の收容者がありますが、一方被觀察者數は八千七百三十九名を算してゐるのであります。

然らば英國はどうでありませうか？　我が國の都市、州及び國全體の犯罪率と英國及び英國の都市のそれとの不愉快なる比較がなされる場合、われわれは如何に屢々恥しい思ひに頭を垂れることでせう。そしてわれわれは、われわれ自身の世にも高朗なる法律精神によつて、英國の裁判所に於ける刑事手續及びその行刑制度が我國の夫れに優つてゐることを知らされるのであります。英國は保護觀察制度を採用してゐるのでせうか？　然り、全體的に見て、我國よりももつと普遍的に、もつと有効に行つてゐるのであります。十年前には英國の委員が我國の成績良好なる都市や郡、州の制度を研究に來朝しました。一九二五年、すなはち丁度我が聯邦政府が聯邦判事をして保護觀察制度を實驗せしめることを承諾した年に於て、英國はイングランド、ウエールスの全裁判所を含む完全なる保護觀察制度を立てたのであります。そして裁判所所屬保護司の俸給の半額は內務省の保護觀察局（Probation Bureau）が負擔することにしたのでありまして、議會は毎年二十萬ドル以上の豫算を計上してゐるのであります。

〔3〕

故に、われわれは刑務所に拘禁せらるゝより以上の犯罪人が保護觀察に付せられてゐる事實に驚くことはないのであります。我が政府は各州及び英國の保護觀察手續にいゝ先例を見出すことが出來るのであります。

實際、もう少し詳しく統計を分析して見るならば、眞の保護觀察運動にはまだ〳〵距離のあることを發見するのであります。すなはち、聯邦刑務所に於ける平均刑期は八十五日であるに對し、彼等に對する平均保護觀察期間は二年に少し足らない位であります。換言すれば、被觀察者は收容者より八倍も長い間觀察監督に服してゐるのであります。かくて、被觀察者の多いことは、一見すると、保護觀察處分に付する件數の方が刑務所拘禁者を遙かに凌駕してゐるやうに見えるのでありますが、これはさうではありません。適確な統計がありませんので比較は出來ませんが、內輪に見積つて州裁判所が保護觀察に付するのは全件數の十八乃至二十パーセントに過ぎないのであります。聯邦裁判所に至つては、恐らく右の半數にも達しないでありませう。

この點に於てわたくしは、わたくしの上長官たる行刑局長サンフオード・ベーツ氏（Sanford Bates）の言を引用したいと思ひます。聯邦保護觀察制度は氏の洞察力と專門的助言に負ふ所大なるものがあるのであります。

『我國今日に於ける犯罪の大部分は決してさうひどい背德行爲ではないことを思ふと、賢明なる保護觀察制度を設ける必要が益々明瞭になる』と。

そして、この世界的名聲を有する行刑專門家はなほも語をついで

『もし拘禁に代はるべき何等かの方法、有罪者を自由にせずして、その利益と社會防衛の爲に制御指導の手段となるやうな、何か代りの方法がないとしたならば、今日どうなつたであらうかは思ひ見るだに餘りある處だ』

と云ふてをります。

かくて保護觀察といふ拘禁に代はるべき方法が一九二五年三月四日クーリツヂ大統領の署名せる條令によつて設けらるゝことゝなつたのであります。聯邦裁判所に屬する八十四の區の內五十五ケ所に於ては組織的取扱が既に多少の進歩を見せてをります。しかし、最近十四ケ月間に更に四十五ケ所の區に保護觀察制度の組織されたことを見ると、全體としては、まだ〳〵創業時代であるといはねばなりません。そして、保護觀察制度の採用——刑務所拘禁の代はりに保護觀察的監督を用ひることを區裁判所の方で喜ばないのは、實は、疑もなく、判事達が拘禁の社會防衛力を維持せんとする、賞讃すべき態度の結果なのであります。

〔4〕

社會的恐怖及び社會的復讐といふ觀念が、まだ〳〵我國の刑事裁判手續には殘つてゐるのであります。われわれは、世界の何れの國民よりも犯罪の多いことに心を痛めてをります。しかも、國民をして犯罪の增加しつゝあることを自覺せしめることは困難ではありません。新聞は寫眞と文字を以て之れを芝居化し、活動寫眞はまたわれわれを戰慄せしめ、恐怖せしめます。しかも、判事や檢事諸君がこの增大しつゝある犯罪の波と對抗する爲には、益々多く益々大きな刑務所を造り、懲役を殖し、刑期を重くしなければならないと叫ばれるのは、たゞ〳〵社會的恐怖と社會復讐のみを考へてをられるからであります。

しかしながら、アメリカ民主々義の深い々々根底には公平なる待遇（fair play）といふ尊い教義——我が刑事裁判をして社會の權利と同時に個人の權利を保護せしめんとする希望、換言すれば、デイーン・パウンド（Dean Pound）の所謂『一般的安寧と個人の生命との困難なる調和』を維持せんとする希望が潛んでゐるのであります。

國民はこの錯雜せる時代に在つて、刑事裁判のやり方にはたえず不滿を感じてゐるのであります。彼等はウイリヤム・ハワード・タフト（William Howard Taft）の『これこそわが文明の恥辱である』といふ攻擊を尤だと思つてをります。にも拘らず、彼等は、我が舊式な刑事裁判制度を改革しようとする運動に對しては常に不信の眼を以て見るのであります。彼等は、百種以上の犯罪について死刑や切斷刑を科した、暴虐と奇酷の過去の時代に於て、裁判所が採つた刑罰緩和手段がデイーン・パウンドの云ふが如く、もはやそれが役立たんことを目的とせる人々には役立たずして、たゞ一般の安寧を犧牲にしつゝ習慣犯罪人のめぐらす惡企みを抑へるに過ぎなくなつて殘つてゐることを根强く憶えてゐるのであります。

恐らく保護觀察制度の現狀は、それが若干の州、郡、都市等に於ては效果を實證されてゐるに拘らず、國民一般は、それが以前の緩和手段の二の舞となり、習慣犯罪人の遁辭となり、且つ個人の利益を害することなくして社會全體を防衛せんとする刑事裁判の基本的目的を破る手段となることを慮れて、疑惑の眼を以て見てゐるのだといふことが出來るであります。

〔5〕

お話が脇道に入るやうではありますが、こゝで御職掌

に關するわたくしの腹藏なき意見を吐くことをお許し願ひたいと思ひます。しかし、わたくしはこの盛大なるアメリカ司法家協會の會合に集つてをられる判事、檢事、法律學者、辯護士諸君の學識、誠實、博愛に對しては充分なる敬意を表するものであることを斷言致します。さて、諸君のやうに保守的で學問のある方々は裁判すなはち社會と犯罪の訴追を受ける個人との抗爭に關して、餘りに用心深く正義の秤を用ひようとして、却て極端に走ることがあるものであります。例へば告發狀の句讀法、犯罪又は刑罰を規定する法令の用語、要領書の用語、陪審員への說示用語などの面倒臭いこと、明かに關係者全部に知れたる點に關しては問答を記錄にとゞめないこと、昔の國境アメリカ人當時の判決に逆行しつゝあること、先例や規則を集めた封建時代の英國の陳腐な法律卷物を用ひ、それによつて極めて實際的な、確實な證據を除外する辯解となしてゐること——以上すべての事を諸君は正義の名に於てなしてゐるのであります。諸君の偉大なる天職は國民の不平の火によつて燻されてゐるのでありますが、しかも國民は刑事裁判の革命に伴ふ危險を慮れて、この「大冒險的正義論」を默許してゐるのであります。そして國民は大部分その息詰るやうな冷笑主義のために嚇となつてゐるのであります。何故諸君は、諸君の職業——判事、檢事、辯護士、學者、立法家に伴ふ最高の智望と勢力の名に於て、諸君が有罪無罪を決定する時と同じやうに細心にして聰明な、且つ遺漏なき、犯罪人に對する處遇の研究をされないのでありませうか。事件の準備やら取調やらには數日若しくは數週間を費しながら、何故有罪の宣告はしかく急がるゝのでありませうか。刑事裁判の最も重要な部分をかく輕々しく取扱ふといふことは如何に非科學的、如何に非事務的な態度でありませう。こゝに、個人の利益を害することなくして社會を防衛せんとする手續の最も決定的な點があるのだ、とわたくしは高調したいのであります。

社會は犯罪から防衛せられねばなりません。然り、更に犯罪を犯さんとする危險性を有する者から防衛せられねばならないと云つた方がより賢明でありませう。われわれは犯罪を罰するのではなく、犯罪人を罰しなければならないのであります。まことに然り、犯罪人の有罪なりや否やを決するに當つては、法規集を披き、法の定めたる刑罰——法律家の專斷になる社會的復讐を讀み上げるのが一番易しい方法ではあります。けれども、社會的復讐は私的復讐と同じく淺墓なものであります。それは

危險な武器であります。然り、諸君は犯罪人の人格を殆んど、或は全く研究せずして、法規集により無慈悲にも嚴格なる刑罰を宣告することが出來るのであります。やがて彼は刑務所に送られ、幾千といふその他の者と一緒に社會的復讐を受けるのであります。もしそこでも彼の人格を研究することがなかつたならば、何時かは矢張り犯罪人として、それも大部分は以前よりもひどい、大膽なそして多くの場合には一層脅威的な犯罪人となつて出て來るでありませう。然り、近視眼的社會的復讐政策も一時的社會防衛策とはなりませう、けれども結局は犯罪人の增加を嘆かずにはゐられなくなるのであります。

かくしてわれわれは、間違つた円のまはりを——初犯者に重い刑を課す、すると累犯者にはそれ以上の重い刑を科さねばならない。刑務所をふやす、するとそれだけ累犯の危險性ある者が除外されて行く。刑を重くする、更に重くする。刑務所をふやす、更に大きくする——といふ工合にぐる〳〵廻つてゐたのであります。

〔6〕

しかし、誤解されては困りますが、わたくしは刑務所を放棄せよといふことを云つてゐるのではありません。

たゞ刑務所を單なる社會的復讐の具として誤用せることに對して抗議したいのであります。刑務所はなければなりません——それは有用な目的に役立つことも出來れば、役立つてもゐるのであります。わたくしは、聯邦保護觀察制度が、行刑局長サンフオード・ベーツ氏を主宰者とする合衆國犯罪人敎化組織の一部であることを誇りとするものであります。保護觀察、刑務所、假釋放の三つは、有名な檢事總長ウイリヤム・デイー・ミツチエル氏（William D. Mitchell）によつて行刑局長に與へられた管理權に屬する三頭立の馬でありまして、同檢事總長の犯罪訴追及び犯罪人處遇に對する立場は何物をも恐れることなき、同時に人道的なものでありますし、又その將來の刑務所の目的に關する定義は社會的復讐のそれではないと、わたくしは考へるのであります。ミツチエル氏は云ひました、『將來の刑務所は矯正可能の者に對しては訓練の學校であり、矯正不能の者に對しては、永久的隔離の場所であり、犯罪原因の研究の爲には研究所である』と。

もし保護觀察、刑務所及び假釋放の三つを建全なる刑事學的基礎におくならば、保護觀察は拘禁の代用とならねばなりません。しかし、社會的復讐の爲の刑務所の代

用ではなへ、刑務所による改善目的の代用でなければなりません。檢事總長の所謂『矯正不能者の永久的隔離場』としての刑務所の代用ではなく、その所謂『犯罪原因探究の爲の研究所』の代用でなければなりません。

然り、保護觀察制度は注意深く選拔された犯罪人の爲には刑務所の代用物となることが出來ます。けれども、性急に之を與へてはなりません。犯罪人を刑務所に送るべきか、保護觀察に付すべきかを決定するに當つては、その有罪無罪を捜査し立證する時以上に、事實の辛抱强い蒐集と、研究思慮を要するのであります。わたくしはこゝで、再び尋ねたい、何故裁判所は犯罪に關するあらゆる事實や事情、犯罪人の表示せる態度や性向、又は禍福に對する習慣、將來の合法的生活若しくは犯罪行爲を予斷するに足るその長所などによつて犯罪人の人格を注意深く分析することをしないのでせうか。それは保護司が公平に、根氣よく、自信を以て裁判所に提供する處の職務なのであります。それは犯罪人の特徴や社會的背景の探究による判斷の結果なのであります。更にその上、それは判事が望むならば、事實及び事情によつて示された處置の予後でもあります。といふのは、熱心にして聰明なる保護司達は右の事實から結論を作り、その結果刑務所處遇に對する代用として保護觀察を勸めたり、或は事情によつては保護觀察に付することに反對の理由を述べるからであります。

カリフオルニア福利局長アンナ・エル・セイラー夫人(Anna L. Saylor)が次の様に言つてゐるのは尤もであります。

『保護觀察制度は管理上欠點はあるが、今日迄犯罪人に對し社會的正義の名に於て採られた如何なる手段よりも大きな進歩であることは疑がない。人道奉仕のために一命を捧げる男女によつて管理される、組織の巧く出來た保護觀察制度の價値は如何に高く評價しても誇張にならない。しかも、社會一般に對して犯罪人處遇の近代科學的手段をより實際的に理解せしめる機會に至つては數限りがない』と。

われわれは聯邦保護觀察制度が何時の日にか右に引用した言葉に含まれた希望と約束を實現するやうになることを希望してゐるのであります。

又オハイオ州、スプリングフイールドのハリー・ジー・グラム判事(Harry G. Gram)も云つてをります。

『眞に保護觀察制度の何物なるかを理解してゐる人は少い。多くの人は之を以て犯罪人を甘やかす手段だと思つてゐる。しかし、それは決して甘やかす手段ではなく少年ホームに欠けてゐた處のものに對する代用物である。(氏は少年に付て語つてをられるのでありますが、それは大人の保護觀察にも當嵌るのであります。)それは裁判所の指導による社會改造の一方法である。それは不治の犯罪人の代りに有用なる市民を作る爲に用ひらるゝ手段である』と。

勿論この保護觀察制度はすべての犯罪人に適用されるものではありません。それは選ばれたる者——保護司その他——多くの場合に於て精神病學者ですが——による骨の折れる、聰明なる調査研究の後判事の選拔したる者に適用されるのであります。

マツサチユーセツツ州ボストン市の精神病調査委員會の補助委員たる醫學博士ウインフレツド・オーヴアホールサー氏(Winfred Overholser)の言ふ處によると、『保護觀察制度は犯罪人の行刑處遇をその者の必要に適應せしめんとする企ての最も重要なる一面を代表するものである……。保護觀察制度は犯罪人をして、たとへ短期間と雖も刑務所に隔離せずして、社會に同化し得せしめるやうな處遇を與へんことを目的とするのであつて、一面に於ては、その調査の結果により、望ましからざる犯罪人、矯正不可能なる犯罪人を、全然不定期にあらずとするも長期間隔離することを目的とするのである』と。

聯邦保護觀察制度は、われわれが健全なるものと信じてをります處の、右のやうな基礎に基いて運用されてゐるのであります。我が保護司諸君は第一に理想的に働いてをるのであります——われわれの目ざす目的といふのは、時には醫學者や精神病學者の助力の下に、個々の犯罪人に關する完全な、分析的な事實や結論を作つて地方裁判所判事を授助し、判事をして正確に保護觀察處分に適する犯罪人を選ばしむるにあるのであります。この目的を達する爲には、否、今日多くの州、郡、市の擧げてゐる能率に近づく爲にでも、まだ〳〵大きな距離があるのであります。われわれは經驗を積み、專門的技術及び知識を發達せしめ、又この事業の爲には他の職員等の援助を受けなければならないのでありますが、しかし、われわれはこの制度の發達に向つて好きスタートを切つたものであることは信じてをるのであります。

保護觀察事務の右の作用は予備的調査をなすについて重要なもの、如く思はれるのではありますが、更に、判

事が形式上その管理に委任した處の犯罪人の行狀を監督し、之れを指導し、助言し、矯正し、奬勵し、鼓舞するに付ての保護司の第二の任務は、その双肩に重たくかゝつてゐる處の任務なのであります。保護司が犯罪人の研究を續け得ること、彼等をして善に向はしむるやうな力を與へる方法に豐富なること、煩悶を避けしむるやうに注意深く用心すること、之れを矯正するに斷乎として勇氣あること、心弱くも惡に屈服した者、又は虚僞の發見された者、及び行狀によつて保護處分に値しないことの立證された者の右處分を取消し得ること、以上の諸要件はその個人的責任にとつて非常に重要なことでありますが、又その能率によつて利益を受ける社會にとつても重要な事であります。教師や、醫者や傳導師などゝ同じく、保護司はしつかりした信念を有つてゐなければなりません。鋭い想像力を有つてゐなければなりません。深い同情心を有たねばなりませんし、其の上理想を棄てゝはなりません。保護司は優れたる心身や靈魂の力によつて支配的な勢力を及ぼさねばならないのであります。

時間がないのでこの重大な任務について詳しく申上げることが出來ません。論じ立てれば二、三時間はかゝる問題なのであります。わたくしにとつては、實務に當つてをられる保護司諸君と一緒に暮す時間ほど愉快なものはありません。彼等の顔は大なり小なり彼等の勝利を物語る時は輝き、失敗談には曇るのであります。昨年十月にはケンタツキー州のルイスヴイルに於て、又六月にはミネアポリスに於て三日間の講習會が開かれました時には、いづれもの諸君が日常の新聞紙や世上の問題又は技術の討議に鋭い注意を拂つてゐることが分つて、極めて興味ある、力の籠つた講習會でありましたが、別して最も愉快だつたのはボテルの廊下や部屋で夜遲くまで實際問題を語り合つた時でありました。辯護士、醫者、技術家などゝ同じやうに、二、三人の保護司が集まりますと、彼等はきつと、原則や手段、技術、問題になつた事件などの討論に耽るのであります。彼等は實務によつて學び、又學んだ處を以て實務に從事してゐるのであります。研究から實地へ、更に實地から研究へ、これが州所屬保護司と同じやうに聯邦保護司の目的とする處でありまして、かくして刑事司法組織に於ける彼等の役割に能率をあげんとしてゐるのであります。

（未　完）

The Prison Program of Italy

Giovanni Novelli

イタリアの行刑制度（一）

イタリア王國政府司法省
行刑局長　法學博士
ヂオヴアンニ・ノヴエリ

この一文は、米國ペンシルバニア大學ローマンス語（佛、伊、西語）敎授神學博士ヴイットリーニ氏によりて英譯せられたるものである。
行刑局長ノヴエリ氏の官名の英譯は
Director-General, Penal and Preventive Institutions, Ministry of Justice
とある。
文中の「新刑法」については、大正十三年「刑政」八月號及び九月號に亘り揭載せられたる「イタリヤ刑法の改正について」なる一篇を參照せられたし。

我が司法大臣ロッコ氏の起草にかゝるファーシスト治下の新しい刑法並びに刑事訴訟法は、一九三一年七月一日から實施されたのである。この新しい刑事立法は、當然に行刑上のリホーム（改良）をもたらすことになつたのである。而して、この改良案は、著名の法律學者及び有能な專門家より成る二箇の委員會によりて久しい間熱心に研究されてゐたものである。

新しい行刑規則は、「行刑並びに防止施設管理規則」（"Regulations governing Penal and Preventive Institutions"）なる名稱の下に、同じく同年七月一日

矯正図書館

より實施されたのである。かういふ名稱を用ひたわけは夙に知れたやうに、今度の新しい刑法は、有罪確定の犯人に刑を科するばかりではなく、犯人の社會に對する危險性に基いた社會保安處分の制定を目的としてゐるもので、卽ち、換言すれば、犯罪に對抗すべき組織的の方法についての有機的（機械的でない）な規定を構成すべき犯罪の鎭壓並びに防止を目的とする極めて注目すべき新しい試みから生れたものだからである。

刑罰と社會保安處分との實質上の差異如何、この二つが測定され執行される場合の兩者の關係如何、更らに、犯罪の鎭壓と防止との兩作用がイタリアの新しい立法で如何なる補足的の相互關係に在るか、といふ此等の問題を議するのは此の拙文の意圖する所ではない。此等の問題は、自分に割り當てられた主題の外に出でゝゐるのである。

（一）刑罰と社會保安

Punishment versus Public Safety

この一文では、自分は只だ、新しい刑法によつて「刑罰」の名稱に代へて採用されたサンクション（sanction——制裁）と稱せらるゝものゝ性質の二元性からして、二種のカテゴリー（範疇）に屬する行刑施設を創設するの必要に逼まられた次第について述べてみたいと思ふのである。卽ち、一つは、從來の刑罰を執行するためのもので、他は、保安處分を執行するためのものである。是に於てか、また、刑を執行する意味での拘禁（imprisonment）を取締る規則と保安處分としての留置（detention）を取締る規則とを區別する必要が出て來たのである。

この區別の標準は、刑罰の執行に於ては、デテンション（留置）といふ其事が刑罰の本質的な部分となり、之に反して、保安處分では、デテンションが只だ收容者の處遇敎化のための避くべからざる一つの手段なりと考へらるゝといふ觀念に存するのである。是に於てか、刑罰執行のためのデテンションに於ては受刑者の實體上の自由のあらゆる形式が嚴重に制限さるゝに反して、保安處分の手段としてのデテンションは、この處分の目的なる敎化と處遇とが成就せらるゝために、かゝる制限は却て出來得る限り少なくしなければならないといふことになるのである。

收容者の改善、卽ち、社會的更生といふことは、刑罰にも保安處分にも双方に共通した目的であるが、刑罰の

執行に在ては敎化の手段は懲らしめるといふ刑罰の本質的な要素に觸れることのないやうに撰擇せられなければならないのであるが、保安處分の執行にはかういふ制限はいらないのである。後者のためには、デテンションの狀態と不可分である規律が保たれさへすれば、經驗と科學とから敎へらるゝあらゆる敎化の方法を利用して差支ないのである。

刑罰の執行と保安處分の執行との差異を極めて明瞭に目立たせる一つの要素は、後者に在つては、其目的に副はんがために、一つには報賞として、一つには精神的にも、肉體的にも、受刑者一身のためにも其家族のためにも重大な必要條件として、收容者に一時的の自由を許可することのできる點に存するのである。かゝる一時的の自由は收容者の改悛を促がすに役立つばかりでなく、彼等が留置されてゐる間に養ひ得た順應性の進步の程度を確める便りともなるのである。わがイタリアの立法では、保安處分にのみ不定期刑の原則を採用したのである。但し、處分のそれ〴〵の箇條には刑期のミニマム（最短期間）が定められてゐるのである。で、裁判官は時々收容者の危險性の狀態を再査する必要があるので、收容者を外へ出してみて、監內に於けるよりも一層態度のあからさまに眞實となる場合の多い監外の行狀を知悉しなければならないのである。一時的の自由を許可してプリズン・ウオールスの外に在らしむるのは之が爲めである。之に反して、刑罰としての拘禁には、一時的の自由は許可されないのである。是れ、全く、繼續的に留置するといふことが刑罰の效果をして完からしむる根本的の要件だからである。

一九三一年の七月一日から、刑罰の執行と保安處分の執行とは全く別の施設で行はれてゐるのである。

（二）刑務官吏

Prison Officials

刑務所の管理は行政權（executive power）を有つてゐる國家の官吏に委任せられる。この官吏は、資格の十分な學校で敎授を受けたもので、刑法及び行刑法のみならず、之に關聯せる諸科學についても十分な智識を具へてゐるものである。近代文化より發した新しい目的にプリズン・アドミニストレーション（管理）を導いて行かうと心から願つて身を其職に委ねたものには、何人にもかゝる智識は欠くことはできないのである。ローマ大學には、此等の官吏のために、刑事人類學、心理學、生物

刑政第46巻第3号
矯正図書館

學、其他之に關聯した題目についての彼等の研究を完からしむるため「刑法學校」(School of Penal Law)が設けられる筈である。是れ實に、眞に新しい施設の長となるに値した有能な行政官の多數を養はんがためである。

この所長の下には、職務に習熟した戒護職員を置く。このためには、ローマに刑務職員のための練習所(スクール)が開かれ、職員は、就職の初め六ケ月間是非この學校に入らなければならないことになつてゐる。彼等は、刑法及び刑事訴訟法の概要、行刑法並び保安處分の原則、處遇の法律上並びに社會的の目的、行刑施設並びに防止施設の規則等を教へられる。尙ほ少年施設、リホメトリー、精神病監、サナトリアム(療養監)病院等の所屬職員、專門技術部の職員等の如き特殊の職員のためには別に特別の學課が授けられるのである。女子受刑者の施設には、處遇事務を專らとする宗職にあるシスター(尼)を利用するのである。

(三) 監察判事(サーベ・ラ・ス・デヤ・ア)

The Surveiliance Judge

しかし、行刑上の處遇は刑務官吏に委任されてゐるものゝ、新しい立法に從へば、これを監督指揮(コントロール)するものは「監察判事」と稱せらる裁判官なのである。新しい法律によれば、監察判事は犯罪の防止に在つては極めて重要な機關であるので、この監督權の行使は保安處分の執行に關する新しい規定によつて詳しく說明されてゐるのである。實に、刑事訴訟法の六百三十五條は、起訴と審理とを除き、保安處分の適用變改又は廢止を爲す凡ての命令を監察判事の手に委ねてゐるのである。是に由て、監察判事は、上記の保安處分の執行に關する規定の適用上欠くべからざる凡ての要素を拾集し評價するために、保安處分執行のための施設と斷えず接觸を保つていかなければならないことが容易に理解されるのである。

新立法に於て、この判事の監督權が行刑施設の上にも行使せられる事を規定したのは、特に注意を呼ぶに足るのである。それは、新立法では不定期刑の制度を採用しなかつたから、刑罰の執行に判事が干涉するのは一見正當でないと思はるゝかもしれないからである。しかし、イタリアの法律は、刑の宣告を下した判事は、刑の効果をして完からしむるため亦た其執行に追隨して之を監督することを得るために、かゝる干涉も認容せられなければならないものと主張してゐるのである。かくして、初て、刑の執行の適法であるといふ保證が得らるゝのである。刑の執行の上に判事の監督權を認めて以て利ありとなしたについては、イタリアの新しい刑法々規に依て以て立つ原則は刑の個別化(individualization of punishment)に在りといふことが、同時に考慮せられてゐる證據なのである。刑の個別化に關しては、新しい刑法は明確にして詳細な規定を設けてゐるのである。實際、裁判手續の進行中刑の個別化を以て其任務としてゐる裁判官が其執行を指導監督することを得ないといふのは、それこそ怪訝するに足ることかもしれないのである。

實に、刑法第百四十四條は、判事は刑の執行を監督すべきもので、受刑者を監外のロード・キヤンプ(道路工事)の作業に就かしむるの可否について決定を與へ、條件附釋放(conditional release)の許可に際して意見を述ぶべきものなりとの一般の原則を下してゐるのである。新刑法の起草者たる司法大臣ロッコ氏は、この規定の理由を說明して、この規定は單に起點たるに過ぎないもので、行刑法(penitentiary code)は刑の執行の上に行はるゝ判事の監督權の權限に關して詳細な規定を設け

(四) 監察判事の權限

Sphere of Authority of Surveiliance Judge

この監察判事の制度の根本の特色を簡短に要約して言つてみると、その根本觀念は、刑罰執行中受刑者の一身に屬する公權(civil rights)と稱せられ得る所のものを保護するために、刑の執行の監督權が監察判事に與へられてゐるのだ、といふことになるのである。換言すれば行政上の機能を與へられてゐるこの司法部の一箇のメムバーたる監察判事が、刑法(Penal code)及びかんでく規則(regulations)に規定せられてゐる方法手續で刑の執行せられてゐることを保證するのである。

監察判事と刑務所長との間に生ずる虞のある不和爭訌を避くるために、兩者の權限を截然と定義する明確な規定が設けられたのである。判事の行動が所長の意見と一

致しない場合のあることは疑を容れないが、しかし、トリートメント（處遇）の問題は極めてデリケートなむづかしいものなので、ピーナル・トリートメントの或る段階では、判事の決定的な干渉の必要を認むる規則を設けることを餘儀なくされたのである。

刑法の第四條は、實に、次のやうに判事の權限を規定してゐるのである。

(a) 刑期進行中或る特別施設 (special institution) より他の施設への移監
(b) 十八歳以上の受刑者を所内の特別監區 (special sections) への收容
(c) 雜居に適せざる受刑者の處置
(d) 更生施設へ編入及び其差止
(e) 懲罰刑務所 (disciplinary prison) への移監及び懲罰刑務所より普通刑務所への移監
(f) 身體又は精神に欠陷あるもの丶爲の施設への移監
(g) 精神病にかゝれる受刑者を精神病監、サナトリアム又は監置所 (house of custody) への移監
(h) 野外作業の許可及びこの特權の取消
(i) 根據なき條件附釋放の申請の拒否
(j) 釋放間際の病囚の給養費增加に關する請願

尙ほ、監察判事は條件附釋放の許可並びに刑の免除についての刑務所長の申請に關して自己の意見を與へるのである。

今讀者のために、此等の權限の二三について說明してみよう。先づ、雜居生活の許可に關するものについて述べよう。新しいイタリアの立法では、刑務所の管理の基本原則として集團作業を採用して、獨房拘禁制を廢止したことは世の知る所であるが、この根本的な改革は、起草當初より、集團生活に對する受刑者の適不適を評價するの問題を生ぜしめたのである。若し、撰擇について何等の規定もなしに、凡ての受刑者が正規として雜居生活をすることになれば、異種多樣の性質を有つた受刑者の有害な雜聚生活より生ずる害惡の測るべからざるものあつて、之を避くるためには、むしろ獨居拘禁と獨房作業とを撰ぶべしとなすもの丶說に力を借すことになるのである。

是に於てか、拘禁の初めに當りて、受刑者を或る期間愼密な診査に附する必要が生ずるのであつて、新しいかんごく規則はこれについて十分の考慮を拂つてゐるのである。この期間が終了すると、所長は、敎誨師と保健技師と相議して、當該受刑者の集團生活への適否を決定するのである。この決定が受刑者にとつて有利なものであれば、直ちに實行せられるのであるが、若し然らずして不利のものであれば、この決定を具して最後の唯一の權威者たる監察判事の決定を請ふのである。かゝる決定を判事に委ねるの必要を理解するのは難くはない。若しこの事がなければ、新しい刑法の規定に從つて刑に服する受刑者の權利は法律上の保證を欠くことゝなり、所長は恣まゝに吾人の廢止せんとする獨居拘禁を再び維持することができるからである。今後、獨居といふことは、懲罰、又は保健のための手段として存するにすぎないのである。

心神を喪失するに至つた受刑者を精神病監、サナトリアム又は監置所へ移すの判事の權限についての規定も等しく重要なものであつて、この規定の價値を知るためには、新しい刑法が其第百四十四條に、心神を喪失した受刑者が精神病監、サナトリアム又は監置所に在る間刑の執行を停止 (suspend) するといふ規定を設けてゐることを知らなければならない。この受刑者が心神の健全を恢復した後には、刑の免除せられざる限り、刑の執行は再び開始するのである。で、かゝる事情の下に受刑者を移監することの重大であるのは知れきつてゐることで、爲めに、かんごく規則では、かゝる權限を刑務所の管理當局より移して、之を監察判事の手に置いたのである。

（つゞく）

Annals of the American Academy of Political and Social Science, September, 1931.

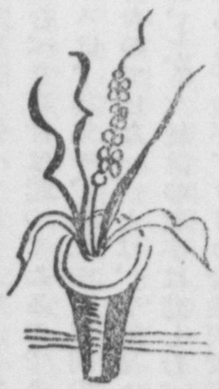

矯正図書館

海外時報

十歳代の少年殺人犯

—(アメリカ)—

十五歳になる學校の先生の子供は、巡査にプールから出ろと命ぜられたので、其巡査を殺してしまつた。

十六歳になる商人の息子は、自分の繼母の母親がチヤーチのダンスに行くのに自動車を使はせなかつたのを怒つて、祖母に當る彼女を殺してしまつた。

相當な身分の家の十七になるボーイは、「只だほんの笑談に」、一人の男を殺し、二人のガールを襲ひ、そして最後には、五人のメキシコ人を射殺した。このボーイは二度も精神病院に入れられたことがあるのである。

以上三人の被告側の裁判所に於ける答辯は發狂といふことであつだのである。

しかし、今や刑事被告人としてプリズンのバーの中にゐる凡ての少年の犯罪の酌量減輕に發狂といふことが申立てられていゝものだらうか。今逮捕されて指紋を取られてゐる犯人の大部分は此等の少年であつて、しかも益々增えて行くのである。而して、現在、社會では、少年青年の福利のために、文化世界の未だ嘗つて知らなかつたほど多くの機關施設を供へてゐるといふ事實のあるに拘らず、この忌むべき事件は起つてゐるのである。

今日のボーイスは、其父や、祖父や百年前の祖先よりも別に惡くなつたのではない。とは、普通屢々言はれてゐる所であるが、しかし、統計の數字は悲しむべき事實を傳へてゐるのである。我がアメリカ合衆國政府司法省の捜査局(U. S. Bureau of Investigation, Dept. of Justice)によつて爲された最近八ケ月間の犯罪統計の解剖は、アメリカに於ける指紋を取られたクリミナルの三十八パーセント以上は二十四歳以下の者であつたといふ事實を暴露してゐるのである。逮捕された凡ての人間の五人の中の殆んど一人は十九歳と二十一歳の間のもので、十九歳のボーイスが凡ての時代に於ける若い犯人の中の王坐を占めてゐるのである。十九歳の若者達が逮捕されたものは、一萬〇九百二十六人で、逮捕されたものゝ總數の五パーセントよりも少し多い事になるのである。

強盜(ロッバーリー)犯でアレスト(逮捕)されたものでは、五人の中の約一人は二十歳以下で、夜盜(バーグラリー)のかごで逮捕せられたものゝ三人に於ける一人は二十歳未滿のものである。自動車竊盜で逮捕せられた二十歳以下のものゝ數は三千〇六十六人で、總逮捕件數の四十一パーセントに相當してゐる。

報告せられた總逮捕件數の十パーセントより少し多い件數は、十九歳以下のものである。犯件中の五百件は未だ十五歳に達しないボーイスやガールスによつて行はれてゐるのである。

何といふ忌まはしい記錄であらう。

×

初めに擧げた三つのケースは殆んど時を同うして起つたもので、若し時を隔てゝ起つたならば、現在のようなかほごの注意は喚起しなかつたであらうが、しかし、ミシガン州のデトロイト市では、去年の十一月一と月中に持凶器强盜で起訴された少年犯人が二十九件もあつたのである。十五歳になる一人のボーイは勿驚累犯五十犯に達してゐたのである。他の十八になるボーイは二十四回のガソリン・ステーションでの强盜で起訴されてゐる。ドラツグ・ストア(藥店にして喫茶を兼ぬるもの)を襲つては、砂囊で主人をたゝき伏せて、キヤツシユ・レヂスター(金錢登錄器)の中味をかつぱらふといふ二人組の少年强盜も、多分デトロイトの誇りかもしれない。

かくも一時に事故の重なつて來たにも拘らず、ピツツバー市の「ポスト・ガゼツト」紙は、少年犯の「罪波(クライムウエーブ)」の押し寄せたといふ風に考へる事には與みしないで、「だが、少年犯罪の原因と共除去の方法を講ずる方がむしろ道理に合つてゐる。都市に於ける雜聚熱鬧、いら〳〵したスピードマニア(速力狂)及び惡感化の影響の增大等の近代生活の仕組の忌はしき變化を以てしてさへ、家庭や學校に於ける昔風の規律訓練がもう少しは有利に加味さるゝことは不可能であるまい。と、考へてゐるものもあるのである。幼い頃に生活の苦勞とか、他からの制止を忍んで、克己の習慣を養ふことを教へ込まれたものは、十代で殺人犯となるやうなことは萬ないのである」と言つてゐる。

「デュベナイル・クライム(少年犯)の原因の主たるものは、莫大な利益のある酒の密賣(ブートレツギング)(bootlegging)である」、と「コンステイテューション」誌は考へ、「ウイスキー販賣人の大軍の隊伍に組み込まれた青年は幾十萬にも及んでゐる」、と言ひ、輿論によつて支持されてゐない

矯正図書館

禁酒法の如き愚法は速かに撤廢すべきである。と說き、更らに、審理判決の遲延が犯罪の誘因とならざるよう、裁判手續をスピード・アップし、ボームとチヤーチは溫い保護の手をひろげてやるべきだ。と說き、且つ、筆を進めて、同誌は、「わがアメリカに於て、この紛然たる近代生活の狂奔的はペース（步速）へ捲き込まれて、頭腦も性格も變にめちや〳〵になつてしまはないように少年を保護し且つ防衛してやるよりも重大な問題はないのである」、と曰つてゐる。

×

しかし、身を誤つた少年のためにも一言辯ずべきものがある。彼等少年達は夢のような空想に誘はれて黃金の嘗杯を得ようとして生きてゐたのである。其處へ急にやつて來たのが今度の大デプレッション（不況）で、一切の希望は塵の如く吹き拂はれてしまつたのである。プロスペリテイ（好況）が其絕頂に在つた時十代に達した少年達は、兩親が彼等に請合つた輝いた未來を全く奪はれてしまつたのである。ガールスも同樣である。とは、ロード・アイランド州のプロビデンス市の「ニュース・ヂヤーナル」紙の說く所で、「彼等は、職業はみつからず生活は不安定で、今の人達の記憶にある前のどの時代の人も經驗したことのない混亂狀態にぶつつかつて面喰つてしまつたのである。で、刑の汚れに染みた此等の若い人達は、善く此間に處して身を誤らなかつた同じ年頃の人達に比べて、其數は只だ僅かであることは承知してゐなければならないが、それにしても、我々は、彼等の爲めに禁酒法以前と不況以前の健全な安樂な時代に育てられた年長の人々の理解と同情とを乞はなければならないのである。惡行は必ず罰せられなければならないが、刑罰は如何にして何の故にこの惡行が發生したかを十分に理解した後、初めて決定せられ執行せられなければならないのである。」と、同紙は公衆に訴へてゐる。

「十五年以前、大戰の暴威は、社會の雰圍氣をすつかり攪亂してしまつたのである。現在の異常な少年犯人の發生は、戰爭といふ人間のホリー（愚擧）に支拂ふ代價の一部と思はれないこともない」、とデトロイトの「ニュース」紙は皮肉つてゐる。

Literary Digest, December 17, 1932

× × ×

自由になつても さてこの先きが

ベルリン釋放者保護所

—（ドイツ）—

表向きの公の名稱は、「ベルリン受刑者保護所」（"Berliner Gefangenen-Fürsorgestelle"）といふのであるが、入口のドーアには只だ「保護所」（„Fürsorgestelle"）なる文字ばかりが讀まれる。「お前が貧乏人をして罪を犯さしめたのだ」と、いくら社會に說明してきかせても矢張一度犯かした罪は汚點となつて殘るのであるから、玆處へ釋放された受刑者の出入することは誰れにも知らせないようにするためなのである。今までに、玆處で救はれたものは千を以て數ふるが、其中には、政治犯や經濟上の危機に面してつい微罪を犯かしたといふ人々が多いのである。かういふ人達はそう社會からいやがられもしないのであつて、實際、或る確信から刑に觸れたものも多いのである。

このステツレ（保護所）は市役所と議院の間に在る古い建物の一つで、ホーフ（前庭）をつつ切ると階段があつて、上ると、戸が自然に開いて、案內係が待合室へ伴れていつてくれるのである。しかし、この室にゐて、今まで幾月も幾年も刑務所で聞き飽きた刑務所の長所短所とか、其處での食物のこと、出てからの落ち着き處なんどといふようなことについて、今更また改めて聞いたり話したりするのを嫌らつて、室の外の廊下に立つてゐるものも多いのである。長い廊下で、幾個も戸が開いてゐて、方々に廊下に立つてはいけないといふ「フェルボート」（禁止）が貼り出されてゐるのだが、受刑者であつた間は、この「フェルボート」の怖いことを知つてゐた彼等も、釋放された今は、何とも思はないで、平氣で其貼紙のある壁に倚りかゝつてゐるのである。

室に待つてゐる三四十人のものは、皆な元氣のない顏で、扨て是れから先きどうなるだらうと語り合つてゐる。玆處にゐるものは、恩赦で出て來たものばかりではないので、恩赦で出た政治犯人は、先づ第一に自分の政黨所屬の保護施設の援助を求めるのである。

かういふ人達は待合室で、自分達がまだ刑務所にゐた時分に、政黨の保護施設が其黨員に對してしてくれたことについて語つて、此上また釋放者にまでは何もしてくれることはできなからうなどと言つてゐるのである。國

粋社會黨（Nationalsozialisten-Nazis）では、四ケ月間の禁錮に處せられたものには、紙巻煙草一ダース、貨幣一ターレル（三マルクに相當）及び雜誌をくれてゐるのである。

さて玆處の世話係（Fürsorgebeamten）――外に篤志で働いてゐる補助の職員も澤山ゐる――は、釋放者に色々の事を尋ねるのだが、問はいつも定まつて同じもので、これから先きどうするかと言ふのである。働く？已に只で働いてゐる受刑者にも仕事は見つからないのである。外では不況つゞきで皆な苦んでゐるのである。以前の景氣なら釋放者は身元のわからないように働く道も澤山あつたのだが、今では何しろ五百萬からの前科のない人間が仕事にありつかうと待ちかまへてゐるのである。釋放者にまでお鉢は廻つて來ないのである。

×

現在ではこのステツレでは職業は決して探し出すことは出來ないのである。只だ其爲し得る所は、釋放者が無援孤獨で街上に立たないように、「組織的の失業扶助」（"geordnete Unterstützungverhältnisse"）と呼はる所のものを努むるに過ぎないのである。

刑務所を出る時には、いづれも作業賞與金（Arbeitverdienst）と鐵道の切符とをもらつて來るのである。で多くのものは、警察署の告知板に出る通知で宿泊する場所を借りることが出來るのである。これで「定まつた住所」（"feste Wohnung"）ができるのである。

けれども、この事を知らないものも多いのであつて、出ると直ぐに金を費消してしまつて、それからになつてこのステツレにやつて來て、保護をたのむのである。しかし、玆處では、ベルリン市に住所を有つてゐる管轄所屬（"zuständig"）のものでなければ保護はしないのである。で、「貴方は刑を受ける前にベルリンに住所を有つてゐましたか」と訊かれて、有つてゐなかつたと言へば玆處を出て、保護を與へることになつてゐる原籍地へ出發しなければならないことになるのである。誰しもかういふ場合に、市の福利局（die Wohlfahrtbehörde）の救濟を受けるのは好まないで、別途の保護を求めたがるものであるから、こんな場合に、今頃のようにクリスマス氣分で金でも送つて來てくれる親族でもあれば、ステツレにとつては極めて好都合で、家に歸る汽車賃も出ようといふものである。さもなければ、他の救助の方法は、何處かの適當な家庭をみつけて引取つてもらうことであるが、この口もないとなると、已むを得ず福利局の方へ

指し向けるのである。しかし。どうしても仕事はないのである。

玆處へ來て、づつと其まゝ外へ行かずに止まつてゐるものも多い。これは多くの場合に警察の監視が省けて便利であるし、裁判所の方でもまた續いて釋放者の相談にあづかつてやることをステツレに命じてゐるのである。かういふ人達には、ステツレにゐる間、努めて宗教上の或る團體とか競技聯盟とかいふ異つた環境に接せしむるやうに試みてゐるのである。

しかし、玆處でもまた、暇のありすぎる人間をどうしたら可からうといふ、刑務所で解決されなかつた同じ問題で手こずつてゐるのである。

×

かういふ連中の一人に、政治犯でハンノーバーのリユウネブルグ刑務所にゐて、恩赦で出て來た男がゐたが、リユウネブルグでは、やる作業が何もなくて、受刑者は仕方がないから毎日々々禁止せられてゐるカルタをやつて日を過ごしてゐたと話してゐた。外にやる事がなかつたのである。刑務所を出る時には、ベルリンまでの乘車切符と三マルクの旅費をもらつて來だが、現在、自分の職業である錠前職では何の目當もないとこぼしてゐた。

これまでも、彼は、荷揚人足やら運送業やら手當り次第に何でもやつて來たのである。彼の犯かした治安妨害罪も、實の所、何かしないではゐられない衝動に驅られてやつたに過ぎないのであつた。

現在は、封筒張りが唯一の仕事なのである。彼は警察の通知を持つて、市の福利局へ屆け出たので、失業手當（Unterstützung）は受取れる譯である。市では、クリスマスから正月にかけて救護所（Wohlfahrtstelle）を開くことにしてゐるが、今毎月恩赦で釋放されてくるものゝ唯一の避難所なのである。失業手當としては、室代の補助と、なくてならない衣服及び一週間二マルクとであるが、これが、恩典のもたらした自由といふものなのである。

Berliner Tageblatt, 24. Dezember, 1932

國際的犯人
インテルナチオナーラー・フエルブレツヒヤー
インターナショナル・クリミナル

（„Internationaler Verbrecher„）

大戰後程なく、最近死去した元の墺國ヴイーン（維奈）

矯正図書館

の警察長官のショーベル（Wiener Polizeipräsident Schober）により創設された「國際警察委員會（Internationale Krim inalpolizeiliche Kommission—I.K.K.）では、可なり以前から、「國際的犯人」なるものの統一した實際にかなつた定義を下さうと努めて來たのである。この發案を最初にやつたのはイタリーであるが、しかし、一九三〇年伯國のアントウエルプに於ける國際警察會議でも、この語の實際的な概念について討論が行はれたのであるが、滿足すべき結果は得られなかつたのである。警察といふ立場から目的に適つた定義を見出すことは極めて必要であるのであるが、しかし、刑法の見地からして科學的に非難のない定義は、一方、警察といふものゝ多面的な關係並びに要求とは決して合致して來ないのである。で、かゝる定義は、「國際的犯人」の抽象的な概念よりもむしろ或る特殊の犯人の型について下さるべきものであつて、それよりも却て、國際的に剿討せらるべき犯人といふものを概念的に捉へるとに努めなければならないのである。「國際的犯人」と「國際的に剿討せらるべき犯人」（"international zu bekämpfender Verbrecher"）との二つの概念は兩者に共通する所が多いにしても、「國際的に剿討せらるべき犯人」といふものの純粋の科學的な概念を捉へてをく方が安心だらうと思ふ。短い而かも含蓄の多い語で、一切の關係を斟酌した一箇の定義を下さうとするのは到底不可能なのである。ドレスデン（ドイツ聯邦ザクセンの首府）の警察總監パリツチユ（Pol.=Präs. Palitzsch）は、數年前彼の著「國際犯罪の剿滅」（"Die Bekämpfung des internationalen Verbrechertums"）の中で、國際犯人の主たる二つのグルツペを區別してゐる。卽ち、(1) つは、「外國に於て犯罪的行爲を企畫し且つ之を實行するの目的を以て、己れの鄕國又は永續せる住所を有する國を棄てゝ去れるもの」他のグルツペは、(2)「外國に存在する法財（Rechtsgüter——法律の保護を受くる生命、財產其他の權利）を獲得するために自國より犯罪的行爲を爲したるもの」、といふのである。

因みに、一九三二年の十月十五日より二十日までローマに開催せられたる最近のI・K・Kの會議でも、「國際的犯人」の定義は確定するに至らなかつたのである。

trafvollzug, Dezember 1932

我國に於ける尊王思想の發達 (上)

文學博士 中村孝也

本文は茶話會に於ける中村博士の講演を筆記したものである。間違ひや意の到らぬところがあればすべて筆記者の責任である。

(一)

わが國は神武創業以來二千五百九十三年の長い歲月に亙り、皇室を中心として進步發達して來た國であるから、皇室に對する國民の尊崇思想は實に一朝一夕のことではない。この思想は國の成立當初から今日までずつと繼續し來り、又未來永劫に亙つて繼續して行くべきものである。しかるに今日の思想界の狀態を見ると誰もが憂へてゐるやうに、わが國のこの根本精神と相容れないやうな思想が少くも一部には相當力强く動いてゐる。これは誠に容易ならぬ出來事である。依つて私共は、今更の如くに、わが國の尊王思想が如何なる筋道を辿つて發達して來たものであるかといふことをもう一度よく振り返つて見て、今日の鑑戒となす必要があると思ふ。かやうなことを今更らしく振り返つて見なければならぬやうな世の中になつたことは實に悲しむべきことであるが、さればとてこのまゝに拋つて置くわけには行かぬ。で、私は、我國尊王思想の發達の經路を前段と後段とに分つて、左に大略の說明を試みようと思ふ。前段には主としてわが國尊王思想の由つて起れる淵源について述べ、後段には、その尊王思想を、現在の進步した學問に照らして如何にこれを理論付くべきであるか、延いては、憂慮すべき今日の反國家思想に對して、國家思想を如何に理論付くべきであるか、といふことについて聊か卑見を申述べて見ようと思ふ。

(二)

尊王思想の淵源を探れて行くと、それはわが國の國體の當然の結果であるといふことに歸着する。國體といふのは、國の體制であり、國の組み立て方である。凡そ日本國家の國體には二つの大きな基礎がある。その一つは、わが國は、天皇が國民全體に對して、血統上からその中心にお立ちになつてゐらるゝといふことである。卽ちわが國は、萬世一系の天子が血統上の御本流である。國民はその細かい支流として、長い間に幾つにも幾つにも分れ出でたものであつて、皇室と國民との間には溫い血のつながりがある。言ひかへれば、日本國民は、皇室を中心として、一つの血族團体を形作つてゐる。

一つの國家が、一つの血族關係から成立つ場合に之を血族國家と稱するのであるが、わが國は正しくその血族國家である。

國家が血族國家であるといふことは、當然にその國民をして、血統の中心である皇室に對し、崇敬渇仰の念を抱かしむるの結果を生ずる。由來古代人は、生命は肉体と靈魂との結び付きから出來てゐて肉体は死によつて消滅するが、靈魂は永遠に不滅のものであるとの考へを有つてゐた。それ故、祖先の肉体は死によつて消滅しても、靈魂は必ず生きてゐるものとして御靈を神に祭つて尊崇した。すべての民が、その祖先を祭る氏神といふものを有つてゐるのはそのためである。而してその氏神の中心はといふと、皇室の御祖先でゐらせらるゝところの天照大神に外ならぬのである。

されば國民は、夫々に自分の家の氏神を祭るのみならず、その本流たる皇室の御祖先、即ち最も高き、最も尊き、祖先中の祖先とも申上ぐべき天照大神を御祭り申上げてゐる。而して天照大神の直系の御子孫が皇室におはしますのであるから、天照大神を尊崇し申し上げる思想は又當然に皇室を尊崇し奉るの思想となる。天皇は神の御裔であるから、人格を有せらるゝと同時に、神たるの資格、即ち神格を具有しておいでになる。國民は天皇を神として崇拜し奉つてゐるのである。この傳統的信仰は、天皇を中心として、國家の團結を固むる上に無限の力を有つてゐる。私共の祖先は、何か事ある毎に、必ずや皇室を仰ぎ奉つて、自分の心の船の方向を決定した。それは恰も、漫々たる大海に船出したものが遠く北極星を仰ぎ見て、方角を正しくするやうなものである。かやうに主權者が神格を有し、宗教的信仰を以てこれを仰ぎ見ることによつて確乎と結び付けられてゐる國家を宗教國家と稱するのであるが、わが日本國は、一面に於ては血族國家であると共に、一面に於ては宗教國家でもあるのである。天皇は、血族國家の主權者といふ點からいへば、政治の中心にお立ちになつてゐるのであり、宗教國家の主權者といふ點からいへば、敎化の中心にお立ちになつてゐらせらるゝのであつて、政敎合体して、天皇の御一身の中に存在してゐるのである。即ちわが國は祭政一致の國であつて、神を祭ることが則ち政治である。神を祭り、神の御遺訓を國内に宣布することが即ち政治なのである。依つて今日でも、皇室に於かせられては一月一日の四方拜には、天皇御親ら天神地祇を御拜あらせられて、それから一切の政治をみそなはし、又十二月の晦日には、大祓の式を行はせられて、以て一ケ年の政治を終らせらるゝのである。即ち天皇の御政治には、血の溫さと、信仰の固さとが、深くも織り込まれてゐるのである。

（三）

かやうに、皇室を中心として、これを尊崇し、これを仰慕し奉つて、神の御意志に因る政治を身け樂しむといふこの信仰は、國のそも〳〵の出來初めから存在して、今日に及んでゐるものであつて、從つてこれを神代ながらの道即ち惟神（かんながら）の道と稱つてゐる。惟神の道は神の道であるから、人間の意志を超越して、未來永遠に傳へられて行くべきものである。人間としての義務は唯その道の差障りなく行はるゝことに各自の力を添ふるだけに止る。

惟神の道は、申すまでもなく日本固有のものであつて儒敎の傳はらぬ前から、佛敎の傳はらぬ前から、勿論基督敎や、近代歐米文化の傳はらぬ前から、日本の國の出來初めると一緒に、日本と共に儼として存在する道である。一切の外來思想、外來文化にも阻まるゝことなく、それ等のものを超越し、克服して、立派に日本道を開拓して來たのがこの道である。この崇祖敬神の精神の存在するところ、即ち日本國家の在在するところであり、この精神の失はれたるとき、即ち日本國家の消滅したときである。この二つのものが結び付けられてゐる間、二つのものは儼として存在し、二つのものが分離した瞬間、二つのものは同時になくなるのである。

しかもこの惟神の道は、平時事なきときは、恰も大川の洋々たるが如くに、底深く鳴を靜めてゐるが、それが一旦岩石にでも衝突したとすると、轟然たる音響と共に忽ち飛沫を四散し、それが太陽の光線に映えて實に燦然たる光耀を放つ。さうした例は、歷史上に必ずしも少しとしない。

（四）

昔支那から儒敎が傳つて來た。次で印度から、佛敎が傳つて來た。儒敎は支那、朝鮮を經て佛敎が傳つて來た。儒敎は天を尊ぶことを敎へるが、神を認めてゐない。佛敎は佛を崇めるがひとしく神を說かない。かやうにわが國の惟神の道とは、根本に於て相容れない思想が、當時どし〳〵入つて來たのであるから、わが國民思想も、勢ひ多少の動搖を免れなかつた。では、われ〳〵の祖先は、その儒敎思想なり、佛敎思想にぶつつかつて見て、徒にそれに感激し、盲信してしまつたかといふと決してさうではなかつた。われ〳〵の祖先は、たゞにそれ等の外來思想のために、自國固有の崇祖敬神の思想を見失はなかつたのみならず、更に進んではそれ等の儒敎思想の根底にも鋭いメスを入れ、これを批判しこれを分析して、その採り入れるべきものは躊躇なくこれを採り入れ、捨て去るべきものは惜し氣もなくこれを捨て去つて、これをわが固有思想に融合渾化せしむるの聰明と努力とを忘れなかつたのである。即ち日本は、わが惟神の道の培養擴充のためにそれ等の外來思想を利用したことはあつても、それによつてその存在を脅かされたことは一度もないのである。

一例をいふと、應神天皇の皇子、大鷦鷯（オホサヽギ）尊、菟道ノ稚郎子（ウヂノワキイラツコ）皇子御兄弟の關係に於てこれを見ることが出來る。應神天皇は始め御弟の稚郎子を、弟ではあるが聰明な方だつたので、皇太子に立てられた。その中天皇が御崩御になつて、卽位といふ點からいへば、敎化の中心にお立ちになつてゐらせらるゝのであつて、政敎合体して、天皇の御一身の中に存在してゐるのである。即ちわが國は祭政一致の國であつて、神を祭ることが則ち政治（マツリゴト）である。神を祭り、神の御遺訓を國内に宣布することが即ち政治なのである。依つて今日でも、皇室に於かせられては一月一日の四方拜には、天皇御親ら天神地祇を御拜あらせられて、それから一切の政治をみそなはし、又十二月の晦日には、大祓の式を行はせられて、以て一ケ年の政治を終らせらるゝのである。即ち天皇の御政治には、血の溫さと、信仰の固さとが、深くも織り込まれてゐるのである。

ふことゝなつたが、稚郎子は、その當時王仁が百濟から持つて來た論語を御讀みになつてゐられたので、弟の身として兄を差し措いて天子の位に即くのは、儒教の教訓に反してゐる。論語には兄弟の道を明にしてこれを悌といつてゐる。自分はこの悌、即ち兄弟の道にそむくことは出來ない。と御考へになつて、御即位を肯ぜられず、兄さんの大鷦鷯尊にお讓りになつた。所が大鷦鷯尊の方にして見ると、稚郎子は、御父應神天皇の御立てになつた皇太子である、御父の御意志は飽くまでもこれを尊重しなければならない。論語には、いたる所に孝の道を說いてゐる。三年父の業を改めず孝といふべし、とか何とか、すべて父の心持ちを大切に守つてこれを實現することが孝道であるといふ風に說かれてゐる。父の陵の土が未だ乾かざるに、父の意志に背いて自分が位に即くのは孝道に適ふものではない、といふわけで、これ亦御即位を御承諾なかつた。かやうに、一方は悌といふ兄弟の道に依り一方は孝といふ親子の道を楯に、御兄弟双方から互に讓り合つて果しがなく、位を空うすること實に三年に及んだ。孝、悌といふ人論上の德目を主張されて、かく互に相手を守り立てようとなすつたのは、これは論語に現れた儒教思想を直に採り入れられたものである。元來、兄弟の道は橫の關係である。この橫縱の二つの關係が並び立つ場合はいゝが、それが並び立たぬ場合に、その何れを犧牲にすべきかといふ問題となると、こゝにわが國の固有精神が働いて來る。勿論親子兄弟が集つて一家族を形作り、そこに家族道德も成立つわけではあるが崇祖敬神を根本義とするわが國の家族道德としては、橫の關係よりも縱の關係重きをおく。孝と悌とが衝突する場合には、悌を犧牲としても、孝の道を活かさなければならぬ。わが國の惟神の道はそれを敎へてゐる。で、稚郎子は、さすがにそこに氣付かれて、これはどうあつても、自分の主張する悌の道は犧牲にする、御兄さんの主張する孝の道を立てなければ、とあつて、遂に御自分は自殺して果てられた。そこで大鷦鷯尊は已むなく、天皇の御位に即かれたのであるが、この天皇が即ち仁德天皇である。これなどは明に、外來思想の長所、美點はこれを受け入れつゝも、イザ根本問題となると、わが國の固有精神が、毅然としてその光輝を放つた實例である。

（五）

又儒教では革命といふことを認めてゐる。否革命思想は、三千年間にわたる支那の政治史を縫ひひろげてゐる糸であるといつてもいゝのである。革命は天の命を革めるといふことで、支那では天子といへば、讀んで字の如く天の子で、即ち天の命令によつて天子の位に即くのであるといふことになつてゐる。だから天子に不德なものが現はれると、天はいつでもその入れ替へをする。言ひかへれば、天の命令さへあれば、何人でも天子になれるのである。現に支那の歷史を見ると幾つも〳〵の王朝が、滅びては入れ替り入れ替つては又滅びてゐる。だが、忘れてはならないのは、天の命令といふのは實は表向きの話で、事實は權力の爭奪に外ならない。實力を以て天下を奪ふのである。いかなる時代にも實力に於て優るものが、前の王朝を滅して天子の位に即くのである。前の天子が不德暴戾であつたゝめに、自分が天の命令に從つて天子となつた、依つて自分は天意に則つて道德を以て天下を治めるであらう。などと立派さうなことはいつてゐるが、それはたゞ美しい衣裳を纏ふてゐるにすぎないので、その衣裳を脫げば、權力可能の無殘な地肌が露出して來るのである。尤も看板だけにしても、德治主義を標榜するのは決して惡いことではない。少くとも前の惡德者に代つて天下を治めるといふ名目だけはそれで立つ。支那で革命といふのはそれであるが、前にも言ふ如く、天の命に從つて、有道が無道に代る、といふのは何處までも形式的、表面的のことで、實質的、內容的には、實力を以て天下を奪ふことに外ならない。

昔から支那では、いはゆる堯舜時代といふやうな一種の黃金時代があつたかの如くに說いてゐる。けれどもさやうな黃金時代は決して實際にはあつたわけではない。堯舜時代といふのは、古の聖人が道德政治のモデルとして空想裡に描き出した一種の創作で、理想をいへばかうもあらうか、といふ空中樓閣的のユートピアにすぎない。ユートピアにしろ、それはそれとして別に敎育的使命を荷つてゐることであるから、勿論結構なことではあるが、しかし史實としては實在してゐたわけではない。支那の古代史はその後の歷史と同じく、やはり猛烈なる權力爭奪的場面の連續にすぎないので、周の武王が殷の虐王を懲するために馬を進めたときに、その馬の口にすがつて「暴を以て暴に代ふ其の可なるを知らず」といつて諫めたといふ伯夷叔齊の言葉の中にこそ却つて眞に近いものが潛んでゐるのである。

天が常に天子の政治ぶりを監視し、失德のない者には天下は渡せない、といつたわけで、道德第一主義の立前をとつてゐる。血統者よりも、有德の者を天子にするといふことが天の意志に適ふのである。だから、有德の天子の子孫だからとて、德を失つて民心が離れるやうになると、天は他の有德のものと取りかへる。これが天の命を革めるといふやつで、即ち革命である。支那三千年の歷史は、この革命易姓の歷史で終始してゐる。革命に對して革禮といふのがあるが、この二つのものが、表面的ではあるが、支那の道德政治の二つの動力となり、又儒教の大切な役目となつてゐるのである。けれどもそれは前にもいふやうに、權力爭奪の地肌に着せた美しい衣裳にすぎないので、周の武王が殷の虐王を懲するために馬を進めたときに、その馬の口にすがつて「暴を以て暴に代ふ其の可なるを知らず」といつて諫めたといふ伯夷叔齊の言葉の中にこそ却つて眞に近いものが潛んでゐるのである。

天が常に天子の政治ぶりを監視し、失

政あれば則ち革命の鞭を以てその位から放逐するといふ形式的衣裳の下に、權力爭奪の地肌を包んでゐる支那とはちがつて、日本は、血統的宗教的の信仰で結ばれてゐる皇室を國の中心として、神の御垂訓に基く政治を國の内外に亘つて宣布して行く國で、即ち神の道を行ふ國である。豐葦原の瑞穗國は、吾子孫の治むべき國である、寶祚の隆なること天壤と共に窮まる所がないのである。と仰せられた天照大神の御神勅が、國の最初の掟となり、礎となつて、その御神勅に基き、萬世一系の皇位を守つて、今日の進歩繁榮にまで進んで來てゐる國である。支那の樣に、德の有無を名として、幾度も幾度も主權者を取替へたりする國とは、國の成立　性質及精神が根本的に違つてゐるのである。日本の天皇は神の御裔であり、神の德を御自身に具現してゐらるゝのである。不德の政を以て他のものと取代へるなどいふことは、想像だも許されないことである。日本の歷史には、支那や外國の歷史でいふいはゆる暴君などいふお方は唯の御一人もない。從つて實力を以てこれに代はるなどいふことも日本では殆んど意味をなさないことである。それ故に日本には、革命の必要などは絶對にあり得ない。前にもいふ如くに、私共の祖先は、儒教の思想を受け入れ、その德目をも實行したのであるが、しかしその革命思想だけは絶對に排斥してゐてんで寄せつけもしなかつた。さういふ場合わが惟神の道は、儼乎としてその存在を主張するのである。一例をいふと「孟子」を極端に排斥して、「孟子」がもしわが國に輸入されて來れば、それを搭載してゐる船は、吃度支海灘の邊で轉覆する、といふやうなことを考へてゐた位である　當時に於けるわが國民精神の自覺は、さういふ傳說をさへ今日に殘してゐるのである。

（六）

次に私共の祖先は、佛敎の思想を採り納れたのであるが、それもわが國民精神の本質を蝕むやうな要素は、絶對にこれを排斥したのである。元來佛敎思想は、その本質からいふと世界本位、宇宙本位のもので、宏大無邊のものではあるが、日本の國家本位の立前から見ると、相容れない點が隨分多い。早い話が佛敎の開祖である釋尊は、衆生救濟の目的のために國を捨て、父を捨て、妻を捨て、子を捨てゝ、天上天下唯我獨尊の人として、山に分け入り、六年の難行苦行を積んでつひに悟道を得て、佛敎を開かれたのである。釋尊とても、人の子であり、人の親であり、家族の主人であり、又小なりと雖も一國の太子である。肉身を愛し、家族を大切にし、又國民を撫育するの心がないことはない。それは大にあつたであらうが、否大にあつたればこそ、ひとり自分自分の家、自分の國ばかりにこれを犧牲にしても、ひろくすべての人、すべての家、すべての國を救はうと希願し個人、家族、國家といふものを超越して世界的、宇宙的の無邊の境地を目ざしたのである。いはゞ大の虫を生かさんがために、小の虫を殺したのである。全人類的、全世界的に、平等博愛の光りを持ち來さうとするこの釋尊の精神——世界敎である佛敎の精神には、もちろん非常に貴い思想が含まれてゐるのであるが、しかしそのまゝでは、前述の如くに、國家本位を建國以來の立前とする日本の國民精神とは相容れないものがある。

そこで、その佛敎思想が、多くの國々を經てわが國に傳つて來たときには、わが國の思想界にも相當の動搖が起つた。これを採り入れようと主張するいはゆる進歩派と、これを排斥しようとする保守派とが自ら二派に分れて、互に相爭ひ、思想の爭ひから更に進んで政治行動、軍事行動にまで及んだのであるが、進歩派の方がつひに勝つて、佛敎はドシ〳〵わが國に入つて來た。その先登に立たれたのが、わが聖德太子であるが、しかし太子の偉大さは、單に佛敎を採用されたといふことよりも、むしろ日本的佛敎——少くも日本的佛敎完成へ端緒と方向とを與へられたことにあることを忘れてはならない。誠に聖德太子の如き英邁達識のお方が、今から千三百何年も以前にこの日本國に現はれて、澎湃として押し寄せて來た當時の外來思想を攝取融合して、これを日本的に、統一渾化されたといふことは、今から思ふと奇蹟の感がある。それ以來、日本の佛敎研究は相當隆盛を極めたものであるが、何れも太子の開かれた道を追ふて進んでゐるに過ぎない。奈良朝以來、いはゆる神佛混合といふことがいはれ、神を立て、佛を結びつけてゐる。時には反對もあつたが、本筋はその觀念によつて支配されてゐた。本地垂跡などいふのがそれである。かうして鎌倉時代に發達を遂げた天台宗、眞言宗、禪宗、眞宗、法華宗等のあらゆる宗派は、擧げて日本の國家的佛敎となつてしまつた。國家鎭護といふことが、佛敎の一つの使命となつたのである。世界敎として出發した佛敎は、かくて日本國の坩堝に鑄られて、完全に國家敎となつてしまつたのである。惟神の道が、いかなる形式と外貌とに拘らず、搖ぎなきその中心的存在を保つてゐたことがそれによつても證明さるるのである。

それが鎌倉時代から、北條、足利の時代を經て德川時代に入つて來ると、唯一神道、即ち神第一佛第二の思想が大に勃興して、日本固有の精神が、外來思想の皮殼を破つて、新しき第二の誕生の叫びを擧げて來た。山崎闇齋の垂加神道の如きが即ちそれで、爾來幾多の國學者などが輩出して、惟神の大道は、その本來の精神に於て立派に復活するに至り、延いては、明治維新の大業を成就するの原動力ともなつたのである。

更に基督教についても同じことがいへる。基督教は、今から三百年も前に日本に傳つてゐたのであるが、當時の民主教即ちカトリックは、とかくに日本化しなかつた。日本化しないのみならず、或は日本の爲に有害とも認められた。それ故に、日本國は斷乎としてこれを排斥、驅除して、二百數十年の鎖國政策の下に、自國の本質と特色とを守り育てゝ來たのである。明治に入つて、いはゆる信教の自由が保障され、基督教もこゝに沛然として國内に流れ込んで來たのであるが、かつては儒教、佛教を日本化してしまつた日本人は、基督教をも日本化せずにはおかなかつたのである。

さういふ次第で、わが日本國は、いかなる外來思想にぶつからうとも、又いかなる國難に出會はうとも、又いかなる國内の出來事から或る程度の脅威を感じようとも、その根本には、神代以來の國民的自覺が儼として働いてゐて、その本質と國民精神を見失ふやうなことは決してない。のみならず却つてその外來思想や國難を利用し、活用して、それを以て自國の根帶に培ひ、抜くべからざる力强さにまで、それを變ひかためて來たのである。皇室を中心として、惟神の大道を推しひろめて行かうといふわが日本國民の信念と勇氣とは、かくて史上に幾多の實例を殘してゐる。日本人中にも時としては、否極く稀れには、惟神の道に背地するやうな思想を抱けるものもないではない。しかし、さやうな道ならぬものが假に一人でもあつたときには、わが國民精神は、必ずや猛然として起つてこれ絶滅せずにはおかない。これは日本國民のみの有つ、むしろ本能ともいふべき一つの信念である。この國民的信念の前には、いかなる反逆者も、自ら滅亡を招くのみである。しかもその數は、恐らく五指を屈するに足りない。

（八）

先づ蘇我蝦夷、入鹿父子がさうであつた。次では弓削道鏡、平清盛がさうであつた。更に北條義時、足利尊氏と、皇家に對して反逆若くは不遜の心を抱くものは、必ずや終りを全うしない。のみならず今日尚ほ國民の指彈して措かざるところである。蘇我父子は、當時權勢並ぶものなく、皇室を凌いだ。皇居になぞらへて宏壯な邸宅を作り、又御陵に似せて自分の墓陵をしつらへた。そして自分の子を皇子と呼び、勅許を得ずして尊い冠などを授けた。かやうに皇室を蔑にし、その尊嚴を冒瀆するの行爲を行つた。所でその末終はどうかといふと、中大兄皇子や中臣鎌足などのために誅戮せられ、蘇我氏は遂に亡んでしまつた。そして天皇の御威光が再び輝き、延いては大化の改新も成就さるゝに至つたのである。弓削の道鏡については、從來の傳說に多少の誤もあるが、ともかく天皇の御信頼を笠に着て、皇位をうかゞふといふやうな日本國民として有るべからざる考を有つに至つた。だが、かやうなことが許さるべき筈はない。宇佐八幡に使した和氣清麿は、我國は開闢以來、君臣の分がチヤンと定つてゐる、天つ日嗣は必ず天皇の御血統を承くるお方が御即位あるべきものである、無道のものあらば速にこれを排除せよ、といふ神託を持つて歸つて、おめず臆せずこれを申述べた。その爲め皇統を傷くることなしにすんだ。道鏡が放逐の憂目に遭つたのに對して、和氣清麿が、護國神社に祭られて、永く國民の尊信をあつめてゐる事實と對照し來ればどうであらうか。

次に平清盛についても、その言ひ傳へには多少の誤がある。世間から誤解されてゐる點もあるにはあるが、しかし後白河法皇を幽閉し奉らうとして、子の重盛の諫言に出會つたことは、誰れしも知つてゐる有名な話である。この話も、多少事實とは違つてゐるとはしても、その時の重盛の諫言なるものは、そのまゝに尊王思想の精神を物語つてゐるものである。凡そ世の中に四つの恩がある。天地の恩、君の恩、父母の恩、衆生の恩がそれである。天地の恩に次で尊いのは君の恩である。普天の下王土に非ざるはなく率土の濱王臣に非ざるはなしである。日本の國民にして天皇の御恩を被つてゐないものは一人もゐない。わが平家の一門も、元は桓武天皇の後裔に出でたのであるが、中頃微祿してゐたのを、だんだんに取り立てられて、遂に今日の繁榮を見、父君は太政大臣の位に卽かれ、その他一門を擧げて、大臣大將の榮冠をいたゞいてゐる。これといふのも、みな君恩である。この事を思へば、たとひ如何なる事情があらうとも、君に弓を向けようなどゝは以ての外である。これは何としても思ひ止つてほしい。もしどうしても思ひ止られずば、私は近衞大將の職を承つてをるから、飽くまでも禁闕の守護を致さなければならぬ。不幸にして君につくべきか、父につくべきかといふ際どい場合に立ち至つたならば、私は君につかねばならぬ。忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならず重盛の進退こゝにきはまる。强いてこの事を行はれんとならば、先づ重盛の首をはねて後、兵を出されよ、といつて號泣した。重盛としては實に締木にかけらるるやうな苦しみである。忠孝兩全は勿論望ましいことであるが、非常の場合、その何れを取り何れを捨つべきか、といへば忠を取つて孝を捨てる、これが皇道の精神である。重盛の諫言は、端的にそれを喝破してゐるのである。德川時代に於て、實際的尊王運動の先驅者であり、寶曆事件の中心人物であつた竹内式部はその「奉公心得書」に於て、君恩の重んずべきを說いて、わが國にあつては、萬一にも、自分の親が君に背くといふやうな場合には、子としては甚だ忍びないことであるが已むを得ない、親を誅しても君に從ふのが臣子たるの道である。と喝破してゐるが、これが卽ちわが國民道德の根本義である。

（九）

北條義時の不臣無道はわが國史上の汚點である。御鳥羽上皇、土御門上皇、順德天皇を夫々遠島へ移し奉つた。誠に滔

天の罪惡である。後世何人と雖も、義時を辯護しようといふものはない。勿論しかあるべきことである。しかるにその子の泰時は、これ亦わが國史上にも一二を爭ふべき立派な政治家で、人格、識見、手腕、一世に卓越してゐた。しかもこの人にして遂に、その父の暴虐を諫止し得なかつた、恐らく泰時が史上に殘した、塡むべからざる唯一の缺點はこれであらう。後日に至り、かれが樫尾の妙惠上人と對談した時に、談話偶々この事に及んで、かれは父の犯した罪のために良心の苛責に堪えず、實に油汗を絞つた、といふことが傳へられてゐる。否、暴虐なるその父義時でさへもが、戰爭に際し、御上親ら戰場へ出征遊ばすやうな場合にはわが軍隊は路傍に跪拜して御出迎へせよといふことを命令してゐる。かれとても又、日本人的の一點の良心はあつたのである。

足利尊氏といへば逆臣の標本になつてゐるやうな男で、その墓をさへ鞭たれるといふやうな次第だが、それでも實際上は、眞正面から天皇に弓をひくを得ずして、兩天朝を擁立して、自分は別に天子を擁立して、兩天朝の御爭ひであるといふやうな形式の下に自己の野心を遂げようとした。即ち自分は天皇に對して弓をひくのではなく、こちらの天皇のために、働くのである、といふ立前をとつてゐる。甚だ狡猾なやり方ではあるが、しかしそれを以てしても天朝に弓をひくといふことが、到底わが國民性の許容するところでない、といふことを物語つてゐると同時に、尊氏自身としても、天朝の尊重すべきことだけはよく心得てゐるといふことがわかるのである。現にかれは、後醍醐天皇の崩御後その菩提のために嵯峨に天龍寺を建立して、鄭重に供養し奉つてゐる。逆臣尊氏と雖も、せめてさういふことでもしなければ、恐らく安眠も出來なかつたのであらう。かれとても、腹の底には日本人的良心を有つてゐたのである。

以上のやうに、日本の史上に於て僅に五指を屈するに足るだけの不臣無道の徒と雖も、天朝を擁がすことの出來なかつたのは言ふまでもなく、やはり日本人としての尊王精神を全く失つたといふわけではなく、自己の行爲については、常に良心の苛責を受けてゐたのである。そして多くはその終りを完ふしてゐない、これは正にしかあるべきことである。のみならずかれ等は、史上に永くその汚名を留めて、三尺の童子からさへも指彈をうけてゐる。反對に天朝に忠節をいたしたものは、今日多くは神として祭られてゐる。これは誰がさうするといふわけではない、日本の國民精神——惟神の道が嚴としてそれを命じてゐるのである。血統的、宗教的の或る大きな力が個人的の意志を超えて、その根底に働いてゐるのである。これは理論ではなくして事實である。事實である以上に信仰である。だが現代の科學的智識の發達は、この事實、信仰に對し、理論的基礎を据ゑることを可能ともし、又要求もしてゐる。殊に青年學徒の多くはこれを要求しゐる。依つて私は、後段に於て、更にその理論づけを試みようと思ふ。

恒例茶話會

二月十八日午後一時より恒例茶話會を刑務協會樓上に於て開催、椎名豐多摩刑務所長の歐米刑務所視察談につき、松旭齋天洋の奇術數番ありて、例により和氣靄々裡に三時半散會、當日の出席者左の如し。

(行刑局) 金田榮三郎、土橋惣太郎、山本作藏、天津剛、三宅定男、井川信一、布施寬三、久保田眞太郎、中尾文策、瀧澤勝司、鹽見市郎、(小菅) 富井隆信、武子喜久治、木村元吉、安藤定美、箕浦良緣、石井幸助、八木貞次郎、貫井三十郎、中林丑五郎、志賀眞作、(市谷) 佐藤乙二、森口藤松、藤井惠照、川添敬三、土谷正光、島田幸治、大森佐登美、川口忠一、大橋大秀北澤袈裟男、山口文男、吉永聰夫、後藤良也、(豐多摩) 椎名通藏、小川太郎、山田寬、平方義孝、杉藤豐治、安東莞、小林忠夫、仮田三子雄、勝川眞、仲川修二、(千葉) 野口堯尙、齋藤文藏、鈴木英三郎、岡本浦吉、(宇都宮) 關川重雄、大谷靜夫、本多龍馬、花塚保、半田勇雄、江本義吉、鈴木義直、(栃木) 藤井藤藏、仲村渠つる、魚谷秋子、(前橋) 清水榮太郎、山口幸太郎、(八王子) 玉井策郎、井上惣三郎今田幸一、(川越) 吉田綱紀、太田卯八、柳澤利喜平、關口甲子次、藤倉留造、笠原松五郎、野澤久次郎、內田定治、(甲府) 須藤善一郎、石井文太郎渡邊清次、村松榮造、馬場忠治、樋口正策、(靜岡) 川村次郎、(長野) 大久保直美、(小田原) 竹ケ鼻尙友、善波和喜造、(練習生) 大森忠雄、山村勇、岡本恒秀、瀧石綠、相賀好章、花田晉助、小島貞、長田寬次、坂口益男櫻井政寬、高森和太郎、佐山正義、桑原辰雄、西井庄三郎、河上政重、鷲見孝義、藤咲利衞門、田北達、中尾芳男川波和夫、木村樹、崎田國松、原山重雄、津末政雄、藤井秀一、(其他) 藤澤正啓、武田慧宏、仮島藤作、矢野亮大竹敏太郎。

矯正図書館

⊙農園刑務所から

網走愚生

二月號の刑政を手にして「行刑のユーテイリタリズムと教育主義」なる玉稿を拝讀して、その中の「國家は常にその國情に合致せる刑罰制度の最善なるものを選ばねばならぬ」と教へられたるを再讀三讀して吾等の農園刑務所を顧みさせられました。

吾が國は古來瑞穗の國と呼ばれて農業國であつた。現在も全人口の約七割は農業に從事する人々だと發表せられてをります。

この國情と前記の御主張を考へ合せる時吾人は農園刑務所こそ最も國情に合致せる最善のものであると自負させられました。

先づ當所の沿革は遠く明治二十三年に遡る。當時監獄署と稱して北海道廳に所屬せる釧路刑務所に於て、拓殖計畫の緒につける北海道東部の文化の軌道となり、又開發の動脈ともなるべき道路の開鑿の命を受け、網走より石狩に至る主要國道延長五十里の工事に就くに當り、これが就業囚を收容せんため、當所現在の地を卜定して最初看守長一名看守若干名及囚徒五十名を移送して網走囚徒外役所と稱せしに創り、同年中數次に亙り囚徒約千名と相當官吏を派遣して、一つは所定の道路工事に就き、他は由來北見の地は沃野に富み且又氣候北海道に於ける濕暖地なるを以て自耕自食を標榜する農業監獄を創設するため敷地の整理等に就業せしめて今日の礎を定めたり、と。

當時勤務せる老人の談によれば測量術の發達せざる時代の工事なれば道路工事に與る人々の苦心は想像の外であつたといふ。例へば道路の工事に就いては豫定路線の兩端より甲地は乙地の方向に、乙地は甲地の方向に向ひて工事を續け相互方向を知るためお互に夜間大規模なる焚火をなし、それにより翌日の工事を進めたりといふが如き科學の進歩せる現代より見れば笑ひ話しの如き苦心を重ねて工事を進め貴き北海道文化への奉仕をなしたり、と。

かゝる苦心のもとに道路工事を完成すると同時に明治二十四年七月釧路集治監網走分監を設置せられ爾來幾多の變遷を經て、大正十一年四月二十六日始めて唯一の農園刑務所たることを訓令せられ現在に及べり。

然してこれが現況は所屬耕耘地千四百餘町歩を擁し、其の所屬地内に山を抱き川を通し、湖を湛へ大天然林を含む。耕地の主なるものは水田四十四町歩、畑二百十三町歩にて、農業による（副業的農

産加工品を含まず）收入は昭和四年度に於て貳萬餘圓にして其の主なる内譯は粟の約一萬圓、燕麥約四千圓、大豆約千五百圓を算し、名實共に農園刑務所の名に反かないと吾等は自負するものである。

これが作業體系をみれば、所屬耕地を本所六農園に、支所を四農園に區分され各々水田、畑牧草地を含み、播種々類も統制されて各農園は地味位置等の關係により夫々獨自性を持つとはいへ、相共に扶け、又相共に競ひて完全なる平和鄕を形成してその成果をあげてをる。

各農園の職員及就業者は其の面積其他の關係により配置されるが園長（看守部長）一名指導（看守）若干名に對し收容者中より組長及副組長各一名を定めて、所長の指揮と作業技師、技手の指導により、短い北海道の農期間に於て播種より收納への過程を經る。收納期の水稻のたゝ穗の間に參々伍々その業にいそしむ收容者と見守る看守、その有樣は一幅の繪だといふが至當だと考へられる。

收納を終へた冬季間に於ては吹雪其他の日を利用して作業技師、技手を教師とせる農業の學科訓練が施され、農繁期の實地指導と兩々相俟つて完全なる農業訓練が徹底され、正木先生の謂はれた百％の農が釋放者に具現し行刑の有終の美が理論の彼方で達成せられてゐるのであります。

⊙所長の訓諭と感化に就て

三重刑務所　坂田　旬

晩近國家社會の表面に於て恰も金波銀波の浮びたる如く殖産興業政治教育其の他種々なる設備完成して社會の幸福國家の隆盛を企圖せむとするも國家社會の裏面には思想の動亂と經濟界の變動に依り各種の犯罪滔々として增殖し恰も建築物に於る白蟻の作用を爲し、且つ身體に於ける黴菌の作用をなし、獅子身中の虫と均しく、人心の安定を脅かし、國利と民福を阻害し、國家社會の有機體を噛み盡し、法治國の制度を破壞せんとするの慘憺にあり、實に痛惜に堪へざるなり。之れに對する方策としては一般教育をして智育と德育を併行せしめ、眞に人間作りの教育法に改むると同時に既陷の犯罪者を陶冶する刑務敎化の實蹟を擧ぐるにあり。今や刑務敎化方法として、戒護、作業、敎誨、敎育、醫務其の他各般の機關完備せりと雖も、動もすれば相杆格し、彼我矛盾牴觸し、收容者をして適從する處に迷はしめ、感化遷善の目的を達すること容易ならざる感あり。依つて之れが聯絡統一を保ち氣脈を通ぜしむるは各主任の力のみにあらず、主として

『千なりや蔓一つの力かな』

即ち一筋の糸が數十個の玉を貫通して珠數となす如く、千萬人を一齊に起伏せしむるには號令の力と等しく所長の生きた働きと措置に據ることを緊感す。玆に於て屋漏相扶け、輔車相倚り、一致協同の實を擧げ所謂佛造つて魂を入れたることゝなるもの

なり。依つて以て、只所長が机上の決裁のみにて彼等を處遇せんか、木に椽つて魚を需むるに等しく其の本來の目的は到底達し得られないのみならず彼等の眞意を摑み得ることなく、遂には五十歩は百歩に終り其の儘社會に放り出すことゝなり、折角の苦心が水泡に歸するのである。要するに刑務所は造次顚沛にも有事の心懸けにて、其の緊張味は四六時中缺くことの出來ない重責を背負ふて居るのであつて、軍隊が戰場にあると少しの差違もないのである。如何に參謀本部たる司法省の指揮命令が透徹すると雖も、所長自らが第一線に立ち陣頭に馬を進めざれば、百の訓令千の命令も何等の效果を擧くること不可能である。所長が常に職員を指導して協同一致の擧に出てしめ亦職員と收容者間に立ち相互の認識を全からしめて、玆に初めて勇將の下に弱卒なきに至り、遍く威令は行はれ、理想的行刑の目的は達せられるのである。

實に刑務所は精神的社會廢疾者の淨化場であつて、所長の抱負ある識見と崇高なる人格及德望は彼等の改過を促す大なる源泉であるから所長は常は第一線に立ち、德望と號令的働きの種を振ふべきである。當所の如きは職員間の親睦は勿論職員收容者間は孰れも理解して影の形に映し、鞍上人なきの感ありて彼等も反抗的の言動を敢てする者殆んどなく、信賞必罰の實は擧げられ、假釋放者の如きも前年の三倍を越え、一面被罰者が十分の一に減少したることは何んと云つても行刑本全の美果を納めつゝあることを立證するに足るべく、從つて累刑者の防遏は期し得らるゝのである。如斯刑務官の働き如何に依つては、國家社會に稗益し、其の進歩と發達を助長し、國利と民福に寄與することの多大であることを憶ふ時秒時の間、職責の重、且つ大なることを體得し、而して訓諭の實蹟を擧げ之れに身命を捧げ、以て刑政有終の美果を擧げんことを祈つて止まない。

⊙所感

行刑局　山堂生

◇非常時

非常時なる概念は稍々もすれば、自他の無方針、無計畫をも徒らに許容せしめんとする虞がある。非常時をして常時に導くところの努力こそ非常時に處する決意であり、指導的責務であらねばならぬ。

わたくし達は勿論のこと囚人も亦、大帝國のこの非常時をこのまゝ深刻化せしむる一年たらしめてはならぬ。

◇敎化方法の一資料

文部省社會敎育局の發表にかゝる兒童生徒に對する校外生活指導要旨によれば左の諸項目が揭げられてある。即ち

一、敬神崇祖
(イ)伊勢神宮竝皇居遙拜
(ロ)神社參拜
(ハ)神社境內淸掃
(ニ)忠魂碑、戰病死者、孝子、節婦等の墓碑の淸掃、禮拜

二、團體訓練
(イ)國旗揭揚
(ロ)團體行進竝體操等
(ハ)唱歌齊唱
(ニ)入退營及出征軍人の送迎
(ホ)陸海軍記念日等の行事
(ヘ)災害防止に關する訓練

三、社會奉仕
(イ)在營兵及出征軍人の慰問
(ロ)同上家庭の援助
(ハ)公園及道路の掃除
(ニ)交通整理等の援助
(ホ)各種團體の奉仕事業の援助
(ヘ)名所舊跡等の保護

四、協同互助
(イ)共同作業
(ロ)共同貯金
(ハ)同情行爲の奬勵

五、規律節制
(イ)服裝の整正
(ロ)時間勵行
(ハ)規約遵奉
(ニ)交通道德の遵守
(ホ)計畫的實行の奬勵

六、勤勞愛好
(イ)家庭作業の手傳
(ロ)勞力奉仕
(ハ)技能の練磨
(ニ)創作の奬勵

七、身體鍛鍊
(イ)早起會
(ロ)登山、遠足、水泳
(ハ)體操、遊戲、競技
(ニ)武道
(ホ)衞生救護に關する訓練

八、自然に親しむ
(イ)動植物の愛護
(ロ)野外生活
(ハ)水上訓練

である。

因人敎化の上に今すぐこのまゝを用ゆべく提言するものではない。しかし中には既に實施されてゐるものもあるが監獄の種別如何によつては直ちに採擇して大に可なるものあり、反對に期して實施を望み得ないものもある。

願つてわたくし達自身の修養の上に甚味すべきものも多々あると信ずる。

⊙茶話會出席の所感

長野和魂

所長殿の訓示の一節に「人の多學、多聞、多見、多行は智能常識を向上せしむるの母なり。須からく力めよ」と本年一月の茶話會出席の順番に當る吾等も不肖ながら此の御訓示に則り出席を決意し、勤務の都合上、十三日夜行列車に依りて新年早々上京の途に就き次第に近く都の空に、明けゆる十四日午前七時過ぎ汽笛一聲、快々上野驛に滑り込む。

御代榮ゆる日出度き大帝都の東雲紅なる朝風を浴びて二人は先づ宮城を遙拜し、次で市內の繁衢を見學し、正午を報

ぜられて電車を驅つて櫻田門へと飛ぶ。暫し歩を進めて二重橋前に額き、惠みも深き御濠江に影を映へ萬歳三唱胸の中、拜辭して急ぎ協會に至れば參會者續々多く、控室に於て茶話會遠近の識者喜々握手睦言交々に暫くして振鈴、講演會に移る。大なる黒板には(尊王思想の發達)と題され、演臺にまみへたるは我が國歴史學の泰斗文學博士中村孝也先生、本題にちなみ先づ皇室中心。國体。尊王の士和氣清麿呂と逆徒道鏡。平清盛と其子重盛の忠義。王道と覇道。神儒佛。尊王攘夷。王政復古。其他歴史的趣味の要話、枚擧に遑あらず。博士の懇切詳細なる講演に一同は肅として耳を傾け、感激以て餘くる所なきが如し。

抑も尊王思想、皇室中心なるものは遠く三千年の歴史を貫流し來る大和民族の向有の眞精神なり。況や國運を賭し、億兆心を一にして奮勵努力せざるべからざる現今に於てをや。有る。

又こゝに思想の變化定りなき受刑者にも接近し、之れが踪合に力むる行刑教育者たる官吏は徹頭徹尾、心則ち智情意の眞髄となし、彼等の教範と成らざるべからざるは論を俟たず。

新聞雜誌等に見ても歴史の尊重は晩近世界の趨勢となり、英、米、佛、伊の一等國を初め、露、獨の革命諸國に至る迄皆歴史尊重の念深まりたるが如し。歴史的使命は實に文化創造に對する總合的針路の指示なりと信ず。然り而して之れに依つて之れを考ふれば行刑官吏たる者歴史的智識も得るの緊要なるを痛感せざる者あらんや。玆に先生の誘掖懇切なるを感謝すると共に、行刑局長閣下の斯會の企圖に滿腔の感謝を表し、併せて刑務官吏諸彦の健康を祈る。

⊙敎化時代に於ける生命刑の存在に就いて

滋賀刑務所　黒田　巖

現代に於ける行刑が、敎化主義に據つて爲されつゝあるのは、今更呶々を要する迄も無い事である。そして敎化主義が主として自由刑の執行上に最も多く關心を持たれてゐることも、自由刑が行刑中殆んど大部の地位を占めてゐる關係からして、强ち無理からぬ事とも謂へよう。

然し乍ら、筆者は敎化行刑を廣義に解釋し、そして行刑上敎化に重點を置くのは果たして如何なる目的であるかに想到する時、行刑の一部門である生命刑の存在に就いて、尠らぬ疑問を抱くものである。

何故かなれば、敎化の目的が彼等受刑者を敎養感化して、善良なる公民として社會に復歸せしめようとする點に在るのと、之れの完璧を期する上に於いて、彼等は將來必ず改善が可能である。との信念を把持す可きだ。とされる點とに就いて、彼の生命刑を執行される者は果して奈何?、の問題である。

生命刑とは、即ち生命を絶つ事に依つて刑罰の執行を終るものである。生命を

絶たれた者に對して、改善が望まれる可きであらうか、そして又善良なる公民に復歸が可能であらうか。

惡虐無道の徒輩と雖も人格を認め、改過遷善亦可能なりとして、敎化的行刑を施そうとする國家が、未だ何をもつて尊い人命を迄奪ひ、其罪を償はしめる必要が有るのだらうか。

惡因惡果の理法を自他に認識させ、以而過去を懲し將來を戒めようとした所謂應報威嚇主義時代ならばいざ知らず、苟も敎化の主義を高く揭げて、行刑の萬全を期そうとする否、期しつゝある今日として之の生命刑の存在は、蓋し矛盾した事柄ではあるまいか。

筆者は敢て言ふ。生命刑は應報威嚇主義時代の純然たる遺物であると。そして思ふ、確固たる信念の下に將來敎化的行刑が施されるならば、須らく生命刑は撤廢さる可きだと。

聽ては近く、刑法も敎化の礎石上に置かれて改正される。とは聞いてゐるが、生命刑の廢止に就いては筆者は未だ耳にして居ない。

元より筆者は行刑學徒を以て自任してゐるものではないが、單に貧弱なる一實務家なのであるが、過々逢着した處の思を率直に披瀝して、大方諸賢の御叱正を乞はんとするものである。

昭、八、一、二七夜

⊙新らしき光の前に

名古屋　梅村春汀

夜は明け離れた。新らしき朝は訪れた。輝やかしき朝暾、爽やかなる朝氣、清新であり、澄澈であり、明朗である新年の朝は訪れた。ものなべて更新の朝よ天も地も人も、ものなべての上に新らしき姿、新らしき心の充ち溢るゝこの朝の壯嚴さよ。肅として神前に祈りを捧ぐる時、燦たる初日をおろがむ其の一瞬、人の心は感謝と希望に敬虔なる感激をこそ覺ゆれ、邪心も慾望も消へ果てゝ唯清淨なる神の心となる。尊い哉この心境、人皆の心にこの清淨と敬虔、報恩と感謝の常に充ち溢るゝが如くにたゝへられてあるならば人の世は如何ばかり住みよき處となるであらう。諸々の罪惡、諸々の爭鬪、諸々の不幸もその殆どが人の心の不純に其の禍根を發せるを思へば、心の清淨こそ何物にも換へがたい人生の寶であり、羅針盤であることを今更ながら痛感せざるを得ない。

清淨なる心の在る處、其處に輝やかしき人生の希望があり、向上があり、光明があり、幸福があたへられるのである。

人の性はすべて善なり、而して人はすべて惡人になり得る性質を具備す。と云ふ諺あり。凡そ如何なる兒惡の徒と雖も其の心の何處にかは一片の良心の閃きは認め得べし。また如何なる聖人と雖も其の一面に缺點なきを保せず。要するに聖人たるも惡徒たるも、其の歸するところ心性の良處を發揮せしむるか惡處を矯めざるかに依つて岐れるもの換言すれば心

矯正図書館

の用ひかた如何修養の如何に依つて、其の人生の歩みに明暗の岐るゝものと知るべく、實に心性の淨不淨は人類生活を左右し社會を左右する强力なる原動力となるもの、私達の深く省察し深く研磨せなければならない點である。

人皆の眞性が善であり、淨でありながら、ともすれば邪念に驅られ慾情に溺れ不正に走り、惡習に染みて、其の心性を汚し遂に其の身を過るもの、其の罪或は環境の支配にて止むを得ざりし事情に出でたるもの無きにしもあらずと雖も、其の多くは自己の心の研磨と修養の足らざりしに因るものと知るべし。

明鏡も塵埃の中に置けば曇る。常に埃を拂ひ或は磨いてこそ明皎々と輝くのである。私達の心も常に研ぎ常に磨かなければ、社會の汚濁の裡に在つて光りある存在を示すことは出來ぬ。ましてや私達の職は自己の不純と世の不淨とに心魂共に勞れ果てたる敗殘の弱者、心の跋行者の其の汚濁の眞只中へ飛込んで彼等の心の淨化、魂の救濟と共に、實質的に生くる途まで導いてやらねばならぬ重責に在るもの、いづくんぞ修練せられざる弱き心性を以て彼等を淨化し、訓育し得られようぞ。

新年社頭に額づく心。其の清淨さはすべての人皆持たまほしき境地であるが、人を敎化すべき聖職にある私達は、卒先自ら立つてこの魂の美化を求むべく、心性の淨化と修練に精進し、來る日來る日を强く聖とく明るく正しき心境を以て迎へん事を心せねばならぬ。

今東天に燦たる光りを輝やかして新らしき陽は昇る。私達に强く明るき途を步めと敎示するが如くに……。

……八、一、一……

⊙希　望

青森蘭山生

現今の行刑に於ては目的主義が叫ばれ總てが改善の爲め進められてゐる事は國家刑政の爲め喜ばしい次第である。然るに其の反面に於ては皮肉にも刑務所の重大事故の一に數へらるゝ逃走、縊死事件の度々起る事は吾々刑務官の痛苦寒心に堪へない處である。玆に私が此の事故に關聯して一つの希望を述べ、讀者諸氏の御叱正を仰ぎたいのである。

元來此の事故即ち逃走、縊死事件の發生は戒護の缺陷を曝露するものにて刑務所の最大恥辱なる事は云ふまでもない。殊に逃走に際しては速に之を逮捕するに非ざれば更に犯罪を累ね良民に危害を及ぼすの虞あるを以つて、社會の安寧を維持すると共に行刑を事故勿れ主義に導かんと欲せば常に吾々は緊張せる勤務、即ち充實せる戒護力を以つて彼等收容者に接し、而して事故を未然に防止せねばならぬ。

故に此の事故を防止するには吾々刑務官の努力に俟たねばならぬ事は勿論なるも、行刑當局に於ても亦此の事故防止の奬勵上一考を要するものでなからうかを

痛感されるのである。

斯く云ふ時は讀者の中に事故防止の策として其の局に當る職員に對して相當の責を負はせてゐるではないか等と反問せらるゝかも知れぬが、而し私は斯る消極的の防止策でなく、今一步進んだ積極的の事故防止奬勵策を希望したいのである。即ち此の事故を發見して未然に防止し、又は此の發見に依り速に事故を落着せしめた功勞ある職員に對して賞與の制度を設けて欲しいのである。

當刑務所に於ても逃走時に於て其逮捕を速かならしめん爲め奬勵上逃走捕縛職員に對して十圓程度の賞金を與へてゐるのである。然るに惜しいかな此の逃走、縊死事件の發見者に對しては賞金を與へるまでに其の奬勵策が進められて居らんのである。故に此の事故を防止せんとする時は行刑當局に於て充分之に付き研究されて欲しいのである。

行刑は云ふまでもなく收容者の生命身体を完全に保持し、以つて改善敎育に進め、而して社會有用の人物を造るにあらねばならぬのである。故に此の目的のもとに行刑を完全に遂行せんと欲せば事故勿れ主義が先決問題でなければならぬ。故に此の事故の意味に於て逃走逮捕者は勿論、縊死未遂發見者、逃走未遂發見者、並に注意周到にして逃走を發見し其の結果捕縛を速かならしめた職員（自己が戒護ノ任ニ當リ不注意ノ結果逃走セシメ自己ガ發見シタル場合ヲ除ク）の功勞に對して又事故防止奬勵策として賞金を與へる新規定を設けられ職員を激勵して益々行刑の效果を擧げられん事を希望して擱筆する次第である。

△)(▽

御下賜金傳達式

先月十一日の紀元節に際し、長き邊りでは、社會事業御奬勵の御思召しから、御下賜金を賜はつたがその中司法省關係の分は百九十團體で、釋放者保護團體一三九、少年保護團體五一である。右につき司法省では、同日午後一時半から司法大臣官邸に於て、東京方面に分配すべき分の御下賜金傳達式を擧行したが地方の分は、夫々その地の刑務所に於て同じく傳達式を擧行した。

家庭の頁

土の香に親しむ
摘草のお勧め

◇……郊外に一日の行樂
食べる草と見る草……◇

摘み草の季節が來ました、長閑な春の日に土の香に親しみつつ野邊の小草を摘むといふことは、平安朝頃から行はれたことですが、そんな古いことは第二として、誠に婦人小兒などの此上ない行樂、健康第一主義から見ても大いに奬勵すべきことです。

▲土筆を折るには▼

拔て摘み草といふても、いろいろあります、何をつみませうかいま盛んに出てゐるのは土筆です、土筆は杉菜の花穗で、杉菜は逞しい根を縱橫に張つて土地を荒しますが、土筆はそれに似合はぬ優しい風情のあるもので食味の方から申しましても、誠に春のお膳に馴染の深いものです、穗先は若い中はそのまゝでよく蠹のたつたのは摘み捨てますざつとゆでて三杯酢にします土筆は到る處に出ます、田の畔、畑の隅、堤防の上、何處にでも出ます。

▲若芹を摘むには▼

芹は春の七草の一つとして知られてゐます、これは水田の中や小溝のほとりなどで、何處でも見られます、齒切れがよく、味もよし、野邊の香深く染込んでゐて、摘草の中での大立物です、喰べ方は白あへ、胡麻あへ、酢のもの、浸しもの等です、唯これに似た毒芹といふこと危險なものがありますから間違へて摘み込まぬやうに注意することです、それから昔から「五月芹は喰へぬ」といふてゐます、その理由は五月頃になると、蛙その他蟲どもがその根際などに卵を生みかけるからであります。

▲薺とあかざと▼

薺は、わざ〳〵郊外にまで出かけなくともいくらも空地などにありますが、郊外のもの程新鮮でありません、ペンペン草と呼ばれたり猫のびんびんと稱へられたり、矢張春の七草の一つですから、昔から殊に馴染の深いものです、薺は「たねつけばな」などと同じやうに十字花科の植物ですが、十字科の植物といふのは花が四瓣で十字形に見えるからのこと、そして此科に屬する草は、悉く食用になるのです、「あかざ」には細葉と丸葉とあります、大體青いのですが若い時には紅色の美しい粉を吹いてゐますし葉の裏は一寸赤く見えるので「あかざ」と呼ばれてゐるのです、昔は仙人が此の草で杖を作つたといひます、今ではそんなことはどうでもよく、春の摘草として喜ばれます、圓葉と細葉とありますが、圓葉の方が味がよいとしてあります、此の草も一寸郊外へ出れば何處にもあります。

▲蓬とのびる母子草▼

蓬は餅に入れて搗くので餅草と呼ばれてゐます、浸しものにもなります、のびるは田の畦などによくあります、これは柔かく美味で殊に酢味噌あへが上品とされてゐます、母子草も七草の一つで「おぎやう」といふのがそれです、花の出る前に摘んで調理するのです。

▲眺める野草には▼

喰べる草の外に、眺める摘草があります、櫻草は戸田の原や、浮間が原は天然物に指定されてありますので、今日では摘むことが出來ませんがよく探せばその指定地外のところにも多少あります、紫雲英は一面に咲いた處は、全く土耳古更紗を敷きつめたやうな美しさで、これを摘んで可愛らしい花束を作ります、併し此の紫雲草は田の中のは農家で肥料の爲に栽培したものですから無暗に取るわけにはいきません何處が肥料になるかといひますと、根を引いて見ればわかります、丸い玉がついてゐるでせうあの玉には豐富な窒素が含まれてゐますので、水田には理想的な肥料となるのです、根のまゝ掘取つて鉢に取ると優しい盆栽が出來ます、菫は隨分種類がありますが、壺菫、紫背菫などは美しいものです、匂菫はよい香氣をもつてゐます、蒲公英は葉が藥用になりますが、花がすんで種子の飛行が面白いものです、葉は矢張り食用になります、「おほばこ」は、藥用として昔から重んぜられ嫁菜は花も愛らしいものですが葉が美味、灌木では「くこ」の芽や「うこぎ」の芽が摘まれます、さア郊外へ！郊外へ！

安く美味しく
榮養に富む
鰊の料理
…調理法五種…

お魚のうちでも最も安價な物と云へば鰊あたりでせう。が、安價でしかも榮養價値は、如何なる動物質榮養食品と云へども鰊には及びもつかない、とさへ云はれてゐます、要は料理の仕方によつていくらでも美味に頂けるのです、

◇バタ燒き◇

家庭で行ふのに最も簡單でしかもいやな煙も出ず上品な御馳走です、フライパンにバタ少量を入れ玉葱の輪切を底に敷き、水少しを入れ火にかけ、鹽、胡椒をふり、蓋をして蒸燒きにし、ウースターソースをかけて食べます、又最初魚に麥粉をまぶして燒いてもよろしい。

◇酢味噌和へ◇

生鰊を三枚に卸し腹肉を小骨と共にすきとり更に鱗のついた皮を剝ぎます、これは指先に鹽を少しつけてむしりとると容易に剝げます後小口から斜に剃身のやうに切つたものを丼の如きものゝ中に鹽と酢を混ぜたものに二三十分漬けておきます、別に味噌をよ

く摺り味淋、砂糖、味の素、酢等を混ぜ、少し硬目の酢味噌を製して、前の酢漬にした鰊をよく絞り混ぜ、生姜、葱の細切を混ぜ合せ、尙皿に盛る時に針生姜を振りかけると體裁がよくなります、又ウドの短冊切、若布等を混ぜてもよろしく、又數の子を細くむしつて入れたのなど中々結構です、これは生鰊だけでなく鹽鰊の鹽出しをしてでも用ゐられます。

◇つくね揚げ◇

鰊を三枚に卸し、皮を剝いで細かに叩き、摺鉢ですつて葱を細かく刻んだものを加へ適宜の大きさに丸め、白絞又は胡麻油で揚げ、之を味淋醤油と鰹節煮出汁（水と味の素を代用するも可）を煮立てたる中に入れざつと味をつけます、尙煮付汁に椎茸を入れ少し味を薄くし魚圍に味が付いた頃合に澱粉を解き入れ、汁と共に器に盛る時は支那料理になります、尙摺身の中に鹽、胡椒、砂糖等の調味料を入れて揚げますと美味な魚圍になります。

◇つくね汁◇

鰊を前法の如く摺鉢でよくすりその中に味噌を少し加へた物を小さくちぎり、之を醤油のすまし汁の煮立つた中に落し入れ、葱の一寸切を加へます。普通の魚の蒲鉾汁と同様ですが鰊は殊にも美味な上味噌を入れた爲め肉が堅くしまらず味がよろしい。

◇ビスマーク鰊◇

鰊の頭を落し臟腑をとり出して良く洗ひ、重量の五分位の鹽で散り鹽にし一夜置いたものを翌日良く洗ひ、簀に廣げて魚體の表面を少し乾しましてから油でざつと揚げたものを甘酢（酢一升に白砂糖百三十匁）の中に漬けて置きます、其の時玉葱、人參等の刻んだもの入れます、四五日經つて酢が充分魚體に浸み透つたところで食べるのですが、春でも一ケ月位は保存が出來て大變美味しいものです、尙急ぐ場合は、三枚に卸したものを三切とし二十分位鹽をして後水氣を去り、油で揚げ酢漬にしますと翌日食べられます。

室内に適當した 電燈の燭光

家庭で使ふ電燈をより經濟的により美的にすることはどなたも承知のことでありませう、しかしその電燈も部屋の大きさとか場所によつて夫々ちがはなければなりません。客間をうす暗い電燈にして居つたり、家族が仕事をする部屋の電燈をくらくしておいたのでは第一健康の爲にもわるく來客に何となく不快の感じを與へるものですどの部屋には何燭の電燈を用ひたらよいかといふ事は主婦が充分な注意を拂はねばなりませんが、今參考までに室内に適當した電燈の燭光を申上げてみませう。

六疊の客間には　一六燭光
十疊の客間には　五〇燭光
八疊の居間には　三二燭光
八疊の寢室には　一六燭光
六疊の書齋には　三二燭光
八疊の茶の間には　五〇燭光
八疊の茶の間には　三二燭光
但し卓上用は　一六燭光
三疊玄關には　一六燭光
臺所には　三二燭光
浴室には　三二燭光
大體以上のやうな標準として燈火なさることが大切であります。

〔海〕-〔苔〕-〔は〕

あぶり方一つ

＊＊＊＊＊＊
かうして燒けば
美味しく召上れる
＊＊＊＊＊＊

淺草海苔はことしはたいして出來のよいといふほどでもありませんが、今のところ小賣値段はたいして騰らず三十錢前後から御惣菜向として上等です。海苔をおいしくいただくには、申すまでもなく上手に燒くことですが、何でもないやうで加減ものです。それは御目見得の女中には

▽まづ海苔を…燒かせてみれば大抵料理や家事の心得のほどが察せられるとある。賢明な奥さんがおつしやつた位です。いきなりまん中ほどから焙り出したり、あるかなしかの小さい火の上でいつまでもかざしてゐるやうでは落第です。焰のたゝないやゝ强めの火の上で、はじめは少し遠目から火にあて必ず海苔の角々から燒きはじめることで、さうすれば四角から青く色が變つて行つて特別にまん中を焙らなくても程よく燒けます。すかし見て黑いムラなくあざやかな青色に變つたのを度とすることで、なるたけ手早くします。片面から

▽火にあてる…のが理想で急ぐときは二枚重ねて兩面から焙つたりしますが、香りが失せ勝ちです。海苔はいたゞく度毎に燒かないで、暇の時心がけて一度にみんな焙つて、ブリキ鑵にキツチリ入れておく方が、手間も省けまた濕氣も呼ばないのです。いくら上等品でも一度濕氣が來ますとのりの中の色素が溶解して嫌な紫色となり品質がすつかり落ちてしまひます。冬期は割合に濕氣を喰ひませんが、これから梅雨にかけてはよほど氣をつけて常にあけたりしめたりする長火鉢の下などに入れておかないやう、ブリキ鑵も二重甕ならよいわけです。

また

▽一度濕氣の…入つたものは廢物にしないで、つくだににすれば又美味しくいただけます。割合は生醤油七八勺に海苔十枚位の割で「とろ」火で氣長に煮つめることです。

肌を摩擦しなさい

（簡單な健康法）

防寒と若返りに特效：

寒さがきびしいと厚着をしたり、火鉢やストーブにかぢりついたりしたがるものだが最近考案された皮膚摩擦を行

ふと、冷水摩擦より簡單でより以上の效果があり、不知不識活氣にみち、寒さに對する抵抗力が增すから實行をおすすめする。摩擦にはタオルを用ふるもよく、ヘチマの皮麻又は動物の毛、藁ブラシ、繩タワシ等を用ゐるが、タオルは刺激の少い缺點があり、タワシはともすると皮膚を傷けるやうなことがあるので、注意を要する。起床後と就寢前と一日二回、五分乃至十五分間摩擦する。肌の柔い婦人や子供でブラシを使ふときには入浴時に石鹸と共に用ゐだん〳〵乾いたものに慣れるやうにする。先づ脊柱を脊から腰へかけて摩擦すると、血管が擴張してポカ〳〵して來る。そして次には頭部から他の部分へと及ぶのが正しい順序である。始めは室内、なれたら戸外へ出て、空氣浴をしながらやり、摩擦後は十回位深呼吸をする。右の方法は感冒豫防になるのは勿論、若返り法、神經衰弱、貧血、便泌、不眠症、冷え性の人々には殊に效能がある。

毛織物の防寒性

防寒用布として最も大切なものは毛織物である。この毛織物の中には、羊毛を併行狀に引揃へた糸即ち梳毛糸（ウーステット）と、比較的短い羊毛を糸の表面へ毛羽が澤山出るやうにして作つた紡毛糸（ウールン）とがある。前者はサージ類などに、後者は羅紗地やブランケットなどに用ひられるもので、防寒用としては空間の多い後者の方がいいわけである。この意味から毛織物と云つてもどれもこれも優れた防寒性を有してゐる譯ではない。今吾々が日常着用する衣服並に寢具に用ふる毛布の防寒性を比較してみると次のやうになる。

▽日常衣服地防寒性

毛シヤツ……四〇%
オーバー地……四三%
サージ類……三六%
毛布……六〇%
ラシヤ類……四〇%
フランネル……四〇%

然し實際の服はこれに裏地がついて、更に移動し難い空氣を多量に含むことになるから餘計溫かさは增加することになる。

海外異聞錄

◆逆を行つた牢獄の花形

世界の模範監獄として有名なニューヨークのシン・シン刑務所は近頃ソンと憂鬱だ。といふのは、最近二人の花形が滿期出獄したからである。その一人アルバート・ビアシ君は刑務所内の小唄作者として非常な人氣があつた。彼は確に斯道の天才で刑務所の外でも一般に愛唱されてゐる「アイ・シング、ユー・シング ソイ・オール・シング・フオア・シンシン（あたしが歌へばあなたも歌ふ、シンシン樂しやみんなが歌ふ）」だの「ホールデム・ジエール（刑務所極樂）」等の傑作は囹圄の生活を朗かな樂しいものにした。

もう一人は「ジヤムボー」の綽名で通るソイリアム・モラノ君で、彼は警官連から組織されたチームを打破つてシン・シンのために萬丈の氣を吐いた殊勳者だ。兩人が放免される時は出て行く彼等も見送る囚人等も泣の涙であつた「何とかしてまた戻つてくれよ」「兄弟泣くなオレはきつと戻つて來るぞ」といつたやうな奇怪極まる會話が交換されたのである。

殊にビアシ君の方はセンチメンタルな詩人だけに刑務所生活が戀しくつてたまらず、出獄すると間もなく或日オフイスから一壺のタイプライターを盜み出し交番の前をこれ見よがしに持歩いて捕まり、譴責だけで釋放され地團駄ふんで口惜しがつたなどは全く變つてゐる。

◆人道的な無痛死刑

米國の死刑は大概「電氣椅子」だが電氣や絞首は死刑囚に苦痛を與へるとあつて米國ネヴアダ州では一九二五年以來「窒息ガス」を使用して來た。その方法は死刑に該當する重罪犯人を密閉した一室に入れ、次で强力なガスを室内に送るのだ、すると囚人は格別の苦痛を感ずることなく即死するのである、この死刑方法は科學者の大部分が現在行はれてゐる各種の死刑中最も人道的な形式として認めてゐるが從來ネヴアダ州において死刑を執行したのはいつも夜明け前であつたから目擊者がその結果を確實に決定することが出來なかつた、そこで最近殺人犯エヴエレツト・モールを處刑する際は午前六時十五分にこれを執行し特殊の人人に對して觀察研究を許した見物人はガラス窓から死刑囚の最後の樣を目擊し大體においてそれが他の死刑方法に比して確に人道的であるといふに一致したとのことである。

◆ムソリニ首相妖姬グレタを釋放

オーストリア生れの美しい舞姬グレタ・プラヒア彼女は昨年六月イタリー首相ムツソリーニ氏の生命を狙つたイタリーの反ファシスト黨員ドメニコ・ボヴオネの愛人で、暗殺計畫に加擔した廉により三十年間の禁錮刑に處せられたが、その裁判は可なり情緒纏綿として大衆的興味をそゝるものがあつた、そのグレタがムツソリーニ首相の命令で先達てのクリスマスに釋放されたといふ報道が傳はつたので

センセーションはまた新にされたのである、彼女の放免は極秘裡に行はれた、彼女はアブリアのグラニに監禁されてゐたが牢獄から引出されると直ちにコツソリ特別列車で國境へ護送され、そこからオーストリアへ逃がされたのである、ナゼ彼女の釋放を祕密にしたかといふにその連累者五名は未だ監禁されてゐるので彼等の不平と憎悪を恐れたからだ、それに彼女の愛人ボヴオネも事件の直後銃殺されたので、如何に最近政治犯人の大赦令を公布したとはいへ暗殺未遂犯人の一味を手輕に放免することは異例だつたのである、その際の暗殺計畫は爆彈が豫定の時間に先立つて爆發し、ムツソリーニ首相を殺す目的の爆藥が反對にボヴオネの母親を殺したので、すべては手違ひとなり犯人は一網打盡された、グレタはその愛人の公判に際し黒色の衣服を纏ひ小さな黒色の帽子の下から金髪を肩に波打たせながら法廷に現れた、彼女は法廷で激しく嗚咽しかつ幾度も失神した、それは傍聽者の哀感をそゝるに餘りあるものがあつた、しかしムツソリーニ氏がグレタを放免したのは單に彼女が可憐な女性なるが故ではない、過般ローマ駐在オーストリア公使からも熱心にグレタ釋放を懇請して來たので兩國外交關係の圓滿を期する上から特に今回寛大の措置を執るに至つたものと想察されるのである。

◆アル・キヤポネのその後

曾てはアメリカの夜の支配者として畫のフーヴアに對抗して「向ふ疵」の大親分の名を一世に擅にしたシカゴ・ギヤングの巨魁アル・キヤポネそれが今柔弱とも見える程おとなしくアトランタの懲治監に靜してゐる、とある人が目撃して傳へて來た、噂の放送主は聯邦檢事ドワイト・グリーン氏だから確な事此上なし氏の言によればキヤポネは今健康狀態は無類飛切だがたゞ彼の入監以來の希望たる囚人野球チームの編成とまではなつてゐない。

キヤポネもアトランタぢや模範囚さ、嚴重に獄則を守つてちつとも失敗らないといふから素晴らしい、だもんだから他の野郎共がキヤポネ親分もそろ〳〵燒が廻つたのか、たがゞ緩んだのか知らねえが案外意氣地なしさなんてひどい惡口をきいてゐる、それにまた親分一向氣にもとめないでトンネル小金槌片手に格好をつけて獄内の靴工場で靴屋さんだ、だからもし此の儘で行けばキヤポネは善行のせいで一ケ月につき十日づゝ年期を減じて貰へる樣になるらう、手紙の來る事ならアトランタ懲治監第一さ、但しその大抵が五ドルから十ドルまでの借金の申込なんだから恐れ入るがね、さすがはメリケン一の大親分だからね、獄中にあつてもお供がゐるし、監房にやラヂオがある豪勢さだ。

◆クリスマスの變死者

歐米人にとつてはお正月より芽出度いクリスマスの廿四廿五、廿六の三日間に、米國中で不慮の死を遂げた不仕合せな人間の數は約三百五十名である、その内例によつて最も多數を占めたのは、自動車事故の百九十三名、服毒自殺、火災、溺死、喧嘩百五名、飲酒三十七名その他、これを州別にすると自動車に因る變死はカリフオルニア州が筆頭の二十名、ペンシルヴアニア州の十九名これに次ぎ、ミシガン州十四名で第三位にある。

選句所感

選句所感として毎號その三才句につき感賞を兼ねて批評をつゞけて來たが、今月はその反對に、採れない句について書くことにする。便宜上若干の句を擧げて言ふことにする。

常套陳腐の避くべきことは幾度となく繰返したところであるが、此の類が非常に多い。一應は句となつてゐるのであるが、斯る句からは何等の清新さを味はうことが出來ない。云ひ古したことの繰返しに過ぎないからである。

朝膳の香りも深し蕗の薹
梅の窓月にもの言ふ詩人かな
船頭のくはへ煙管や春の海
一輪の梅から出たり花曆
思ひ立つ伊勢參宮や春の風

およそこれ等の句、第一句目の『朝膳の』を『朝膳に』と訂すほか、その表現上に於いて何等の不備はない、のみならず各句ともそれ〴〵の句境に入つてゐるものである。然しながら前にも言ふ通り、あまりに云ひ古し過ぎた句境であり、俳句らしすぎる。

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

夜の客を送る紙燭や梅香る　天地
探梅行やうやく着きて疲れけり　松本長田人
雛の灯に小さき主客の並びけり　新義州青麟
冬ざれや石拾ひ出す門畑　横手晡遊
曳船の窓開けてあり春の川　晋州あらた
春雨や畫の米研ぐ隣り船　水戸麥村
鶏の蹴散らす土や蕗の薹　西大門壽々郎
雪の田に影して凧の上りけり　千葉麗月
大寒や舍房にひゞく鍵の音　泰山
佳作
橋涵靈雪
大曲華白

これを一言にすれば『古過ぎる』のであり、型に入り過ぎるのである。此の境地からは早く脱却してもらひたい。

□

季題はそれ自身で、すでに一の境地を持つてゐる場合が多いものである。然るにこれを忘れて一句を季題の説明にしてしまうのがまだ仲々に多い。

雪解や溪はかすかに水の音
駈け込んで手早く戸締める吹雪かな
話す間につもりて重し傘の雪
遠山に笠ほど白し殘る雪
春風や鳳あげ子等を悦ばす

これ等の句がそれである。季題と配材は文字上に於いて必ずしも結ばることを要しない。たゞし氣持の上に於いては深く相結ばらねばならない。然して、季題と配材とが内面的に結合して句全体の一情景を作るべきである。

□

俳句に理窟の禁物なることも屢々言つたところであるが、

自力更生叫ぶ農夫や畠打
引締る我が民草や紀元節
物洗ふ女の群や春の水　岩國　樂
城外や下駄に吸ひつゝ春の泥　新義州　青村
春寒し水田に映る山の雪　大曲　刀耀象
杉の雪鴉落して飛びにけり　大曲　呑洋
山裾に鶯鳴くや朝霞　大曲　月舟
初風や浮標に來てゐる白き鳥　福岡　虎溪
池の鯉かすかに動く餘寒かな　小田原　照山
炭燒の煙雪より昇りけり　飯田　巖想庵
傘の人斜に走る吹雪かな　水戸　獨古山
黄昏や梅に明るき丘の家　千葉　一風匡
とゞろきて大岩壁の雪崩かな　秋田　大阪　周
春雨の傘長橋に續きけり　大阪　九濤
汽車出でし驛の廣さや冴へ返る　岩國　斗南
春寒し火鉢に炭のはねる昏　光州　榮畑
飛行機の消え行くあたり春の雲　飯田　英子
節分の豆もらひけりひとり者　姫路　十字路
歸り來て紐解く靴や春の泥　北支　三々子
神宮の外苑廣く草萌ゆる　北支　雪梅
鹽田に人動き居て長閑なる　金泉　とめ女
寒月のレールに凍る光りかな　橘通　心門
大弓の音ほがらかに梅の園　名古屋　一龍
西大門

出初式殊に今年は活氣あり

感涙の出初訓示の署長かな

などの如き、徒らに聲を大にして、大見得を切つてゐるところ、むしろ滑稽である。そこに何物が再現されてゐるか、讀者にはその情景共に解らない。たゞ空虚にひびく聲を聞くばかりである。

□

今年は嫁ぐ姉なり初鏡
梅が香や暫し座頭も杖を止め
梅折てあたり見廻す野中かな

挨拶を火鉢に交す雪見客

などの句は俗情に近いもので、嫌味を持つてゐる。句に勿体をつけようとすることが兎角此處に墜ちる因をなす。これがために反つて句境を淺くする。

□

寶初やラヂオせはしき隣り店
山里の煙る藁屋や春の雨
鶯を心靜かに聞きにけり

最も多いのは此の類の悪いと云ふでもないが、あまりに平板に過ぎて物足らぬ句である。觀察を鋭敏にして清新な句境を見せる工風が必要である。

朝の雨柳に降るや廓町　岩國　錦江
春寒く藻屑をつゝく鴉かな　北支　ふるた
草の根に寄る小魚や水濕む　姫路　松月
草崩のところどころや里の道　甲府　一水
燈臺のサイレン唸る吹雪かな　青森　紫濁
そゝり立つ一本杉や雪の原　名古屋　梅重
凍てつきし朝の水車や三十三才　金澤　若水
鐘撞くや降りかゝり來る春の雪　金澤　瑤靡
雪催ひ樽明りする晝の土間　甲府　落穂
いさゝかの草崩ゆるなり鳥居の根　北支　市二
摘草や孫と連れ立つ最合籠　千葉　琴月
雨の燈に人なき河岸の柳かな　岩國　養山
春の夜やさゞめき通る女連れ　西大門　六騎
彼岸會や古刹の鐘の晝を鳴る　小田原　一川
春の日や椽の障子に暮れおそき　飯田　中洲
燈籠の雪こぼしけり初雀　福岡　閑一
讀初の親子机を並べけり　福岡　青木
鶯や峠をのぼる右左　飯田　史山
道間へばはにかむ乙女桃の里　鎭南浦　梅廼舍
炭燒の一人暮しや冬の山　飯田　有市

任補

長野轉勤　保健技師　佐藤作治郎（前橋）
前橋轉勤　仝　三上顯（金澤）
金澤轉勤　仝　平野武一（神戸）
免本職沖繩轉勤　支所長　儀間實猌（平良支）
平良支所長　看守長　仲地清雄（沖繩）

一月十七日

浦和支轉勤　看守長　横山和義（市谷）
任看守長（市谷勤務）　看守　川口忠一（巢鴨）
仝　（大阪勤務）　仝　阿部保（仝　）
仝　（小菅勤務）　仝　倉橋美紀（仝　）　敍勳八等瑞寶章

一月二十四日

免　保健技師　坂元貞俊（奈良）

二月六日

任保健技師（札幌勤務）　須藤元
前橋轉勤　保健技師　湧谷遙太郎（札幌）
神戸轉勤　仝　大垣平治（前橋）

昇給

典獄補　米倉忠治（神戸）

一月二十一日

六級俸

敍勳

看守長　横山和義
兼屬　守田象三

一月十九日

編輯餘錄

□「一九三一年のフイラデルフイヤに於ける犯罪」といふ統計的發表によれば一九二七年より一九三一年に至る五年間の窃盜犯の被害總額は今日の爲替相場でいへば、約一千七百六十五万円になるさうである。フイラデルフイヤだけで然も窃盜だけでそれだけになるのだから犯罪の被害といふものがいかに大きいか。

□　それにつけても、國家はその被害者たちから出す稅金で囚人を養ふといふことに特に考慮の必要が起るのである。編輯子の所謂自給自足主義と賃金主義による能率向上とは之に對する刑罰の結論として大方の賛成を得なくてはならなくなつた。

□　われわれはこの數年間特に行刑の科學化を高調して居る。それがために、屢々或はレンツを紹介し、ベルベックを擧げシュラップの著書を引用して刑事人類學に對する世界の傾向を一般に關心せしめんと試みて居たのである。

□　しかし、刑事人類學と社會環境とが如何に交錯して居るか、一知半解の科學がいかに行刑をわざはひせしめるかは科學を眞に明かにせねば益々その交錯を深め行くのである。刑法學者のザウアーは科學を裁判に利用せんことを主張した。だが、かやうな主張に對するグルーレ等の懷疑は決して之を否定することは出來ぬ。

□　かやうな科學を中心とする刑事學界の動向及び刑事生物學に對する通常の意識を明かにして置くことは今日の行刑には最も必要な事實でなければならぬ。編輯子はかやうな考から玆に犯罪生物學に對する權威吉益醫學士をわづらはして本號からその所見を聞くことにしたのである。豐富なる文獻に基かれる學士の所作に興味は深められ行く。

□　あす練習生諸君が又巢立つて行く。希くば行刑進化の爲めに健闘せられんことを。

昭和八・二・一九日夜　あき羅

定價　一冊（稅共）金二十五錢　六冊（稅共）金一圓五十錢　十二冊（稅共）金三圓

廣告料　一等一頁　金五十圓　二等一頁　金四十圓　普通一頁　金三十圓

註文規定
●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和八年二月二十八日印刷納本
昭和八年三月一日發行

編輯兼發行人　伊藤忠次郎　東京市麹町區西日比谷町一番地
印刷人　竹田益平　東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷所　刑務協會印刷部　東京市葛飾區小菅町一二八四番地
發行所　刑務協會　東京市麹町區西比日谷町一番地
電話銀座二三四四、三八二五番
振替口座　東京二五〇五九番

刑政第46巻第3号

矯正図書館

46e Année n° 3 Mars 1933

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Yoshimasu, S.—De l'état actuel de la biologie criminelle.

Fukuyama, F.—De l'accident de travail pénitentiaire.

Mouvement des idées à l'étranger :

J. R. Moore, The United States probation system.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio